

北区教育ビジョン2010

平成22年2月

北区教育委員会

はじめに

北区教育委員会は、平成17年(2005年)に北区の教育が目指すべき姿と方向を示す北区の教育理念として「北区教育ビジョン2005」を策定し、「教育先進都市・北区」にふさわしい21世紀の生涯学習社会の構築を目指し、さまざまな施策を展開してまいりました。

しかし、この間、平成18年(2006年)に教育基本法の60年ぶりの改正をはじめ、学校教育法などいわゆる教育三法の改正、さらにはこれらを受けた新学習指導要領の改訂では、教育内容の充実と合わせ授業時数が増加されるなど教育を取り巻く環境はかつてない大きな変化を遂げています。

改正された教育基本法においては、計画的な教育行政を推進するため、教育振興基本計画の策定が各地方自治体の努力義務と定められました。

この趣旨を踏まえ、北区教育ビジョン2010の策定は、学識経験者等の知見を得ながら、教育委員会が自ら行い、責任体制をより明確化するとともに、教育振興基本計画と位置づけ、計画的な教育行政を進めることといたしました。

知識基盤社会が到来する中で、子どもたちが生きる力を育てていくためには、質の高い教育を提供することが重要であり、こうした役割を担う公教育の意義はますます大きくなっていることを改めて認識し、北区教育ビジョン2010では、学校教育に重点を置いています。一方、これからの社会では、教育の原点である家庭や地域などが連携しながら教育力を向上させ、社会全体で子どもを育てる仕組みと、区民一人ひとりが自己実現を図って、豊かで実りある人生を送ることのできる生涯学習の視点は不可欠です。

北区教育ビジョン2010では、こうした点を踏まえ、これまで実施してきた施策の効果の継承・発展とともに、今後5年間に重点的に取り組むべき施策を明確にいたしました。

北区教育委員会といたしましては、この北区教育ビジョン2010が目指す「教育先進都市・北区」にふさわしい教育の推進を通じ、区民の皆様の信頼と期待にこたえられるよう、これからも全力で取り組んでまいります。

最後に、このたびの教育ビジョン改定にあたり、貴重なご意見をいただきました多くの方々に感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

東京都北区教育委員会

目 次

第1章	教育ビジョンの位置づけ	1
第2章	教育ビジョン2005の総括	2
第3章	「北区教育ビジョン2010」の基本的な考え方	
I	これからの知識基盤社会において教育が果たす役割	
1	今後10年間に予想される教育を取り巻く環境の変化	7
2	今後10年間を通じて北区が目指すべき教育の方向	15
II	「教育先進都市・北区」が目指すこれからの教育	
1	教育への信頼を高める	
(1)	「生きる力」の定着を図る	17
(2)	「学び」のつながりを大切にする	18
2	子どもたちの未来を応援する	
(1)	学校・家庭・地域の連携を強化する	20
(2)	地域とともに子ども、学校を支援する	21
3	学習の成果を地域に生かす	
(1)	学習・スポーツ活動を支援する	24
(2)	学習成果を生かしあう	25
III	施策展開の3つの視点	27
第4章	重点施策と推進計画	
I	北区教育ビジョン2010の体系	30
II	3つの視点に基づく取り組みの方向・重点施策・推進計画	
1	「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する	
(1)	確かな学力を保証する	32
(2)	豊かな心を育む	35
(3)	健やかな体を育てる	37
(4)	個に応じた教育を推進する	39
(5)	教員の資質・能力の向上を図る	41
(6)	社会で活躍する子どもを育てる	43
(7)	特色ある学校づくりを推進する	45

2	家庭・地域の教育力向上を支援する	
(1)	家庭教育を支援する	47
(2)	就学前の教育機能の向上を図る	49
(3)	地域とともに子ども、学校を支援する	50
3	生涯を通じた学びを応援する	
(1)	学習、文化・芸術・スポーツ活動を振興する	53
(2)	安全・安心な教育環境を整備する	57

第5章 北区教育ビジョン2010の実現に向けて

I 教育委員会の改革

1	点検及び評価の実施	60
2	教育委員会活動の活性化	60
3	教育委員会事務局組織の改編	61
4	情報発信の充実	61

II 連携・協力体制の強化

III 国、東京都への要望

【北区の教育が目指す子どもの姿】

<参考資料>用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)

<参考資料>北区基礎・基本定着度調査・・・・・・・・・・・・・・・・ (23)

<参考資料>北区教育ビジョン2010検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・ (33)

第1章 教育ビジョンの位置づけ

北区教育ビジョン2010は、北区基本構想を踏まえ、北区基本計画と常に整合性を図りながら、時代の要請に応えつつ、「教育先進都市・北区」のさらなる発展を目指すものです。

さらに、教育基本法において施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治体の努力義務とされた教育振興基本計画に位置づけるとともに、10年程度の将来を予測しながら、今後5年間に北区教育委員会が重点的に取り組むべき方向を明らかにしています。

なお、区民の誰もが心豊かに充実した人生を送るためには、生涯を通じて主体的に学び、その成果をさまざまな活動に生かすことのできる環境づくりが求められます。このため、北区教育ビジョン2010では、教育基本法の改正により「生涯学習の理念」が新たに規定されたことを踏まえ、誰もが、いつでも、どこでも学べるよう学習機会を保障するとともに、その成果を生かすことができる「教育先進都市・北区」にふさわしい生涯学習社会の創造を目指していきます。

最後に、この北区教育ビジョン2010は、中長期的な視点に立ち、北区教育委員会が進める学校教育、生涯学習の進むべき方向性を示すものです。

従って、北区の教育目標については、こうした点を踏まえるとともに、時代の変化に対応して定めていくものです。

第2章 教育ビジョン2005の総括

平成17年（2005年）3月に策定した北区教育ビジョン2005では、「教育先進都市・北区」にふさわしい21世紀の生涯学習社会を目指し、「乳幼児期」「学齢期」「青年期」「社会人」というライフステージに応じた取り組みの方向を設定し、施策展開を図ってきました。これまでの各ライフステージにおける「取り組みの方向」と重点事業及びその総括については、以下に述べるとおりです。

I 乳幼児期

「家庭における教育への支援」では、家庭教育の重要性について意識の醸成を図るため、さまざまな対象者を想定し家庭教育学級の開催など家庭教育の充実に努めてきました。

また、育ち愛ほっと館等での子育てサークルづくりの支援による保護者ネットワークの形成や、専門相談員による相談体制の整備、民生委員・児童委員による子育てアドバイザー事業などの子育て支援策については、子ども家庭部が中心となって実施してきました。今後は、これまでこうした場に参加してこなかった保護者の参加促進やネットワークの強化、父親の育児参加を促す取り組みの充実が課題となっています。

「幼児教育の充実」では、公立学校と就学前教育施設との交流事業、区立幼稚園教員と区立保育園保育士の交流研修など連携・協力関係を推進してきました。「東京都北区就学前教育保育検討委員会」では、就学前の一貫した教育及び保育を実施するための基本的なあり方を検討し「子どもたちの育つ姿」を作成しました。しかし、小1プロブレムの解消に向けて、私立幼稚園、私立保育園を含めた連携・協力の推進が課題です。

発達障害児に対する支援については、「東京都北区発達障害児への総合支援策検討委員会」を設置し、報告書を作成しました。

また、就学前教育相談機能については、幼稚園や、保育園、児童館のほか、より専門性の高い相談は、育ち愛ほっと館や児童相談所、就学相談室、教育相談所などと連携しています。これからは、子どもの発達に応じて就学までを見通したより充実した相談体制の構築が求められています。

Ⅱ 学齢期

「学校の改革」では、二学期制が平成15年度（2003年度）からのモデル実施を経て、平成18年度（2006年度）に区立のすべての幼稚園、小学校、中学校で導入され、既に定着しています。また、子どもたちの個性や能力を伸ばし、自ら学び自ら考える教育を進めるためには、基礎的・基本的な学力を確実に身につけることが重要であるとの認識から、以下のような取り組みを行ってきました。

区独自に非常勤講師を配置してきめ細かな指導を行う学力パワーアップ事業は、平成18年度（2006年度）から中学校にも拡大しています。

また、これらの成果を検証するため、「基礎・基本の定着度調査」を小学校、中学校でほぼ全学年で実施し、学力の状況を把握するとともに指導方法の改善に活用しています。今後、この結果を授業への確に反映していくことが求められています。

さらに、児童・生徒の国際コミュニケーションの素地を養うことを目指し、小学校ではALT（外国語指導助手）を活用した英語活動の導入、中学校ではイングリッシュサマーキャンプの充実など英語が使える北区人事業を積極的に展開してきました。さらに、子どもたちの理科に対する興味と関心を高めることを目的として大学との連携による理科大好きプロジェクトにも取り組み、これまで多くの子どもたちの参加を得てきました。

今後は、これまでの取り組みに加え、大学などの専門教育機関のノウハウを活用しながら、知識やコミュニケーション能力が一層重視される知識基盤社会の中で力強く生きる力を育めるよう、より効果を高める工夫に全力をあげていく必要があります。

個に応じた教育の推進では、平成19年度（2007年度）からの特別支援教育の本格実施に向け、北区特別支援教育推進計画を策定し、教育相談所など関係機関と連携した支援システムの構築を行ってきました。さらに本格実施後の状況及びニーズや問題点を踏まえた改善と充実が必要です。

また、地域が学校運営に参画する新しい学校形態であるコミュニティ・スクールについては、平成19年（2007年）2月に西ヶ原小学校に学校運営協議会を設置し、都内で13校目となるコミュニティ・スクールが発足しました。

今後、この経験を生かし、地域の実情に合わせた拡大が求められます。

次に、「家庭・地域の教育力向上と再構築」では、地域の人々が持つさまざまな知識や技能を子どもたちの教育に生かし、放課後子ども教室や地域寺子屋、地域土曜講座、わくわく土曜スポーツクラブなど多くの事業を取り組んできました。今後、放課後子ども教室については、すべての児童に安全で安心な学習、遊びや生活の場を提供できるよう、区立全小学校への展開を目指

していくことが必要です。

「学校支援体制と教育条件の整備」では、北区独自の教育システムである学校ファミリー構想に基づき、サブファミリーを中心としてさまざまな活動に取り組みました。教員や子どもの交流で小中学校間の相互理解が進むなどの成果が見られ、学校現場には確実に浸透してきています。

また、義務教育における一貫性を確保する観点から、学校ファミリー構想を基盤として北区小中一貫教育基本方針を策定し、小中一貫教育モデル事業などにも取り組んできました。

今後は、学校ファミリー構想の区民への浸透に一層努めるとともに、サブファミリー間の連携強化など、さらなる展開が必要です。

また、教育のシンクタンクの機能を有する北区教育未来館を設置し、さまざまな事業を展開する中で北区の教育改革を進めてきました。今後は、分散している相談機能を統合するなど、より総合的な機能の強化が求められています。

次に区立学校のICT（情報通信技術）化については、平成20年度までに、区内の全小・中学校の教員に一人一台のパソコン環境が整備されました。

今後は、こうした環境を十分に活用していくことが必要です。

また、学校適正配置については、少子化に伴う学校の小規模化に対応するため、学校適正規模等審議会における答申を踏まえ、学校適正配置計画を策定し、適正配置を推進してきました。中学校の適正配置については、平成21年（2009年）4月の第七次学校適正配置の実施により一定の区切りをみたところですが、今後は小学校についての計画策定に取り組む必要があります。

学校改築をはじめとした教育環境の整備については、平成21年度（2009年度）に、同一の敷地に併設型の王子小学校・王子桜中学校及び新たな場所に移転した西浮間小学校の改築がなされ、地域施設としての学校、環境配慮型の学校となっています。また、校舎等耐震補強や校舎の大規模改造、普通教室の冷房化などについては、着実な進展が図られました。しかし、学校適正配置計画により存置が決まった学校の教育環境向上のための改修や初期に大規模改造を行った校舎等のライフラインの更新及びエレベーターの設置などバリアフリー化が課題です。

Ⅲ 青年期

「青年の地域参画と自立支援」では、放課後子ども教室や地域寺子屋、あすか教室などで学生のボランティアを積極的に受け入れ、活動の発展を図ってきました。

また、中学・高校生夢探検事業として、大学・高校等と連携しつつ北区スーパーサイエンススクールや中学生 iroiro 講座、高校生 ikiiki 講座を実施し、理科や科学への関心や、学ぶことの意義やさまざまな職業への関心を高める事業を実施してきました。

さらに、中高生世代が自ら成長していくための支援のあり方を提言した「北区中高生世代夢構想」では、今後の施策の方向性として「日常的な居場所づくり」「中高生世代の発表の場、参画の機会の確保」「将来の夢形成支援（気づきと学習の機会の提供）」を示しています。

今後は、これまでの成果を踏まえ、こうした事業に参加した青少年の地域活動への参画と相互交流の推進に取り組んでいく必要があります。また、キャリア教育についても、子ども家庭部の「北区次世代育成支援行動計画」の内容と整合を図りつつ、充実に向けた取り組みが求められています。

次に、「高等学校や大学等との連携と協力」では、平成17年（2005年）から、旧北園小学校周辺地域における学びのまちづくり事業として、お茶の水女子大学連携事業や地域との協働で「学び」をキーワードに活動を展開する区民参画型委員会による事業、総合型地域スポーツクラブ・モデル事業などさまざまな事業を実施して多くの成果を挙げてきました。今後は、実施後の状況変化を踏まえた事業の見直しが必要となっています。

なお、大学等との連携につきましては、新たな事業を展開するうえでも分野の拡大を視野に入れた連携先の検討が必要となっています。

IV 社会人

「生涯学習の新たな展開」では、社会人について、区民大学やことぶき大学などの講座の実施や各文化センターにおける区民講座など、区民の生涯学習ニーズに応えた事業を展開してきました。また、平成20年（2008年）には、区民の生涯学習を支える情報拠点として新中央図書館を開設し、多くの方々に利用されています。

また、家庭の教育力を高めるため、PTA研修会の充実や家庭教育学級等各種講座を実施し、学習機会の充実を図りました。今後は、特に教育力が低下しているといわれている家庭（保護者）への働きかけを強めていく必要があります。

なお、これからの生涯学習社会では、学習した成果が地域で生かされる仕組みづくりが重要であり、北区においても、こうした観点からの取り組みの一層の充実が求められています。

「文化・芸術、スポーツの振興」では、北区の歴史や文化を理解し伝承することを目的として、北区指定有形文化財である旧松澤家住宅を活用したふるさと農家体験館事業を区民との協働で実施し、郷土の歴史の理解に貢献しています。

今後は、区民との協働をさらに推進するとともに、文化財を後世へ伝え、北区を郷土として愛する心を育むため、飛鳥山博物館等をはじめとした文化・学習施設を一層活用した取り組みが必要です。

そのほか、スポーツライフビジョン推進のため、スポーツ人材育成講座を実施しました。また、自主運営型の北区版総合型地域スポーツクラブの育成を支援し、区内で初の総合型地域スポーツクラブが発足しました。

今後は、「地域が創る豊かなスポーツライフビジョン」を改定するとともに、これまでの経験を踏まえ、北区版総合型地域スポーツクラブをさらに拡大していくことが求められます。

また、区民のライフステージに応じた生涯スポーツの推進の役割を担う施設の整備については、（仮称）赤羽体育館をはじめ、さらに整備を進めていく必要があります。

V まとめ

教育ビジョン2005については、既に述べたようにライフスタイルに応じた「取り組みの方向」を示し、数多くの事業を実施し多くの成果・効果を挙げてきました。今後は、これまで実施してきたさまざまな取り組みの成果と課題を踏まえ、区長部局との連携を十分に図りながら、時代の変化に柔軟に対応した北区の教育振興基本計画の中で、新たな取り組みや事業の再構築を行っていきます。

第3章 「北区教育ビジョン2010」の基本的な考え方

I これからの知識基盤社会において教育が果たす役割

科学技術の急速な高度化やインターネット技術の革新などによる情報化の進展により、新しい知識や情報、技術が瞬く間に世界を駆けめぐり、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域で、影響力を高め、活動の基盤としての重要性を増しています。こうした知識基盤社会がさらに進展していく中では、教育を取り巻く環境についても変化の幅とともにそのスピードもこれまで以上に急速となっていくものと考えられ、教育が果たす役割はさらに重要性を増していくことは疑いありません。

1 今後10年間に予想される教育を取り巻く環境の変化

【社会経済のグローバル化の進展や地球環境問題の深刻化】

地球規模で人が移動し、物が運ばれ、情報が駆け巡る社会経済のグローバル化が進展し、外国人との交流など異文化理解や多文化共生がより必要とされていきます。

こうした社会では、情報がますます大きな価値を占めるため、高齢者や障害者も含め、誰もがどこでも簡単にICT（情報通信技術）を用いてコミュニケーションが図れる環境が整備されていくに従い、世代や地域を越えたコミュニケーションが盛んになるなど、これまでの社会システムが大きく変化し、新たな価値観が生まれる可能性もあります。一方で、さまざまな分野において、絶え間ないイノベーション（技術革新）は目覚しく、新たな技術をすぐに陳腐化してしまうなど、その更新サイクルを早めています。

このような状況の中で、子どもたちには、技術の進歩に柔軟に対応する力や異なった文化を理解し認め合う力、自立的に行動する力がこれまで以上に必要となってきます。

一方、高度情報化社会では、商法の悪質化や巧妙化、人権侵害につながるネットでの誹謗中傷、有害情報の氾濫など「影」の部分の対策が不可欠となります。

また、地球温暖化に代表される地球規模の環境危機が複雑化・深刻化しており、社会の持続可能性を高め環境に配慮する必要性の高まりとともに、生活様式の変更や新たな社会システムの構築が進んでいくと思われます。

このため、子どもたちについても発達段階に合わせて地球環境問題の理解を図り、環境の保全に寄与しようとする意識をもった子どもの育成に努める必要があります。

【産業構造の変化やライフスタイルの多様化】

知識基盤社会の進展などにより、新たな形態の産業が生み出され、雇用においても多様な就業形態が予想されます。

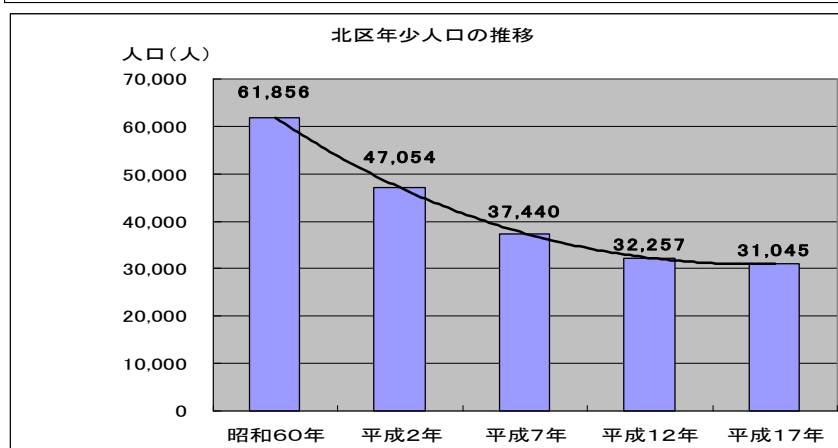
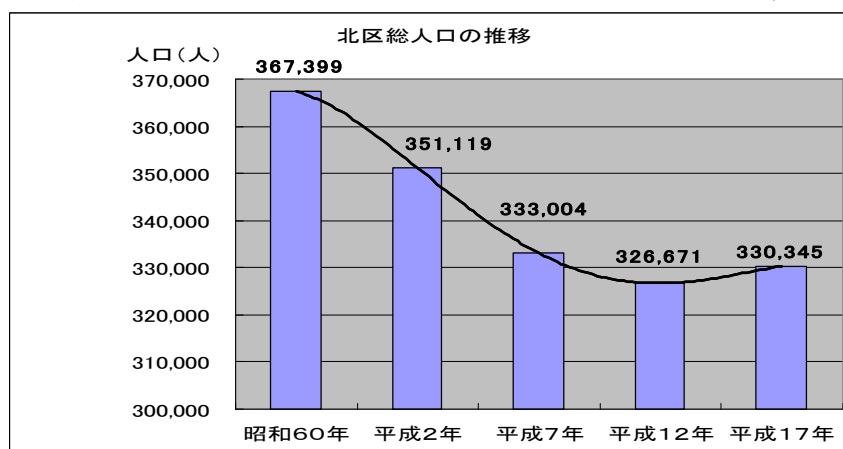
また、既に勤労者世帯の半数を超える世帯が共働きとなっている状況も進む中で、個人の価値観が一層多様化するとともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がより重視されてくると考えられます。

国においては、平成19年度（2007年度）に、個人の生き方や人生の各段階に応じて多様な働き方の選択が可能な社会の構築に向けた行動指針が策定されています。一方で、価値観の多様化は、個人の自己中心的な行動の容認を意味するものではありません。教育の担い手である学校、家庭、地域においては、社会のルールやマナーを守る態度を育成していく取り組みとこれを支援していくことが、ますます重要となっていきます。

【少子・高齢化の進展と人口減少社会】

わが国の少子高齢化は、世界でも例をみない速さで進んでおり、総人口が減少する人口減少社会に突入しています。

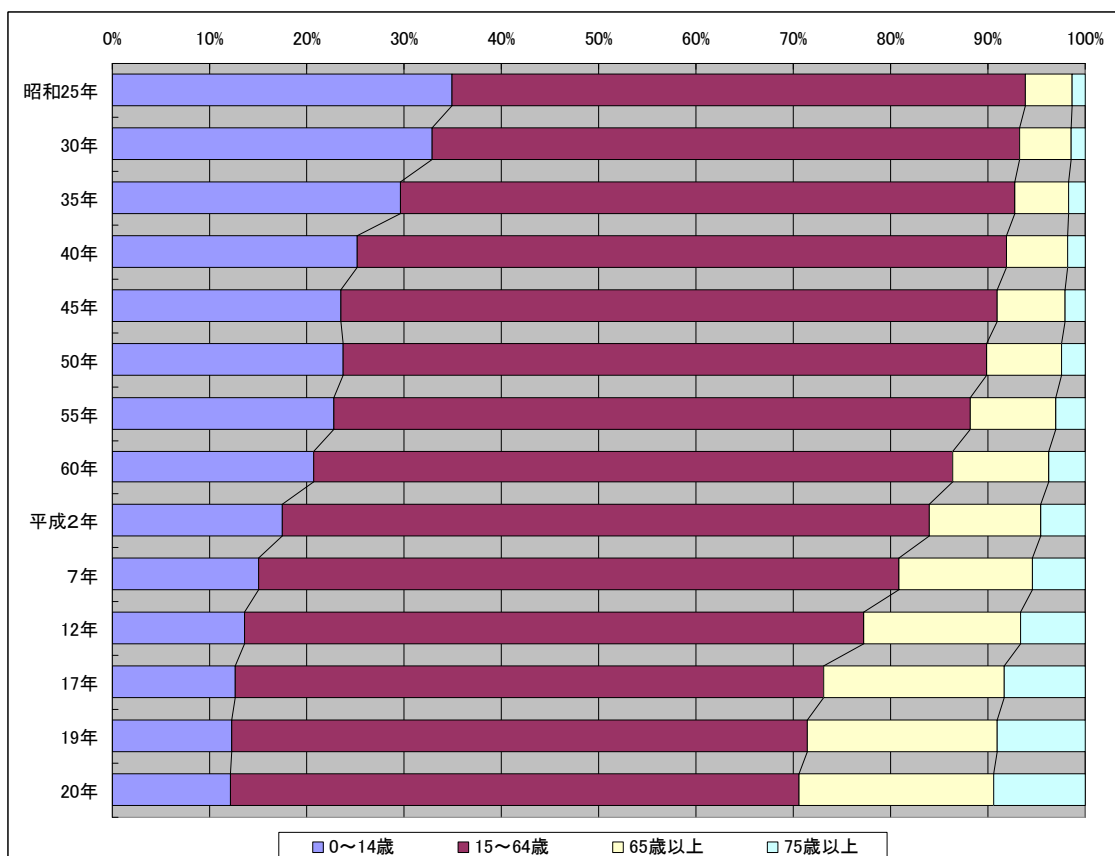
以下のとおり、これまでの国勢調査によれば、平成17年の北区総人口は、昭和60年からマイナス10.1%となっているのに対して、年少人口については、マイナス49.8%とほぼ半減となっています。



国勢調査

長期的な潮流としては、少子高齢化の進展と人口減少は継続していく見込みであり、このように社会情勢が変化していく中で、子どもたち自身が明るい未来を切り拓いていくためには、一人ひとりの子どもたちの教育に学校・家庭・地域・社会全体で取り組んでいく必要があります。

○少子高齢化の進展（人口規模の変化）



PSI年報2010
総務省統計局 出版

【家庭・地域社会の変化】

家庭では、核家族化の進行や共働き世帯の増加、親の価値観の変化などにより、家庭における子どもと親の関わり方や教育のあり方にも変化が生じ、家庭の教育力が低下していると言われてしています。

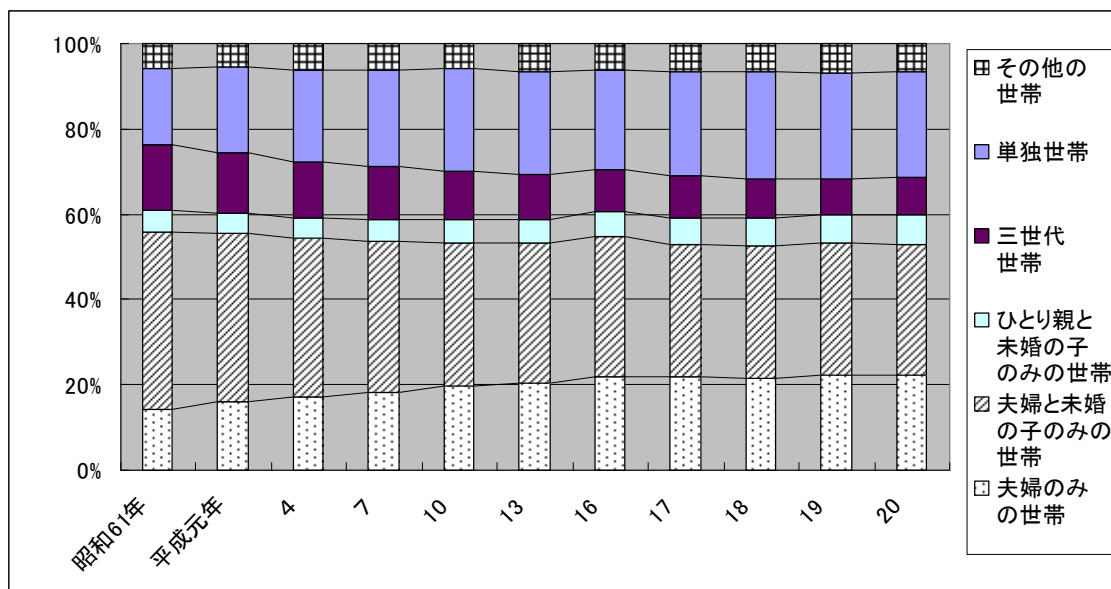
また、地域では、都市化や少子高齢化の進展で、近隣の連帯意識の希薄化や地域における担い手の減少が進み、地域社会の求心力が低下するとともに教育力の低下が懸念されています。

このように、家庭、地域の教育力の低下が懸念される一方で、地域の人々が積極的に学校の活動に参加しようとする機運の高まりも見られています。

このため、家庭・学校・地域の連携のもとで関係者が一体となって教育に取り組む北区独自の学校ファミリー活動の充実がより一層求められています。

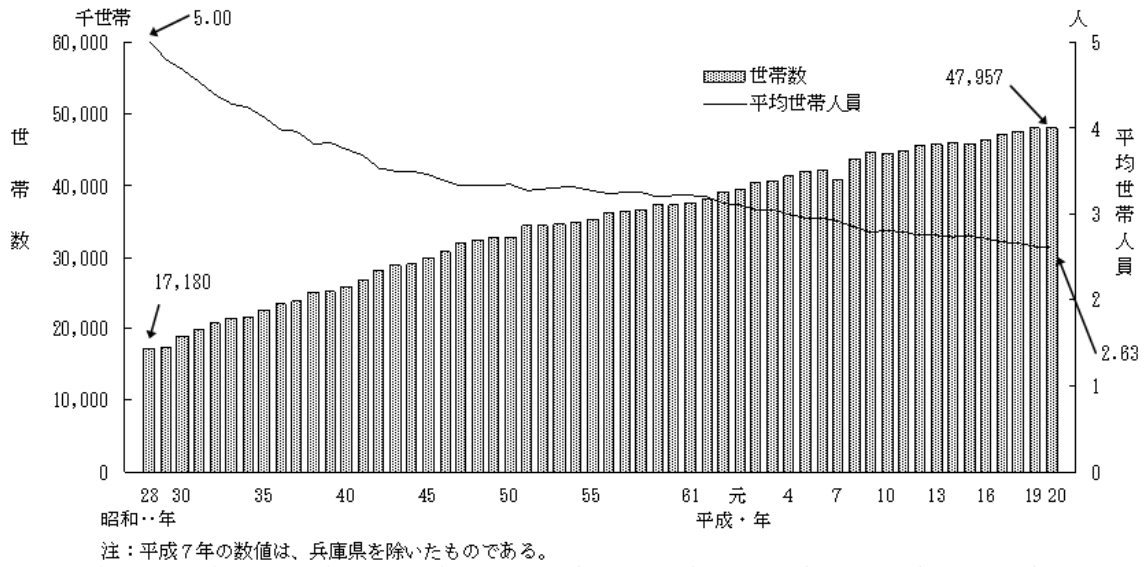
また、いわゆる団塊の世代と呼ばれる人々については、地域活動への参画に期待が寄せられています。こうした社会の潜在力とも言える人々にボランティア活動やコミュニティづくりへの参画を促し、幅広い分野で地域コミュニティの担い手や学校支援、生涯学習活動の人材として活躍してもらうための仕組みづくりが急がれます。

○世帯構造の年次推移



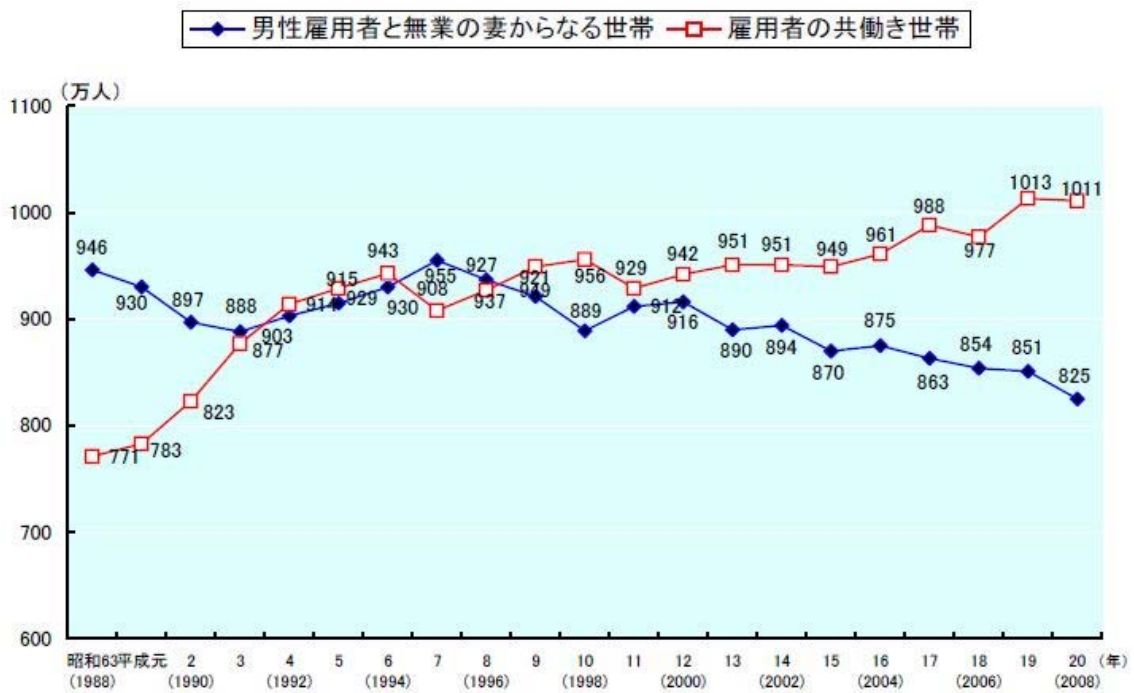
国民生活基礎調査
(平成20年)
厚生労働省実施

○世帯数と平均世帯人員の年次推移



国民生活基礎調査
(平成20年)
厚生労働省実施

○共働き世帯の推移



男女共同参画白書平成21年版
内閣府

【教員の大幅な世代交代】

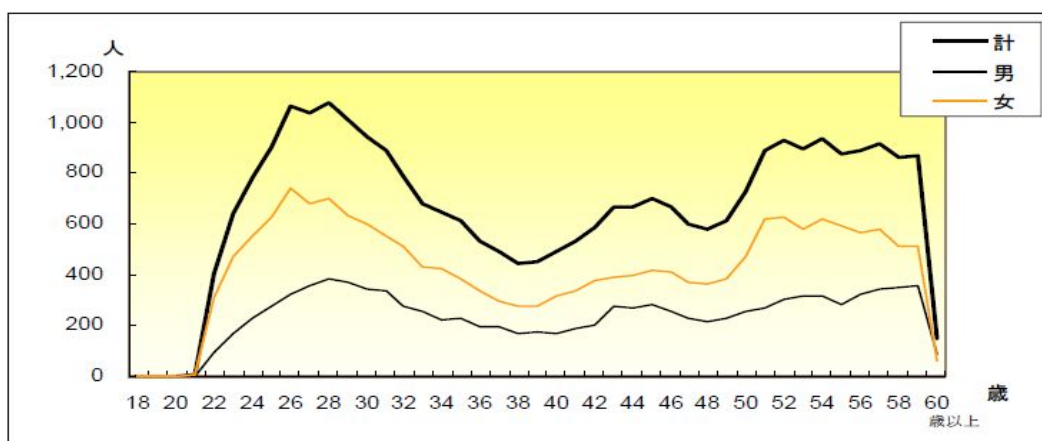
学校においては、団塊の世代以降の大量退職時期を迎え、教員の世代交代が急激に進んでいます。特に、今後10年間では全体の半数程度の教員が入れ替わることが見込まれます。

これに学校の小規模化が加わり、教員同士で研究したり、ベテランからノウハウを継承したりする機会が減少しており、教員が指導力をつけることが難しい状況が生じています。

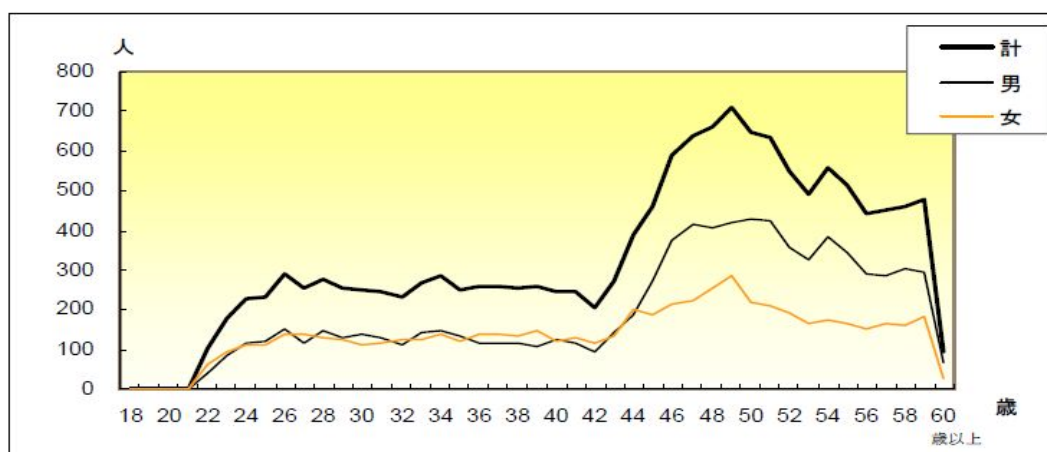
そのため、経験豊かな教員の持つ知識や指導技術等を若い世代へ確実に継承し、円滑に世代交代を進める必要があります。

○年齢別教員数構成割合

小学校



中学校



公立学校統計調査報告書
(平成21年度)
東京都教育委員会実施

【新学習指導要領に基づく学校教育の展開】

平成18年（2006年）の教育基本法、平成19年（2007年）の学校教育法の改正をうけて平成20年（2008年）には小学校と中学校の学習指導要領が改訂されました。小学校では平成23年度（2011年度）、中学校では平成24年度（2012年度）から本格実施されます。

平成21年度（2009年度）から移行措置が始まっており、改訂内容の一部は前倒しで実施されています。今回の指導要領では、教育基本法等に規定する教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、道徳教育や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を育成すること等が目指されています。

また、平成19年（2007年）に幼稚園教育要領が改訂され、平成21年度（2009年度）から実施されています。新学習指導要領を円滑に実施し、教育内容を充実させ、「教育先進都市・北区」にふさわしい教育を実践していかなければなりません。

○新学習指導要領の実施状況



2 今後10年間を通じて北区が目指すべき教育の方向

教育は人格の完成を目指し、一人ひとりの個性を尊重しながら、知識・技能を身につけ、個人の可能性を引き出し、自立した人間を育てることを目的とするものです。

また、教育には自立的に社会に参画し、その一員として役割を果たす人間を育てるだけでなく、次は、自らが次代の人を育てていくといった循環を作り出す役割も期待されます。

今後10年間に予想される教育を取り巻く環境の変化の中で、教育の持つこのような役割や効果をより大きく、確実なものにしていくため、生涯を通じて誰もが、いつでも、どこでも学べるよう学習機会が保障される環境を整えていくことが重要です。

さらに、個人として生涯を通じて学びを継続していくためには、基本的な知識とともに学ぶ喜びや意欲を持ち続けることが必要です。義務教育の9年間は、将来を生き抜いていく力を養うために最も重要な時期であり、この時期に、その後の人生の基礎となる能力や技能、態度を身につけることは、将来の可能性に大きくかかわるといっても過言ではありません。

また、新しい知識や情報、技能が活動の基盤として、あらゆる領域で重要性を高めていく知識基盤社会の中で「生きる力」を身につけるため、基礎となる力の育成を保証していくことは、公教育の大きな使命です。

そのため、本ビジョンでは生涯学習社会の構築を目指しつつも、その基となる学校教育に重点を置くこととしました。

また、学校教育の展開にあたっては北区独自の教育システムである「北区学校ファミリー構想」をもとに地域や学校の特性を生かした取り組みをさらに推進していくとともに、学校ファミリー構想が引き続き教育施策の基盤となるよう一層の充実を図っていきます。

これらの点を踏まえ、北区が進める学校教育については、社会の変化と区民のニーズを的確に捉えていくことが重要です。その方向性については、平成21年（2009年）10月の「北区教育ビジョン2010に係る保護者アンケート」において、明確に示されています。

例えば、「公立学校の教育に求めるもの」について3つまで選ぶ設問に対しては、1位が「心の教育の充実」で60.5%、2位が「塾に依存しない確かな学力の向上」で59.2%、3位が「創造力や探究心の育成」で49.3%という結果でした。

また、「今後、北区の教育行政に期待すること」について3つまで選ぶ設問に対しては、1位が「計画的な学力向上」で59.1%、2位が「教員の資質向上」で55.4%、3位が「子どもの安全対策」で44.2%という結果でした。

さらに、北区が標榜する「教育先進都市」のイメージについて3つまで選ぶ設問では、1位が「学力向上に熱心」で53.9%、2位が「教師の資質が高い」で39.6%、3位が「学校施設・設備が整っている」で28.9%という結果となっています。

このような結果については、これまで北区が進めてきた教育施策と概ね軌を一にするものと考えられますが、同時に、なお一層の充実を求めるものといえます。

今後の教育施策については、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」をバランスよく育む教育とこれを支える教員の資質向上に全力を挙げていきます。加えて、経年による老朽化が進んでいる学校施設については、計画的に改修を進め、教育環境の向上に努めていきます。こうしたことも含め、学校現場に対しては、教育における資源の選択と集中を図る中で最大限の支援を行っていきます。

Ⅱ 「教育先進都市・北区」が目指すこれからの教育

1 教育への信頼を高める

(1) 「生きる力」の定着を図る

学校教育の基本的な役割は、子どもたちの発達段階に応じて、知・徳・体の調和の取れた教育を行うことであり、生涯学習の基礎づくりを担うものです。

平成20年度（2008年度）「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）によれば、「児童・生徒は、基礎的・基本的な知識・技能は概ね身につけているものの、知識を活用する力に課題がある。」という結果が出されています。北区における結果もほぼ同様の傾向を示しており、確かな学力の定着とともにその活用能力の向上が課題です。

また、相次ぐ若者による不条理な事件の背景には、自己を制御すること、相手の痛みを知ること、社会の中で積極的に人間関係を形成することがうまくできない、規範意識や公共心・道徳心が低下している、などの問題があると言われており、「心の教育」の重要性を改めて認識する必要があります。加えて、現在の子どもたちは、インターネットやテレビ等を介して感覚的に学び取る間接体験や、シミュレーションや模型等を通じて擬似的に学ぶ疑似体験が多く、実際に人や物に触れ、実社会とかわり合う直接体験が乏しいと言われています。自ら学び、自ら考えるなど生きる力の基盤としても、さまざまな体験活動が必要です。

さらに、心身の健康は人間の活力の源泉であり、意欲や気力の充実にも大きく影響を与えるものであることを、早い段階から理解させることが必要です。

なお、特別な支援など教育活動全般に手厚い支援が必要な子どもたちについても、保護者、学校、関連する機関とも連携を図って、安心して教育を受けられる環境の整備・充実に取り組んでいきます。

「北区教育ビジョン2010に係る保護者アンケート」においては、「公立学校は、学力向上に力を入れるべきか」との質問に対しては「そう思う」（38.5%）と「どちらかというと思う」（29.4%）を合わせた割合は、7割近くとなっています。

また、「公立学校は体力向上に力を入れるべきか」との質問に対しては、「そう思う」（40.4%）と「どちらかというと思う」（30.5%）を合わせた割合は、7割を越えています。

学力格差については、「子どもの学力格差は広がっていると思いますか」との質問に対して、「広がっている」が55.1%「どちらかというと思う」が26.0%で、合わせて8割を越える保護者が学力格差

の広がりを感じているという結果となっています。さらに、学力格差が広がっている段階については、「小学校5～6年」が一番多く33.5%、次が「小学校3～4年」31.2%と早い段階から学力格差が広がっている可能性があります。

今後は、こうした調査の結果も踏まえ、北区の公立学校としてすべての子どもたちに確かな学力を保証することはもとより、習熟度に応じて子どもたちのさらなる学力伸長にもつながるような取り組みを積極的に推進していきます。同時に、豊かな人間性や健康・体力の涵養にも努め、「教育先進都市・北区」で学び育ったことを誇れる子どもたちを育てていきます。

なお、学校教育の充実は、その直接の担い手である教員の資質・能力に負うところが極めて大きいことから、教員の資質向上に向け、研修の充実や教員同士が研鑽できる環境の整備に十分に意を用いていきます。

(2) 「学び」のつながりを大切にする

これからの教育においては、心身の発達状況を踏まえたうえで、教育の一貫性、連続性を大切にしていく必要があります。

小学校に就学したばかりの1年生が、教室での学習活動になじめず授業が成立しないなどの「小1プロブレム」や、小学校6年生から中学校1年生になる時期に、学校生活や学習方法の違いに適応できず、不登校になったり、授業についていけなくなったりするなどの問題、いわゆる「中1ギャップ」が生じています。

こうした中で、平成19年(2007年)に改正された学校教育法においては、これまで小学校・中学校の学校種ごとに定められていた教育の目標が、義務教育9年間を通した1つの目標に統合されました。

① 幼稚園・保育園における幼児教育の整合と小学校との滑らかな接続

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、教育基本法に初めて位置づけがなされ、幼稚園とともに保育園についても各要録を小学校へ送付する義務が設定されるなど、教育の一貫性・連続性がますます重視されています。

しかしながら、就学前の子どもたちは、学校教育施設である幼稚園と児童福祉施設である保育園といった法律的にも実態的にも異なった環境に置かれていることや、その中でも公立、私立の別があるため、連携を図るにあたっては、さまざまな工夫や努力が必要です。

そのため、北区就学前教育保育検討委員会による、就学前の教育及び保育を実施するための基本的なあり方についての報告も踏まえ、幼稚

園・保育園での教育・保育活動の指針づくりなど教育・保育活動の共通性を高めることが重要です。さらに、小学校との連携では、学校行事における交流のほか、教員と幼稚園教諭や保育士との情報交換の場や相互に参観の機会を設けるなど密接な連携を図っていく必要があります。

②小中一貫教育の推進

小・中学校の教育の違いによる子どものつまづきを補完するため、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進していく必要があります。

北区では平成20年（2008年）「北区小中一貫教育基本方針」を策定し、サブファミリーを中心とした一貫教育のモデル事業及びその推進を行ってきました。

しかし、「北区教育ビジョン2010に係る保護者アンケート」においては、北区が取り組んできた北区学校ファミリーに関する認知度・満足度の調査では、68.0%の保護者が「知らない」と回答しています。さらに、北区の小中一貫教育についても、66.8%の方が「知らない」と回答しており、残念ながら、これまでの取り組みが十分に保護者に伝わっていない状況です。

教育ビジョン策定に向けた有識者懇談会では、「学校ファミリー構想については、可能な部分から導入を図ってきた経緯がある。今後は、新たな段階を意識し、積極的に一步進めた展開が必要である。また、地域という『横』の広がりの中で学校同士が連携し合う仕組みである北区独自の学校ファミリー構想を十分に機能させていくことが、一貫教育を進めていくうえでも重要である。」との意見が出されています。

今後は、こうした指摘を踏まえ、小学校から中学校へという「縦」のつながりも意識し、北区らしい小中一貫教育を確立していきます。

③学校ファミリーの効果的展開

校舎が離れていることを前提とした北区学校ファミリーにおいては、距離と時間が活動の大きな障害となっています。そのため、ICT（情報通信技術）の活用は有効な手段となります。

サブファミリーごとに、学校間・学校種の壁を超えた児童・生徒の情報共有化をはじめ、指導の有効性を高める方策を検討していきます。また今後は、ICT（情報通信技術）の向上・進歩も踏まえた活用を研究して、学校ファミリーの活動をより活発化させて効果的展開を図っていきます。

2 子どもたちの未来を応援する

(1) 学校・家庭・地域の連携を強化する

子どもたちは、発達段階を通して、学校で、家庭で、地域で育っていきます。子どもたちの健全な育ちを進めていくには、学校・家庭・地域のそれぞれの教育主体がその果たすべき役割を十分に果たすとともに、互いに連携を図ることが重要です。

平成20年(2008年)5月に策定された「東京都教育ビジョン」では、学校・家庭・地域に期待される役割を次のようにしています。

◇家庭：基本的な生活習慣等を身に付け、家族愛の中で心の居場所を見出す場

◇学校：社会で求められる知識・技能、人間関係の基礎などを習得する場

◇地域：人間関係や社会の中での習慣や規則を学ぶ場

北区では、「北区教育ビジョン2010に係る保護者アンケート」において、基本的な生活習慣や子どもへのしつけ(あいさつする、お礼を言うなど)、正しい食生活(好き嫌いしない、よく噛んで食べるなど)については、9割以上の方が家庭の役割と認識しています。

また、公立学校の教育に求めるものについての質問では、「塾に依存しない確かな学力の向上」(59.2%)、「低位学力のボトムアップ」(19.6%)など基礎・基本としての学力の習得については、7割を超える保護者が、学校で身につけるべきと認識しています。

一方で、前述の「全国学力・学習状況調査」では、生活習慣や学習習慣がしっかり身につけている子どもほど学力が高いという結果が示されており、学力の問題は、学校だけの問題ではなく、家庭での教育や過ごし方が大きく関わっているということが明らかとなっています。

また、地域は、子どもの育ちを見守ったり、支えたりするほか、家族以外の地縁的な人間関係を育む場であり、社会の入り口として機能しています。

各教育主体がそれぞれの役割を果たし、かつ連携して子どもの教育に関われるように支援していくことが教育委員会を含めた行政の大きな役割に他なりません。

①地域人材による学校支援の拡大

各学校においては、学習支援や読書活動、学校緑化、子どもたちの安全・安心など、地域との連携については、すでに大きな効果を上げています。

今後は、少子化による学校の小規模化が進んでいくことも踏まえ、学

校支援ボランティアなどの地域の人材がさらに学校活動に参画できる仕組みを整備し、学校と地域の連携を強化していきます。

②新たな段階を意識した学校ファミリーの展開

北区では、広いエリアの中で学校同士が連携し合う仕組みとして、北区学校ファミリーを構築しています。

今後は、サブファミリー内での学校と家庭・地域の連携を強化し、学校が地域の核となりうるような取り組みを進めていきます。

そのため、それぞれのサブファミリーが自らのビジョンをもち、これを明確に示しつつ、ネットワークづくりを推進して、学校・家庭・地域との連携を確実なものにしていきます。

また、学校ファミリー構想が教育施策の基盤として一層充実したものとなるように、成果と課題を検証し改善を図っていきます。

(2) 地域とともに子ども、学校を支援する

学校においては、学習支援のほか読書活動や学校緑化の支援にいたるまで、地域の活動に期待する分野が拡大してきています。また、子どもたちの安全・安心を見守る子ども安全対策協議会なども地域との連携による仕組みであり、すでに大きな効果を上げています。

一方、児童生徒のブラスバンドクラブ等による地域行事への参加や高齢者福祉施設への慰問など、学校から地域へ向けた交流活動も活発に行われています。

今後は、地域と学校の相互支援、交流が継続して行われていくよう、地域の特性に合わせた取り組みを工夫していく必要があります。

また、学校現場では、教育課程が多様化・高度化する中で、教員の負担が大きくなるとともに、本来、家庭が担うべき生活習慣やしつけへの対応を求められ、保護者からのさまざまな要望にも応えなければならないという状況もあり、教員の対応力も限界に近いものとなっています。

これに関し、教育ビジョン策定に向けた有識者懇談会では、「教員を取り巻く多くの課題を解消し、教員として力を発揮できるようにするためには、専門家を含めた外部人材の活用を図るほか有効な手立てはない」という意見も出されています。教員の「教師力」向上を応援し、学校が子どもたちの教育に専念していくためには、人的サポート体制の構築は喫緊の課題です。また、それを補完する手段として、校務・教務の情報化など学校における効果的なICT（情報通信技術）環境の整備及び教員の活用スキルの向上も進めていかなければなりません。

①安全・安心な子どもの居場所づくり

学校以外の地域での学習活動として、放課後や休業日に学習や体験・交流活動等の機会を提供し、子どもを育む事業の一層の充実が求められています。

平成19年度(2007年度)より、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業(学童クラブ)を一体的あるいは連携して実施する事業として「放課後子どもプラン」がスタートしています。

北区では、学童クラブについては、すでに多くの保護者や子どもたちに定着しています。一方で、放課後子ども教室については、実施にあたり地域の方々の支援に負うところが大きく、事業の拡充に向けては地域の核となる人材の発掘や継続的な人員確保など、解決すべき課題が残されています。

しかしながら今後は、子どもたちの健全な育ちや放課後の安全な居場所を確保する観点から、全児童対象の事業に位置づけられていることを踏まえ、放課後子ども教室事業を全小学校において円滑な実施を進める必要があります。このため、地域の力に加え、外部人材などさまざまなマンパワーの活用積極的に取り組んでいきます。

②学校と地域人材との連携の促進

国は平成20年度(2008年度)から地域全体で学校教育を支援し、地域ぐるみで子どもの教育を推進し、地域の教育力向上を図る取り組みとして学校支援地域本部事業を推進して、地域の人材が学校を支援する仕組みづくりを進めています。

北区では既にPTAや地域との協働により学校支援ボランティア活動推進事業を進めてきており、これまでの活動を基に学校支援地域本部事業の推進に取り組むとともに、町会や自治会、青少年地区委員会や青少年委員、体育指導委員(地域スポーツコーディネーター)など地域人材との連携を進めています。今後は、団塊の世代など新たな層の積極的な参画を促し、子どもたちが地域の人々と触れ合う体験活動の実施など、教育活動の幅を広げることができるよう、地域の基盤づくりを進めていきます。

③地域の意見などを反映した学校経営の実現

学校と地域が適切な連携を行うためには、一方的な情報提供だけでなく、どまらず、地域の意見などが反映されやすい仕組みづくりが必要です。

北区では、平成13年度(2001年度)に児童・生徒や地域の実態を踏まえた適切な学校運営を行うため、学校評議員制度を導入し、各学校で

活用・推進に努めてきました。

しかしながら、学校によっては、学校評議員制度が十分にその機能を発揮していないとの声もあります。

また、学校評価の仕組みについては、平成19年（2007年）8月、文部科学省の「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」において、「評価の方法については、自己評価・学校関係者評価・第三者評価による」と示されています。新たな教育ビジョン策定のための有識者懇談会においても、「さらなる学校運営の改善を図るためにも、専門家による第三者評価は必要であり、学校の授業等の改善にも活用していくべき」との意見も出されています。より良い学校経営を行うためにも、コミュニティスクールの実施拡大や第三者評価の実施について検討を進めていく必要があります。そうした取り組みを通じて、北区のすべての学校において、さまざまな取り組みの水準が確保されるよう配慮していきます。

④教員の負担軽減への取り組み

学校や教員の負担が増大する中で、教員が子どもたちと向き合う時間を確保していくことは何より急がなければならない課題です。学校に対する保護者や地域住民からの意見、要望の多様化に加え、家庭内の問題に起因して対応を迫られる事例などもあり、学校や教員だけでは解決困難なケースも見られます。このため、専門性を有する機関等とのタイアップなど、教員をサポートし、負担軽減につながる仕組みの構築が急がれます。

また、教員が資質の向上を図るうえで重要な研修へ参加するための時間の確保や、教員の心の負担を防ぐ仕組みづくりも重要です。

このため、ICT（情報通信技術）の活用などによる校務等の効率化と合わせ、教員のメンタルヘルスへの取り組みについても早急に検討していきます。

⑤高校、大学等との連携によるさまざまな施策の展開

高等学校や大学等との連携については、高い専門性やノウハウの提供を受け、子どもたちが学ぶことの意義や楽しさを発見し、さまざまな職業についての興味や関心を引き出し、具体的に自己の生き方や将来の進路に示唆を得ることにもつながります。

そのため、これまでの実績や成果も踏まえ、さまざまな分野における連携を進め、特色ある施策の展開を図っていきます。

3 学習の成果を地域に生かす

(1) 学習・スポーツ活動を支援する

区民一人ひとりが、自己の人格を磨き、自分の人生を心豊かに生きていくために、また、暮らしや社会の問題を主体的に解決し住みよい地域づくりを進めていくために、生涯にわたって自発的に学び続けることが重要です。

生涯学習活動は文化・芸術からスポーツ、環境、消費者活動、男女共同参画など多岐にわたるものですが、既に多くの団体が自主的に活動しており、また民間によるさまざまな講座の提供も充実が進むなど、誰もが生涯学習活動に取り組むための環境は整ってきました。

このことから生涯学習活動に対する行政の支援のあり方については、一つの転機を迎えていると言えます。

教育基本法第12条では、国及び地方公共団体は、「個人の要望」と並んで「社会の要請」に応える社会教育を奨励しなければならないと規定されました。

このため、生涯学習活動に対する支援については、余暇活用や生きがいづくりに重点を置いた個人の学習活動に対するものとともに、家庭や地域の教育力を向上させ、地域社会の創造を支援する学習活動も重視していく必要があります。

①生涯学習への支援のあり方

行政が行う生涯学習事業については、その実施目的を明確にし、事業の見直しや整理を行うとともに、文化・教養型のものから、社会参加型や問題解決型の学習などへと重点を移行させていく視点が必要です。

また、行政の役割である情報の提供については、これまで中心となっていた講座等の情報に加え、地域や団体が主体的活動を行う際に必要な情報等の提供にも力を注いでいく必要があります。

さらに今後の生涯学習への支援の形としては、地域の住民のニーズに応じて、必要とされるところに積極的に出向いていくサービス提供を考えていく必要もあります。

②新たな地域人材の発掘

生涯学習の活動を進めていくうえで、人材の育成は不可欠です。そのため、女性の社会参画を一層促進することや、団塊の世代の方々に協力を求めるなど、地域の教育力を向上させる方策を考えていきます。

教育委員会としては、生涯学習活動の支援に求められる新たな役割像を踏まえて、情報システムや学習相談体制のさらなる充実、交流の場づくりとともに、さらにそれらを発展させ具体的な活動につなげるための

地域の基盤づくりを目指していきます。

また、これまで以上に幅広いネットワークを構築することにより、関係する地域の人々が目標を共有し、家庭・地域・学校が協力・連携しながら、地域の課題の解決が図れる豊かで実りある生涯学習社会の形成に努力していきます。

③スポーツ参加機会の拡充

年齢にかかわらず体力・興味に応じて身近に、日常的にスポーツを楽しむことは、生涯にわたって心身ともに健康で活力ある生活を営むうえで重要です。また、スポーツを通じた世代交流や地域間交流は、地域コミュニケーション形成の推進にも役立ちます。

今後は、身近な運動施設として地域に根ざした総合型地域スポーツクラブをさらに育成するための支援に努めていきます。

また、北区には、トップアスリートが集い、練習を重ねる国家的な施設としてナショナルトレーニングセンターがあることから、区民のスポーツへの関心を高める観点からも、ナショナルトレーニングセンターとの連携を目指していきます。

④指定管理者の役割の徹底

現在、生涯学習施設やスポーツ施設の多くに指定管理者が導入されています。このため、指定管理を行う事業者についても、生涯を通じて、いつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を目指すという生涯学習の理念を踏まえて、地域のニーズに応えられるよう、役割の徹底を図っていくことが必要です。

(2) 学習成果を生かしあう

生涯学習においては、個人の自己実現を図る活動がその成果を社会に還元して住みよい地域づくりに貢献する活動へとつながることで、広がり生まれ、生涯学習社会の一層の発展につながっていくものです。

このように、学ぶことと生かすことの循環が構築されることは、個人の成長を促すのみならず、地域づくりの担い手、さらには生涯学習の担い手を不断に生み出すことにつながるものであり、生涯学習の理想の姿でもあります。

①学習成果を生かす観点での情報の活用

これからの生涯学習の施策は、学習機会の提供・整備等のもとより、その成果を生かせる環境づくりに取り組む必要があります。今後は、区民が自らの学習成果を生かし合う観点から、学ぶ機会の充実と人材情報の収集や提供等を行っていきます。

また、学習成果を生かすにあたっては、本来は、成果を客観的に評価して社会に通用する仕組みも必要ですが、評価の方法やそれに基づく社会的通用性の確立については、国においても今後の課題となっています。

教育委員会としては、そうした制度の確立を注視しながら、個人の学習成果が地域での活動に結びつけられるよう、豊かな知識や技術を持った人材の情報の収集や提供の仕方にこれまで以上に工夫を凝らしていきます。

②区民の自主的な学習への支援

生涯学習意識の高まりとともに、区民の自主的な学習行動は、確実に拡大しています。このため、行政が行う学習支援については、これまでの直接的に企画・提供する方法から、区民が連携・協働しながら学習支援を進められるような方法へと質的な変更に取り組んでいきます。

③地域とともに活動する地域ボランティアの仕組みの構築

生涯学習分野では、家庭の教育力の向上や青少年の健全育成に熱意を有し、青少年団体等との連携、青少年の余暇指導など青少年の教育指導に能力のある指導者が地域で活躍することが大切です。また、生涯スポーツの分野においても、スポーツ・レクリエーション活動の普及、競技力の向上、健康づくりを図るため、スポーツや健康づくりに身近な指導者・リーダーの存在が重要です。このため、指導的な役割を担う青少年委員、体育指導委員（地域スポーツコーディネーター）については、地域の中で幅広い年齢層や分野から選出され、地域とともに活動していく、安定的な仕組みを構築していきます。

Ⅲ 施策展開の3つの視点

北区教育ビジョン2010においては、『教育先進都市・北区』が目指す「これからの教育」を確実に推進していくため、今後5年間について、以下の3つの視点からの取り組みを進めていきます。

視点1 「『教育先進都市・北区』にふさわしい学校教育を展開する」

- 北区教育委員会の使命は、未来を担う人づくりです。確かな学力の定着と、豊かな心を育み、健やかな体を育て、たくましく生きていく子どもたちに質の高い教育を提供していくことが基本であることを改めて認識し、北区の学校で学んだことを誇れる子どもを育てていきます。そのため、学校ファミリーを基軸に学校教育を展開していきます。
- 特別な支援が必要な子どもたちには、一人ひとりが個性や可能性を伸ばしていくことができるよう支援を行っていきます。
- 学校教育の充実にとって、教員の資質向上は何よりも重要な事柄です。さまざまな研修の実施だけでなく、教員が研修に参加できる時間や教員相互が研鑽を行うことができるような時間が確保できるよう、業務の見直しや支援のあり方を検討することが必要です。
- 北区が目指す社会で活躍する子どもを育てていくためには、教科書から学ぶだけでなく、さまざまな交流や体験を通じて、知ることや学ぶことの楽しさを実感し、学ぶ意欲や広い関心を高めていくことが必要です。
- 学校教育の質を向上させるためには、学校が行っている取り組みを保護者や地域に積極的に示し、その理解の上に立った連携が欠かせません。
そのため、現在行われている自己評価だけでなく、外部の目からの評価が重要です。

取り組みの方向

- 1 「確かな学力を保証する」
- 2 「豊かな心を育む」
- 3 「健やかな体を育てる」
- 4 「個に応じた教育を推進する」
- 5 「教員の資質・能力の向上を図る」
- 6 「社会で活躍する子どもを育てる」
- 7 「特色ある学校づくりを推進する」

視点2「家庭・地域の教育力向上を支援する」

- 平成18年（2006年）に改正された教育基本法の第10条では、保護者が子どもの教育に第一義的責任を有すること、及び、国や地方公共団体は家庭教育支援に努めるべきことが示されました。
- また、第13条では学校、家庭、地域（住民）については、社会を構成するすべてのものが、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力に努めるべきことが規定されています。
- しかしながら、家庭では核家族化や共働き世帯の増加、親の価値観の変化などにより教育力が低下しているといわれています。
- さらに、地域では都市化や少子高齢化の進展による近隣の連帯意識の希薄化などにより教育力の低下が深刻となっています。
- 就学前の教育及び保育のあり方については、幼稚園・保育園での教育・保育活動の指針づくりなど活動の共通性を高めることが必要です。その上で、小学校との連携については、就学前教育に携わる関係者が共通認識を持つとともに、家庭とも連携を図りながら進めていくことが重要です。
- 学校評価の仕組みをさらに活用し、学校自らが説明責任を果たし、地域から信頼される学校づくりを通して地域との連携・協働を図っていくことが重要です。
- 子どもの放課後対策については、子どもたちの健全な育ちや放課後の安全な居場所確保の観点から、放課後子どもプランが全児童を対象とした事業に位置づけられたことを踏まえ、学校間での差異を最小限に止めるためにも、なるべく早い時期に全小学校において円滑で計画的な導入を進めていく必要があります。
- 学校ファミリーについては、サブファミリー活動の一環として、学校支援ボランティアなどの地域の人材を学校活動に生かせる仕組みを整備し、学校と地域の連携を強化し、学校が地域の核となりうるような取り組みを進めて、地域全体の教育力の向上に努めます。
- 退職して地域に戻ってくる団塊の世代については、社会に新たな活力を吹き込んでいくことができる大きな勢力です。こうした社会の潜在力をボランティア活動などへの参画を促し、幅広い分野で地域コミュニティの担い手や生涯学習活動の人材として活躍してもらうための仕組みづくりを進めます。

取り組みの方向

- 1 「家庭教育を支援する」
- 2 「就学前の教育機能の向上を図る」
- 3 「地域とともに子ども、学校を支援する」

視点3 「生涯を通じた学びを応援する」

- 生涯学習の施策については、学習機会の提供・充実等とともに、その成果を社会に生かせるような環境づくりを推進していくことが必要です。
- 新中央図書館の開館や新たな図書管理システムの導入にあわせて、学校図書館のデータベース化や連携の仕組みを整えていくことが求められています。
- 年齢に関係なく生涯を通じてスポーツに親しみ、健康を維持していくためには身近な場所に施設があることが重要です。こうした観点から、(仮称)赤羽自衛隊跡地公園運動場及び(仮称)赤羽体育館をはじめスポーツ施設の整備を進めていきます。
- 学校適正配置を計画的に進めるとともに、改築校では、新世代型学習空間やオープンスペースの確保に加え、エレベーターの設置、ユニバーサルデザインの採用をはじめ、バリアフリー化を徹底していきます。また、環境配慮型の学校を目指すエコスクールとして太陽光発電パネルの設置や屋上緑化や雨水の利用等を積極的に推進していきます。

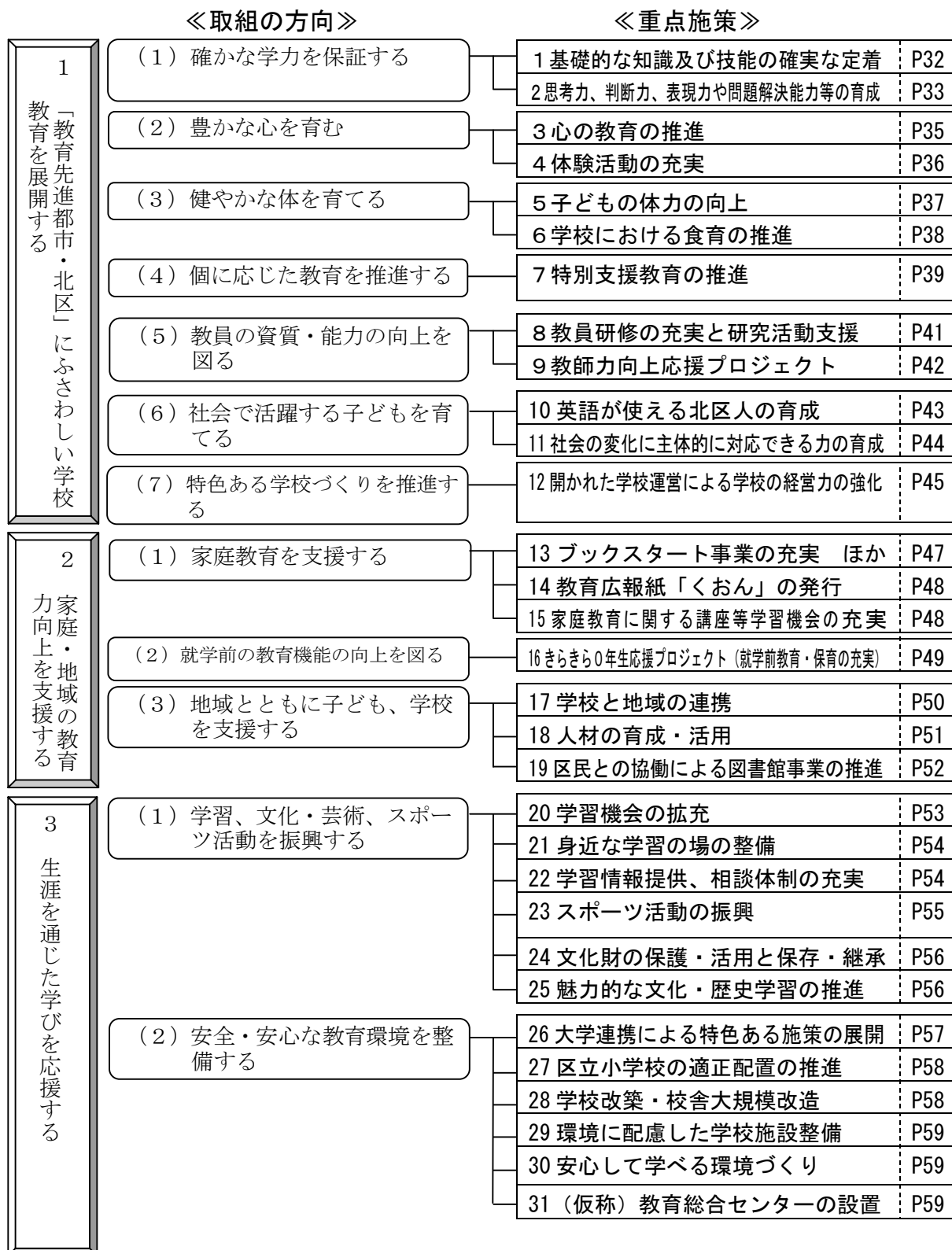
取り組みの方向

- 1 「学習、文化・芸術、スポーツ活動を振興する」
- 2 「安全・安心な教育環境を整備する」

第4章 重点施策と推進計画

I 教育ビジョン2010の体系

北区教育ビジョン2010では、施策展開の3つの視点に基づき、12の取組の方向及び31の重点施策を掲げ、その実現へ向けた具体的な推進計画を示しています。



《推進計画》

→	○学力パワーアップ事業・少人数指導・ティームティーチング ○基礎・基本の定着度調査 ○実力アップ土曜教室
→	○小中一貫教育の推進 ○理科支援員配置事業 ○学校図書館の整備 ○言語活動の充実 ○理科大好きプロジェクト事業 ○新聞大好きプロジェクト事業
→	○道徳教育の改善・充実 ○人権教育の改善・充実
→	○自然体験活動の充実 ○社会体験活動の充実
→	○体育・健康に関する指導の改善・充実 ○学校保健の充実
→	○食育リーダーを中心とした食育の推進 ○学校給食を活用した食育の推進
→	○特別支援教育システムの充実 ○保育園・幼稚園・療育機関等との連携による就学児支援 ○必要に応じた特別支援学級の整備 ○通級指導学級への入退級判定システムの構築
→	○教員研修の充実 ○研究活動支援
→	○ICT機器の整備 ○情報教育アドバイザーの派遣 ○先生サポートほっとライン
→	○英語が使える北区人事業 ○イングリッシュ・サマーキャンプ ○中学生海外交流
→	○情報教育 ○環境教育 ○キャリア教育
→	○学校評議員等による学校評価を活かした学校の経営力の強化 ○コミュニティ・スクールの指定による特色ある学校づくりの推進
→	○ブックスタート ○ブックスタートフォローアップ ○おはなし会等の充実 ○3歳児絵本プレゼント
→	○教育広報紙「くおん」の発行
→	○早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト ○家庭教育学級 ○PTA研修会
→	○きらきら0年生応援プロジェクト
→	○地域交流活動支援 ○学校支援ボランティア活動推進事業 ○放課後子ども教室推進事業 ○北区学校ファミリー
→	○青少年委員 ○地域スポーツコーディネーター（体育指導委員） ○わくわく土曜スポーツクラブ
→	○北区図書館活動区民の会との協働による事業実施 ○区民との協働によるボランティア育成制度の構築・推進
→	○北区区民大学 ○スーパーサイエンススクール
→	○中央公園文化センターのリニューアル ○区民とともに歩む図書館委員会の設置・運営
→	○生涯学習情報システムの充実 ○生涯学習情報紙の発行
→	○スポーツライフビジョンの見直し ○(仮称)赤羽体育館の建設 ○地区体育館の整備 ○桐ヶ丘体育館の改築 ○トップアスリート交流スポーツ教室
→	○国史跡中里貝塚の貝層野外展示事業 ○継承者の育成支援
→	○文化財を活用したふるさと学習事業
→	○大学機能との連携の推進
→	○区立小学校の適正配置の推進
→	○学校の改築 ○既存校の校舎大規模改造
→	○エコスクール（環境と調和のとれた学校施設）の整備 ○環境教育への活用
→	○奨学資金貸付 ○学校メール配信
→	○(仮称)教育総合センターの設置

Ⅱ 3つの視点に基づく取り組みの方向・重点施策・推進計画

○視 点：1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する

○取組の方向：（1）確かな学力を保証する

■現状と課題

21世紀を切り拓く子どもたちに「生きる力」を育成するためには、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成が必要です。確かな学力を育成するには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、思考力・判断力・表現力や自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決していく資質や能力を身につけさせていくことが重要です。

しかしながら、北区においては、個人差の拡大や教科や内容によって差が見られるなど、確かな学力の育成に課題が見られます。

このような現状を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着や思考力、判断力、表現力、問題解決能力等の育成など、確かな学力の定着に向けての取組を一層推進します。

■重点施策1 基礎的な知識及び技能の確実な定着

確かな学力の定着を目指して、学校の教育活動全体を通じて、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。

◇学力パワーアップ事業・少人数指導・チームティーチング

平成18年度より、小・中学校全校において、基礎的・基本的な学力の定着と向上を図るため、本事業を実施しています。現在は、小学校では児童数に応じて1名から4名程度、中学校には2名の非常勤講師を配置し、学年や教科等の特徴を踏まえ、一人ひとりの児童・生徒に応じたきめ細やかな指導を行っています。あわせて、学校の実情に応じて、長期休業期間中に特別講座「がんばる子応援アカデミー」を実施し、発展的学習の充実を図っていきます。

今後も、少人数指導やチームティーチング等の指導方法や指導体制の工夫・改善を図りながら、基礎・基本の確実な定着に向けて一層充実を図っていきます。

◇基礎・基本の定着度調査

平成19年度より、小学校第2～6学年及び中学校の全学年において、「基礎・基本の定着度調査」を実施し、学習指導要領に示されている教科の目標や内容の実現状況を把握するとともに、その結果分析を通して、各校独自の授業改善プランを作成し、児童・生徒の確かな学力の定着を図っています。今後も、継続的に実施し、より一層指導の充実・改善を進めていきます。

◇実力アップ土曜教室

平成21年度より、全中学校において、土曜日や長期休業日を活用して、生徒一人ひとりの習熟度や学習意欲に応じた学習指導を行い、基礎的・基本的な学力及び学習習慣の定着を図っています。今後も、指導体制の充実、指導方法の工夫を行いながら、継続して学力の向上に取り組んでいきます。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
学力パワーアップ 事業	推進	推進	推進	推進	推進	授業改善や個に応じた指導の一層の充実が図られ、基礎・基本が確実に定着
基礎・基本の 定着度調査	推進	推進	推進	推進	推進	
実力アップ土曜教室	推進	推進	推進	推進	推進	

■重点施策2 思考力、判断力、表現力や問題解決能力等の育成

確かな学力の定着を目指し、小中一貫教育や理科支援員配置事業、学校図書館の整備、言語活動の充実等を図り、思考力・判断力・表現力や問題解決能力等を育成します。

◇小中一貫教育の推進

平成20年度より、小中一貫教育のモデルサブファミリーを指定し、小中一貫教育の研究を実施しています。今後は、研究を深めるとともに、その成果を全小・中学校で共有しながら、小中一貫教育の推進を図っていきます。

◇理科支援員配置事業

平成19年度より全小学校の5・6年生を中心に週6時間年間35週を限度に、理科支援員を配置し、理科の授業の充実及び小学校教員の理科指導力の向上を図っています。今後も、継続して全小学校に配置し、実験や観察活動の一層の充実を図りながら、主体的な学習態度、科学的な見方や考え方の育成に向けて、取り組んでいきます。

◇学校図書館の整備

児童・生徒が主体的・意欲的に読書活動に取り組んだり、問題解決的な学習において追究活動で積極的に図書を活用したりできるように、蔵書の充実や教員及び図書ボランティアの方への研修会等を実施するとともに、蔵書について電子管理用のバーコードの添付を行っています。今後は、蔵書管理の電子化や各校図書館のネットワーク化を進め、児童・生徒の読書の推進と言語力の向上を図っていきます。

◇言語活動の充実

平成20年度、児童・生徒の言語力の育成を目指して「言語力育成のための北区会議」を設置し、提言をいただきました。また、平成20年度から3カ年、言語力育成について小・中各1校を指定して、研究を行っています。平成22年度、指定校の研究発表会を実施し、その成果を全校で共有するとともに、各教科・領域等において言語活動の充実に取り組み、思考力・判断力・表現力等を育成します。

◇理科大好きプロジェクト事業

区内の小中学生を対象として、理科に関する興味と関心を高めるとともに、実験、実習を通して理科のおもしろさや楽しさを実感し、理科が好きな子どもを育成することを目指し、お茶の水女子大学と連携した事業を実施しています。

◇新聞大好きプロジェクト事業

新聞に親しみ、社会の出来事や仕組みに興味をもたせるとともに、新聞を活用した授業を行うことを通して、子どもたちの思考力・判断力・表現力等を育成します。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
小中一貫教育の推進	モデル実施	モデル実施	全校実施	推進	推進	9年間を見通した小中一貫教育の充実
理科支援員配置事業	推進	推進	推進	推進	推進	理科学習の一層の充実
学校図書館の整備	推進	推進	推進	推進	推進	学校図書館の充実
言語活動の充実	推進	推進	推進	推進	推進	思考・判断・表現力等の育成
理科大好きプロジェクト	推進	推進	推進	推進	推進	理科好きな子どもの育成
新聞大好きプロジェクト	推進	推進	推進	推進	推進	思考・判断・表現力等の育成

○視 点： 1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する

○取組の方向：（2）豊かな心を育む

■現状と課題

子どもたちに豊かな心を育むことは、学校教育の重要な役割です。しかしながら、自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の確立が不十分であり、自分に自信がもてず、将来や人間関係に不安を感じているといった子どもたちの現状があります。

こうしたことから、子どもたちに、基本的な生活習慣を確立させるとともに、社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識を、発達の段階に応じた指導や体験を通して身につけさせることが重要です。

また、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信をもたせ、自己肯定感を育んでいく必要があります。

■重点施策3 心の教育の推進

豊かな心を育むため、道徳教育や人権教育の改善・充実を図り、心の教育の推進に取り組みます。

◇道徳教育の改善・充実

道徳授業地区公開講座の内容の改善を図るとともに、道徳教育推進教師研修会を実施し、各学校における道徳教育推進体制の確立を図り、命の大切さや思いやり、自由と規律、公共心など人間性を支える道徳教育の充実に取り組みます。また、心の教育推進委員会を実施し、子どもの健全育成を推進します。

◇人権教育の改善・充実

女性、子ども、高齢者、障害者等さまざまな人権課題にかかわる差別意識の解消を図るために、人権教育推進委員会を設置し、人権に関する教育内容・方法の充実・改善を図ります。また、教職員に人権尊重の理念を定着させるとともに、人権教育を学校全体として組織的・計画的に進めるため、全体計画及び年間指導計画を作成し、各校・園における人権教育の充実を図ります。

年度 事業名	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	5年後の 到達目標
道徳授業 地区公開講座	推進	推進	推進	推進	推進	心の教育の推進による豊かな心の育成
道徳教育推進 教師研修会	推進	推進	推進	推進	推進	
人権教育推進委員会	推進	推進	推進	推進	推進	
心の教育推進委員会	推進	推進	推進	推進	推進	

■重点施策 4 体験活動の充実

豊かな心を育むため、自然体験活動や社会体験活動などの豊かな体験の充実を図ります。

◇自然体験活動の充実

移動教室、夏季施設等自然体験活動を通して、自然の偉大さや美しさに出合ったり、他者との信頼関係を築いて共に物事を進めたりする喜びや充実感を体得したりすることで、思いやりの心や規範意識を育て、社会性や豊かな人間性の基礎を育みます。

◇社会体験活動の充実

地域社会とのかかわりの中で、望ましい人間関係の形成や勤労観、職業観を育て、自らの進路選択・決定に必要な能力・態度を身につけるために、中学校での職場体験の充実を図ります。また、職場体験中央推進委員会を設置し、事業に関する広報活動並びに、事業所開拓に関する支援を行うなど、学校、事業所、地域関係諸機関との連携・協力を推進します。

年度 事業名	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	5年後の 到達目標
移動教室、 夏季施設等	推進	推進	推進	推進	推進	自然体験活動や社会 体験活動の充実による 豊かな心の育成
職場体験	推進	推進	推進	推進	推進	
職場体験 中央推進委員会	推進	推進	推進	推進	推進	

○視 点： 1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する

○取組の方向：（3）健やかな体を育てる

■現状と課題

子どもたちに健やかな体を育てることは、学校教育の重要な役割です。しかしながら、子どもの心身の発達については、社会環境や生活様式の変化が、さまざまな影響を与えています。全国体力・運動能力等調査結果からも、子どもたちの体力水準が全体として低下傾向にあるとともに、積極的に運動する子どもとそうでない子どもに分散が拡大している現状があります。

こうしたことから、子どもたちの心身の調和的発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を形成することが必要です。

■重点施策5 子どもの体力の向上

子どもの体力の向上を図るため、学校の教育活動全体を通して、体育・健康に関する指導の改善・充実に取り組みます。

◇体育・健康に関する指導の改善・充実

体育実技研修会等の充実を図り、体育科の授業改善を推進します。学習指導要領に示されているすべての運動領域で適切な運動の経験を通して、子どもの体力の向上を目指します。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用し、子どもの体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等の課題を把握し、学校における体育・健康に関する指導の改善・充実を図ります。

◇学校保健の充実

子どもたちが心身の成長発達についての正しい知識を習得し、実践的な判断力や行動を選択する力を養い、自ら健康的な生活習慣を身につけるため、健康教育研修会、保健主任・養護教諭研修会を実施し、保健学習や保健指導を中心とした学校保健の充実を図ります。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
体力・運動能力等 調査	推進	推進	推進	推進	推進	体力向上に係る指導 が区内全幼稚園、小 中学校で展開
健康教育研修会	推進	推進	推進	推進	推進	
体育実技研修会	推進	推進	推進	推進	推進	
保健主任・ 養護教諭研修会	推進	推進	推進	推進	推進	

■重点施策6 学校における食育の推進

健やかな体を育てるため、家庭や地域社会との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて食育を推進します。

◇食育リーダーを中心とした食育の推進

食事の重要性、心身の成長や健康の保持・増進、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化等を理解することなどを総合的に育むために、食育推進委員会を設置し、食に関する指導内容の充実を図り、食育リーダーを中心とした食育を推進します。

◇学校給食を活用した食育の推進

学校給食を活用し教育活動全体を通して食育を推進するため、食育リーダー・学校栄養士研修を実施し、食育リーダーと学校栄養職員を中心にして学級担任等との関係の充実や多様な指導の工夫を図ります。また、学校給食を通して、楽しく食事をする事、健康によい食事のとり方、給食時の清潔、食事環境の整備など、望ましい食習慣の形成を図り、健やかな心身の育成を図ります。

事業名 \ 年度	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
学校給食・ 栄養士研修	推進	推進	推進	推進	推進	食育の推進に係る指導が区内全幼稚園。小中学校で展開
食育推進委員会	推進	推進	推進	推進	推進	
食育リーダーを中心とした食育推進体制の構築	推進	推進	推進	推進	推進	

○視 点： 1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する

○取組の方向：（４）個に応じた教育を推進する

■現状と課題

発達障害や不登校のほか、日本語指導が必要である等さまざまな支援を要する子どもが在籍し、個々のニーズに応じた支援が求められています。新たに特別支援教育の対象となった発達障害の児童生徒の障害の程度はさまざまです。個別の指導が必要な場合もありますが、特別支援教育の視点を取り入れて授業改善を図るなど、少しの配慮で十分適応可能な場合もあります。学校をあげて特別支援教育の推進に取り組むことが重要です。

北区における不登校児童生徒の出現率は、平成21年5月の文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で小学校（⑱0.45%→⑳0.44%）、中学校（⑱2.77%→⑳2.95%）となっており、この数字は全国と比較すると高い水準にあります。不登校の原因は複合的であり、対策も難しくなっていますが、学校、家庭、関係諸機関、地域が連携し、児童生徒一人ひとりに目を向けた取り組みや環境を整備し、その予防に力を入れることが重要になっています。

また、教育相談所では発達、不登校、学業不振、対人関係等さまざまな教育相談を行っています。相談件数は毎年増加（⑱1193件→⑲1473件→⑳1549件）し、相談内容は複雑化、多様化しています。各学校や不登校対策室、児童相談所、他の関係諸機関と密接に連携しながら相談活動を進める必要があります。

■重点施策7 特別支援教育の推進

特別支援教育の本格実施により、通常の学級に在籍する知的遅れのない発達障害のある児童生徒が新たに支援の対象となりました。そのため、特別な場所で特定の児童生徒を対象にする教育から学校全体で取り組むべき教育となり、小中学校全てに校内委員会を設置するとともに、連絡調整役として特別支援教育コーディネーターを指名するなど、特別支援教育体制づくりを進めています。

◇特別支援教育システムの充実

小中学校の特別支援教育体制づくりを支援するため、教育委員会で専門委員会を開催し、各校からの要請があった事例について具体的な支援策を協議し、必要に応じて巡回指導講師を派遣します。また、巡回指導講師が支援を必要とする児童生徒の見取りや教材教具の支援を行い、同時に担任の支えになることができるよう、研修を充実させる等巡回指導講師のスキルアップを図ります。

◇保育園、幼稚園、療育機関等との連携による就学児支援

就学支援シートを通じて保育園等と小学校との連携を図り、就学後の学校生活がより適切なものになるよう支援します。保護者、保育園等に趣旨、意義等を十分説明するとともに、小学校での就学支援シートに基づいた支援の充実を図っていきます。

◇必要に応じた特別支援学級の整備

発達障害の児童の増加に応じた特別支援学級の整備を進めます。現在、小学校の情緒障害等学級は王子地区及び滝野川地区にありますが赤羽地区にはありません。また、言語障害難聴学級は王子地区及び赤羽地区にありますが滝野川地区にはありません。情緒障害等学級及び言語障害難聴学級は、児童が在籍校の授業を抜けて必要な時間、特別の指導を受けるために通う学級であるので、通級の負担ができるだけ少なくなるよう配慮して設置場所を検討します。

年度 事業名	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	5年後の 到達目標
特別支援学級整備	検 討 組 織 設 置	検 討	検 討	検 討	新設準備	通級指導学級の整備 内容の決定・整備 の実施

◇通級指導学級の入退級判定システムの構築

通級児童の増加する中、より有効な通級指導ができるよう、通級判定の委員会に臨床心理士等の専門家を入れるとともに、入退級基準の明確化を図るなど、新たな判定システムをつくります。

年度 事業名	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	5年後の 到達目標
通級指導学級の 入退級システムの 構築	検 討 ・ 試 行	実 施				必要な児童生徒に適 切な通級指導の実施

○視 点： 1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する

○取組の方向：（５）教員の資質・能力の向上を図る

■現状と課題

教員の資質・能力の向上は、学校教育の充実のためには必要不可欠な要素です。

現在、北区では、国や都の指定研修、職層研修に加え、北区独自に２・３年次研修やキャリアアップ研修（２５年次研修）、国内派遣研修など、多様な研修を実施しています。

しかしながら、近年の教育課題の多様化や複雑化等により、問題解決に向けた教員の知識・技能のさらなるレベルアップが求められています。

そのために、研修の体系的な整備や一層の充実を図り、教員の資質・能力の向上を目指した研修の充実を図っていきます。

■重点施策 8 教員研修の充実と研究活動支援

教員研修を充実させるとともに研究活動を支援することで、教員の専門性や指導力の一層の向上を図っていきます。

◇教員研修の充実

平成 21 年度より、「道徳」の新学習指導要領の先行実施に伴い、道徳教育の組織的な推進を図るため、「道徳教育推進教師研修」を新設しました。今後は、情報教育やキャリア教育など、新たな教育課題への対応を図るため、順次、研修内容に組み入れていきます。

◇研究活動支援

研究指定校や研究協力校の活動を助成し、その研究成果を公表することで、一人一人の教員の専門性や指導力の向上並びに本区全体の学校教育の充実・向上を目指します。また、研究指定校や研究協力校以外の幼稚園・小・中学校においては、各教科や領域に関する研究主題を設定して、継続的に校内研修に取り組み、教員の資質・能力の向上や学校教育の充実を目指します。

今後は、新たに北区教育研究会を立ち上げ、9年間の教育課程の中で子どもを育てる実践的な研究を行っていきます。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
教員研修の充実	推進	推進	推進	推進	推進	多様な教育課題に対応する資質・能力の向上
研究活動支援	推進	推進	推進	推進	推進	研究成果を生かした学校教育の充実

■重点施策9 教師力向上応援プロジェクト

校務の情報化、先生サポートほっとライン、メンタルヘルス対策によって教員負担を軽減するとともに、ICT活用力を向上させる研修などにより、教員が子どもたちと向き合うための時間を増やしていきます。

◇ICT機器の整備

平成19年度より、区内幼稚園・小学校・中学校のすべての教職員に対して一人1台のパソコンを整備し、校務負担の軽減化を図っています。今後は、情報モラル研修や情報機器を活用した授業研修等を通してICT活用指導力を高めるとともに、校務文書や教材の共有化を図るなど校務負担の軽減化を進め、児童・生徒と向き合う時間の確保を目指します。また、今後、大型テレビ、電子黒板、実物投影機等のICT機器を各学校・園に整備し、より魅力ある授業づくりを推進していきます。

◇情報教育アドバイザーの派遣

情報教育アドバイザーを各学校・園に派遣することで、教員のICT活用指導力の向上や校務負担の軽減を図っていきます。具体的には、今後導入される予定の大型テレビや電子黒板、実物投影機等のICT機器の授業での効果的な活用やホームページの作成等を支援していきます。

◇先生サポートほっとライン

保護者等から学校に対する要求などが増加する傾向にあるなか、教員が本来業務以外の部分に時間を費やすことなく児童生徒と向き合える時間をより多くもてるようにするため、スクールソーシャルワーカー等の専門機関とタイアップし教員をサポートします。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
ICT機器の整備	推進	推進	推進	推進	推進	ICT活用指導能力の向上及び校務負担の軽減化
情報教育 アドバイザーの派遣	推進	推進	推進	推進	推進	
先生サポート ほっとライン	設置	推進	推進	推進	推進	

○視 点： 1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する

○取組の方向：（6）社会で活躍する子どもを育てる

■現状と課題

社会や経済のグローバル化が急速に進展し、異なる文化の共存や持続可能な発展に向けて国際協力が求められる中、学校教育において外国語教育・国際理解教育の一層の充実を図ることが求められています。

あわせて、急速に進展する社会の情報化や、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球的規模の環境問題が世界各国の共通の課題となっています。また、近年の産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化・流動化が進む中、将来直面するかもしれない課題に対して、柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立できる子どもたちを育成するため、勤労観・職業観を育てる教育が重要となっています。

このような社会の変化への対応の観点から、今後は、情報教育・環境教育・キャリア教育に学校全体で取り組む必要があります。

■重点施策 10 英語が使える北区人の育成

小・中学生の英語に触れる機会を積極的に増やして、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。

◇英語が使える北区人事業

小学校では、コミュニケーション能力の素地を養うため、1年生から6年生までのすべての外国語活動の時間（1～4年生は年20時間、5・6年生は年35時間）にALTを配置します。中学校では、コミュニケーション能力の基礎を養うため、ALTを必修授業に年10時間、選択授業に年25時間相当配置します。また、外国語教育アドバイザーを配置し、チームで全小学校・中学校を訪問し、授業観察やアドバイスを行うことにより、小学校から中学校への外国語教育の円滑な接続と外国語教育の質の向上を目指します。

◇イングリッシュ・サマーキャンプ

中学生1、2年生が、那須の豊かな自然の中で、外国人留学生と三日間を共にし、ふれあい、さまざまな体験活動を行うことを通して、楽しみながら、コミュニケーション能力や異なる文化を理解し尊重する態度等を育みます。また、サマーキャンプ後においても、学校の文化祭の行事に留学生を招待し交流を継続するなど、国際理解教育の充実を図ります。

◇中学生海外交流

米国カリフォルニア州ウォルナットクリーク市セブンヒルズスクールとの相互交流を通じて、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣等に触れ、中学校の国際親善、国際理解に役立てます。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
英語が使える 北区人事業	推進	推進	推進	推進	推進	コミュニケーション 能力の向上・異なる 文化を理解し尊重す る態度の育成
イングリッシュ・ サマーキャンプ	推進	推進	推進	推進	推進	
中学生海外交流	推進	推進	推進	推進	推進	

■重点施策11 社会の変化に主体的に対応できる力の育成

学校の教育活動全体を通じて、社会の情報化や環境問題、産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化・流動化など、現代を取り巻く社会問題に主体的に対応できる力の育成を図ります。

◇情報教育

授業におけるICTの利活用を積極的に推進するため、情報機器の授業への活用や情報モラル等にかかる研修会の一層の充実を図ります。また、学校に情報教育アドバイザーを毎月継続的に派遣することにより、今後、導入予定のデジタルテレビや電子黒板、実物投影機など、情報機器の授業への活用を支援します。

◇環境教育

環境問題への関心を高め、環境に配慮した行動が実践できるようにエコアクション21や環境活動自己診断等を実施するとともに、家庭や地域社会との連携の下、学校全体で、発達の段階に応じて、地球環境や地域環境、リサイクル等の環境学習に取り組みます。

◇キャリア教育

北区小中一貫教育方針を踏まえ、小・中学校9年間を見通した組織的、系統的なキャリア教育の推進を図るとともに、中学2年生を対象とした職場体験の充実を図り、望ましい勤労観・職業観の育成に取り組みます。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
情報教育	推進	推進	推進	推進	推進	ICT活用能力の向上
環境教育	推進	推進	推進	推進	推進	環境保全に向けた問題 解決能力の向上
キャリア教育	推進	推進	推進	推進	推進	勤労観・職業観の育成

○視 点： 1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する
○取組の方向：（7）特色ある学校づくりを推進する

■現状と課題

平成20年度より、自校の教育活動その他の学校経営の状況について、学校自らが評価を行い、その結果を公表するとともに、これらの自己評価の結果を踏まえて、学校関係者（学校評議員やPTAの役員等）による評価が行われ、評価結果の分析や今後の改善策等が公表されています。

また、北区立西ヶ原小学校では、平成17・18年度に文部科学省コミュニティ・スクール推進事業調査研究校および北区教育委員会研究協力校として、研究に取り組み、平成19年4月からは、学校運営協議会が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することができるコミュニティ・スクールとして新たにスタートし、保護者や地域により開かれた学校経営の推進に取り組んでいます。

今後は、学校評価（自己評価・学校関係者評価・専門家による第三者評価）の一層の充実を図るとともに、学校運営協議会の自律的な運営力を高めるなど、保護者や地域との連携を強化しながら、特色ある学校づくりを推進する必要があります。

■重点施策12 開かれた学校運営による学校の経営力の強化

学校評議員等による学校評価を学校運営に生かす等、地域と一体となって開かれた学校づくりを推進し、学校の経営力の強化を図ります。

また、コミュニティ・スクールとして西ヶ原小学校を指定し、学校運営協議会を中心とした学校運営を軸とした、学校・保護者・地域住民との共生・共有・協働の精神による特色ある学校づくりを推進します。

◇学校評議員等による学校評価を活かした学校の経営力の強化

学校評議員や保護者、地域住民等の学校関係者が、学校が行う自己評価の結果を評価すること等を通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することで、学校の経営力を強化します。

◇コミュニティ・スクールの指定による特色ある学校づくりの推進

平成19年4月、西ヶ原小学校を地域が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」に指定しました。以来、地域に居住する伝統文化を継承する名人から先人の優れた技（わざ）を直接学ぶ「技科（わざか）活動」や「放課後子ども教室」、「PTA西小まつり」など、学校・保護者・地域住民が共

に協働して、特色ある取組を行ってきました。今後は、さらに、学校運営協議会の自律性を高め、学校運営に関する協議や承認、意見の表明や広報等の充実を図り、特色ある学校づくりを推進します。

事業名 \ 年度	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
学校評議員等による 学校評価	推進	推進	推進	推進	推進	学校の経営力の強化
コミュニティ・スクールによる特色ある 学校づくり	推進	推進	推進	推進	推進	特色ある学校づくり の推進

○視 点：2 家庭・地域の教育力向上を支援する

○取組の方向：（１）家庭教育を支援する

■現状と課題

「教育ビジョン2010に係るアンケート調査」では、家庭で身につけるべきこととして「基本的な生活習慣」（94.1%）が最も多く、次いで「ルールやマナーなどの規範意識」（79.1%）があげられています。また、平成20年（2008年）に改正された社会教育法において、家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催、家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関する事務が教育委員会の役割と規定されました。すべての教育の出発点である家庭教育について、保護者が子どもの教育に第一義的責任を有していることをふまえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育に関する学習機会の充実、子育ての情報交換のできる場づくりなどを進めながら、各家庭における教育の基盤づくりを支援していきます。

■重点施策13 ブックスタート事業の充実 ほか

第二期北区子ども読書活動推進計画に基づき、ブックスタートをはじめ、子どもと本を結びつける以下の事業を実施していきます。

◇ブックスタート

絵本を通した親と子のふれあいづくりを目的として、3、4ヵ月健診の会場でブックスタートパックを配布し、乳幼児親子に絵本の読み聞かせを行っています。

◇ブックスタートフォローアップ

ブックスタート後においても子どもと本を結びつける活動を地域・家庭に根ざしたものとし、さまざまなアプローチによりさらに子どもの読書活動を推進するため、赤ちゃんのための絵本の紹介や親子で楽しめるコンサートなどを行い、親子の交流の場づくりに繋げています。

◇おはなし会等の充実

ブックスタート後のフォローアップとして「赤ちゃんのためのおはなし会」をボランティアと協働して各地区館ごと定期的に実施し、さらには幼児、小学生など、年齢に合わせたおはなし会の実施を図っています。地域ぐるみの事業展開を進めるため、ボランティアと協働し、読み聞かせボランティア人材育成にも努めていきます。

◇3歳児絵本プレゼント

平成19年度からは子育て応援団事業の一環として、3歳児健診案内時に「3歳児絵本プレゼント」引き換えハガキを同封し、図書館で5冊の絵本の中から1冊を選んでハガキと交換する「3歳児絵本プレゼント」を実施しています。事業を通して、ブックスタートから始まった親子のふれあいの大切さとともに図書館とのつな

がりを再度子どもたちとその保護者に認識してもらい、図書館の利用を促していきます。

年度 事業名	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	5年後の 到達目標
ブックスタート事業 ほか	推進	推進	推進	推進	推進	本好きの子どもを育てる

■重点施策14 教育広報紙「くおん」の発行

教育先進都市・北区の実現を目指すとき、学校・家庭・地域社会がそれぞれの教育活動の状況を知り、互いに連携することが大切です。区民とともに教育を考えるツールとして、北区の教育広報紙「くおん」を発行します。

◇教育広報紙「くおん」の発行

学校・家庭・地域が教育情報を共有し相互理解を深めるため、教育広報紙「くおん」を定期発行します。さまざまな場で行われる教育活動を丁寧に拾い、学校・家庭・地域が互いに理解を深められるような情報を発信します。また、北区への理解や愛着を図り、各地区の文化財や歴史を紹介し、区民に親しまれる広報紙を目指します。

■重点施策15 家庭教育に関する講座等学習機会の充実

子育てに対する不安や迷いを受け止め、子育てや親としてのあり方を考える機会を提供することにより、家庭の教育力向上を図っていきます。

また、文化センター事業等と連携し、家庭教育に関する講座を開設するとともに、修了後の地域における子育てサークル等の形成を促していきます。

◇早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト

子どもの基本的な生活習慣が乱れ、それが学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つであると指摘されています。これを改善させるための普及啓発活動を積極的に展開していきます。

年度 事業名	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	5年後の 到達目標
早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト	検討・推進	推進	推進	推進	推進	子どもたちの生活習慣の改善

◇家庭教育学級

子ども家庭部等、関係部課との連携を図り、子育て中の家庭やその準備をしている家庭のニーズに沿うよう講座内容を一層充実させ、子育て世代の悩みや不安を解消していきます。

◇PTA研修会

区立の幼稚園・小学校・中学校のPTA連合会が主体となって行う研修会等の活動を、その自主性を尊重しながら支援し、PTA活動の一層の活性化を図っていきます。

○視 点：2 家庭・地域の教育力向上を支援する

○取組の方向：（2）就学前の教育機能の向上を図る

■現状と課題

就学前の幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる非常に重要な時期であり、教育基本法でも新たに「幼児期の教育」が明記されました。

平成20年3月には北区就学前教育保育検討委員会から「子どもたちの育つ姿」が報告され、就学前の一貫した教育・保育を実施するための基本的なあり方について具体的に示されています。

子育てと就学前教育に対する一層の取り組みを推進し、幼稚園や保育園から小学校へ入学する子どもたちへの教育の連続性を重視し、日常の交流の促進・連携の強化が必要です。

今後、就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラムを研究・開発し、連続性・系統性を重視した教育を推進していきます。

■重点施策16 きらきら0年生応援プロジェクト（就学前教育・保育の充実）

幼児期の教育は義務教育及びその後の教育の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、家庭・地域と連携するとともに、小学校との接続等、学びの連続性を大切に、幼児一人ひとりが健全で心豊かに成長するための教育の充実を図ります。

◇きらきら0年生応援プロジェクト

就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラムを開発するための実証研究を東京都とともにモデル地区で行います。幼児と児童の交流活動プログラム・保護者の理解啓発プログラム・教員相互の連携プログラムを開発し、それを区内全体に拡大していきます。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
就学前教育プログラム・カリキュラム実証研究	実施	検証	拡充	推進	推進	区全域での就学前教育プログラム・就学前教育カリキュラムの実施

○視 点：2 家庭・地域の教育力向上を支援する

○取組の方向：（3）地域とともに子ども、学校を支援する

■現状と課題

次世代を担う子どもたちを地域の大人が育てていくことは大きな課題です。平成20年度から国は「学校支援地域本部事業」を推進して、地域の人材が学校を支援する仕組みづくりを進めています。北区では既に「学校支援ボランティア活動推進事業」としてさまざまな技能や知識を持つ地域の人々が学校を支援する活動を進めてきており、これまでの活動を基に「学校支援地域本部事業」に取り組んでいます。今後さらに学校サブファミリー内での連携を図り、地域社会全体の教育力を向上していくことが求められています。

また、運動やスポーツを通じた健康づくりや体力の向上は、子どもたちの心身のバランスのとれた発育・発達に不可欠です。学校においては、部活動に地域の人材が関わることで部活動の活性化とともに地域教育力の向上が期待できます。

■重点施策17 学校と地域の連携

学校と学校支援ボランティアをはじめとする区民が協働して、安全で安心な子どもの居場所作りや学校支援活動を進めることにより、地域の教育力の向上を図ります。

◇地域交流活動支援

学校における地域や他都市との交流・連携活動事業を支援し、児童生徒の世代の異なる人々とのふれあいや演技活動などさまざまな体験・交流を行っていくことにより、子どもたちの社会性や協調性を育てていきます。

◇学校支援ボランティア活動推進事業

さまざまな知識、技能、経験を持つ地域の人を学校支援ボランティアとして登録し、スクールコーディネーターを中心として学校サブファミリー内での連携を図りながら、学校のニーズとボランティアの活動を繋げて、子どもたちの教育活動にボランティアの力が生かせる仕組みづくりを進めていきます。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
学校支援 ボランティア活動	2サブファミ リリー開始		1サブファミ リリー開始	1サブファミ リリー開始	1サブファミ リリー開始	全12サブファミ リリーで実施
	7サブファミ リリー継続	9サブファミ リリー継続	9サブファミ リリー継続	10サブファミ リリー継続	11サブファミ リリー継続	

◇放課後子ども教室推進事業

放課後や週末に小学校を会場として、学校や地域の方と連携して安全で安心して過ごせる活動拠点(居場所)を提供し、遊び、学び、体験、交流、生活の場づくりを図ります。更に全児童対策、全校実施が可能な方法を検討し実施します。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
放課後子ども教室 推進事業	検討	導入準備	モデル実施 1校	新規4校 計5校	新規8校 計13校	13校で実施

◇北区学校ファミリー

通学区域の重なる幼稚園・小学校・中学校でネットワークをつくり、1校だけではできないことを複数校が協力して実践し、質の高い教育の実現を目指します。

このネットワークを基盤として、学校と家庭や地域社会との幅広い連携を生み出し、地域の教育力の向上を図ります。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
北区学校ファミリー	推進	推進	推進	推進	推進	質の高い教育の実現 と地域の教育力の向 上

■重点施策18 人材の育成・活用

地域との連携を図りながら青少年活動やスポーツ活動のリーダーとなれる人材を育成するとともに、その力を生かして地域で活躍していきけるような取り組みを進めていきます。こうした人材が増えていくことで、地域教育力の向上を推進していきます。

◇青少年委員

区内で活動し青少年の育成・指導に熱意と経験を有する有志指導者の中から64名を北区教育委員会が委嘱し、非常勤の公務員として地域の青少年教育活動の振興、青少年団体の育成を図っています。

北区青少年委員会として、ジュニアリーダー研修会、シニアリーダー研修会、青少年団体指導者講習会などを開催して人材の育成に努めるとともに、小・中学生アイデア工夫展、親子でチャレンジ飛鳥山など、青少年の余暇指導や親子のふれあいを重視した事業を開催しています。

青少年地区委員会等と連携して研修修了者の人材活用を図っていきます。

◇地域スポーツコーディネーター（体育指導委員）

地域の推薦や公募により集まった地域スポーツコーディネーターを学校、青少年地区委員会、地域などのスポーツ行事に派遣し、地域スポーツを推進します。また、子どもからお年寄りまで、だれでも気軽にスポーツを楽しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」の設立、支援の中心的役割を担います。

◇わくわく土曜スポーツクラブ

小・中学校生の時期は、体力づくりはもちろんのこと、さまざまなスポーツを楽しみながら体験し自分に合ったスポーツを見つけることのできる大切な時期です。

この大切な時期に、楽しみながら各種スポーツを体験することのできる機会を提供して、子どもたちが健やかに育つようジュニアスポーツの推進を図ります。

■ 重点施策 19 区民との協働による図書館事業の推進

◇北区図書館活動区民の会との協働による事業実施

「区民とともに歩む図書館委員会」第一期（平成17年度～19年度）の提言を受けて発足した「北区図書館活動区民の会」と協働してさまざまな図書館活動を推進し、生涯学習の拠点として「区民とともに歩む図書館」づくりを進めていきます。

◇区民との協働によるボランティア育成制度の構築、推進

「北区図書館活動区民の会」と協働し、体系的な講座を組む中で子どもの読書活動を推進するボランティアの育成を図るとともに、活動の場を提供していきます。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
ボランティア 育成制度の構築	推進	推進	推進	推進	推進	生涯学習の拠点として の図書館充実

○視 点：3 生涯を通じた学びを応援する

○取組の方向：（1）学習、文化・芸術、スポーツ活動を振興する

■現状と課題

一人ひとりが自分の人生をより豊かに生きていくために、また、くらしや社会の問題を主体的に解決し住みよい地域づくりを進めていくために、区民誰もが生涯にわたって学び続けられることが重要です。行政にはそのための環境づくりが求められています。

北区は埋蔵文化財の宝庫であり、また先人たちの手により育まれ継承されてきた文化財、伝統芸能など、有形無形の歴史的文化資源が数多くあります。これらの貴重な文化遺産を後世に引き継いでいくためには、適切な管理や保存、調査・研究を進め保護していくとともに、さまざまな場での活用を図っていく必要があります。

区民のスポーツ活動は、健康づくりや地域コミュニティの形成にも役立ちます。誰もが、自分のライフステージに応じた豊かなスポーツライフを実現するため、身近なスポーツの場の整備を進めるとともに、スポーツやレクリエーションに参加しやすい機会の拡充を図っていく必要があります。

■重点施策20 学習機会の拡充

大学や高校、民間企業等と連携するとともに、区民が自らのニーズにより企画する講座や学習会を支援します。また、事業の実施目的を明確にし、事業の見直しや整理を行いつつ、多様なニーズに応える学習機会を拡充します。

高齢者、障害者をはじめ育児・介護等で外出しにくい状況にある区民、勤労者を含め区民誰もが学習に参加できるよう条件整備を進めるとともに、学習を通じたコミュニティの形成、学んだことを地域に生かす学習社会づくりを進めます。

また、青少年のための学校外での学習機会を拡充します。

◇北区区民大学

環境問題、人権問題などの現代的課題、地域課題等に応えた学習の場をより拡充します。取り上げる課題に応じて、学習方法等も柔軟に設定し、新しいニーズにこたえた学習の場を拡充します。また、区民との協働を追求し、年に1講座は、「企画会方式」による講座とします。

◇スーパーサイエンススクール

青少年に「本物の科学研究との出会い」の場を提供することにより、自然科学やものづくりへの興味・関心を育てる講座です。大学・高専・高校や国立天文台等の教育機関、研究機関とも連携しつつ実施してきました。今後、他の科学・環境関係講座、諸機関との連携・協力を進めつつ、事業の充実を図ります。

■重点施策2-1 身近な学習の場の整備

ユニバーサルデザインやインターネット接続環境を整備し、新鮮で豊富な資料を整備した新中央図書館をはじめリニューアルされた飛鳥山博物館など、北区の生涯学習施設はこの間、大きく充実が図られてきました。

図書館、博物館をはじめ、文化センター、ふるさと農家体験館などの施設は、区民の学習の場であるとともに、地域の文化の拠点ともなるものです。今後、区民とともに育つ施設としてさらに発展できるよう、引き続き整備に努めます。

また、特に高齢者や障害者、子育て中の方など誰でもがそうした学習に参加できるよう、ハード・ソフト両面での施設の一層のバリアフリー化を推進します。

◇中央公園文化センターのリニューアル

中央公園文化センターは耐震改修や天井、床、壁の改修、給排水設備の改修が必要です。こうした改修を平成26年度までに行うほか、あわせてエレベーターの設置や正面玄関のスロープ設置などのバリアフリー化を検討します。

◇区民とともに歩む図書館委員会の設置、運営

学識経験者をはじめ、3名の公募委員を含む区民の代表者で構成する「区民とともに歩む図書館委員会」を設置、運営し、北区の図書館の在り方について討議し、提言を行っています。引き続き、同委員会の活動を重視し、提言等を図書館サービスの改善に生かしていきます。

■重点施策2-2 学習情報提供、相談体制の充実

区民や団体に活用される情報提供が求められていることから、教育情報紙や生涯学習情報システムについては、より一層内容の充実が求められています。また、そうした情報を活用した学習相談体制づくりが必要です。

◇生涯学習情報システムの充実

生涯学習・スポーツに関する施設・団体・講座等の情報を必要な区民に伝えられる場として、生涯学習情報システムの一層の充実を図ります。

◇生涯学習情報紙の発行

区民にわかりやすい生涯学習情報紙として、「まなびんぐK I T A」を引き続き発行し、さらに一層の内容充実に努めます。

■重点施策23 スポーツ活動の振興

平成15年(2003年)12月に北区のスポーツ振興基本計画として策定した「地域が創る豊かなスポーツライフビジョン」に基づき、スポーツ振興施策を展開してきました。今後、区を取り巻くさまざまな環境の変化に対応するため、スポーツ振興基本計画を見直す必要があります。また、地域スポーツ振興の拠点となる施設の整備・充実を進めるとともに、国や都、民間施設の積極的な有効活用を推進し、活動の場を確保することも必要です。区民の身近なスポーツの場として、校庭や体育館などの学校施設を有効に活用していくことも重要です。

◇スポーツライフビジョンの見直し

区民の豊かなスポーツライフを実現するため、平成15年(2003年)に北区のスポーツ振興基本計画として策定した「地域が創る豊かなスポーツライフビジョン」を、区を取り巻くさまざまな状況の変化に対応するため見直します。

◇(仮称)赤羽体育館の建設

全区的、広域的、総合スポーツ大会ができる総合体育館、また、生涯スポーツの場として、(仮称)赤羽体育館を建設することにより、健康でゆとりと生きがいに満ちた区民生活の向上を図ります。隣接する北運動場、元気ふらざとのネットワークを図ることにより、当該地区をスポーツパークゾーンと位置付け、生涯スポーツの拡大拠点とします。

◇地区体育館の整備

誰もが、いつでもスポーツやレクリエーションが楽しめるように、身近な地域スポーツの活動の場として、学校適正配置計画による学校改築にあわせて地区体育館及び校庭夜間開放施設の整備を進めていきます。

◇桐ヶ丘体育館の改築

「都営桐ヶ丘団地再生計画」に伴う「公益施設等計画(後期)」に基づき、総合スポーツ施設として整備します。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
(仮称)赤羽体育館 の建設	工事着手	工事継続	工事継続 完成	開設		開設
地区体育館の整備	1施設開設	1施設開設	1施設開設	1施設開設	1施設開設	5施設の開設
校庭夜間開放施設 の整備	1施設開設		1施設開設	1施設開設	1施設開設	4施設の開設

◇トップアスリート交流スポーツ教室

子どもたちにスポーツの楽しさや継続することの大切さ体得させるため、ナショナルトレーニングセンターと連携を図りながら、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を生かしたスポーツ教室を開催します。

年度 事業名	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	5年後の 到達目標
トップアスリート 交流スポーツ教室	1モデル 教室	推進	推進	推進	推進	推進

■重点施策24 文化財の保護・活用と保存・継承

北区は都内でも有数の遺跡密集地であり、開発に伴う発掘調査で数多くの貴重な埋蔵文化財(考古資料)が出土しています。それらを博物館において定期的な一般公開、講演等で埋蔵文化財の活用を図っていくとともに、国の史跡指定10周年を迎えた中里貝塚についても魅力的な公開・活用を行っていきます。

地域の生活に根ざし伝承されてきた伝統芸能などの無形民俗文化財は、有形文化財の伝承・保存形態とは異なり、形がない文化であるため、芸態などの伝承が維持継続している過程において適切な記録保存を行っていきます。

また、後継者を育成する支援体制を検討し、地域に引き継がれてきた伝統文化の継承に努めます。

◇国史跡中里貝塚の貝層野外展示事業

貝層を保存するため地下に埋もれた状態で暫定整備されている中里貝塚について、史跡広場内において貝塚学習ができるよう、剥ぎ取った貝層断面を観察できる展示施設の建設及び一般公開を検討します。

◇継承者の育成支援

無形民俗文化財の保存継承については、補助金の交付等現在行っている支援に加え、芸態を含めた芸能・習俗の保存や継承の方法について、伝承者、学識経験者、保持団体等を含めた検討を行い、地域に伝承されてきた伝統芸能が失われないよう継承者の育成のための支援体制づくりを進めます。

■重点施策25 魅力的な文化・歴史学習の推進

文化・歴史事業に係わる飛鳥山博物館、中央図書館等の関係機関が連携を密にし、「観る」「調べる」「聴く」「体験する」といった有機的なつながりをもった歴史学習・文化学習を推進し、区民の郷土への愛着や関心を深めていく多彩で魅力的な展示、講座、見学説明会などを実施していきます。

また、「ふるさと農家体験館」では、指定文化財として維持管理に努めるとともに、区民のふるさと学習の拠点として、一層の充実を図っていきます。

◇文化財を活用したふるさと学習事業

茅葺屋根の古民家「ふるさと農家体験館」では、区民との協働により地域に伝わる年中行事の再現や昔の手作りおもちゃの工作教室など、さまざまな体験事業を通して地域の歴史や文化にふれるふるさと学習を推進します。

○視 点： 3 生涯を通じた学びを応援する

○取組の方向： (2) 安全・安心な教育環境を整備する

■現状と課題

教育基本法の改正で学校教育、家庭教育、社会教育等全てを包含するものとして「生涯学習の理念」が新たに規定されました。

学びたい人が自分の人生をより豊かにするため、いつでも、どこでも、生涯にわたって学び続けることができる環境を整備していくことはとても重要なことです。

未来を担う子どもたちの学びの場である学校については、平成21年8月に実施した「北区教育ビジョン2010に係る保護者アンケート」において、『教育先進都市』と聞いて抱くイメージ』として回答の3割近くが「学校施設・設備が整っている」とあるように、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の三つの要素からなる「生きる力」を育むため、「知」、「徳」、「体」をバランスよく育てていく教育を進めていくことが可能な教育環境の整備が必要です。

学校の施設整備を進めるうえで、とりわけ学校改築には多くの財政負担と時間を要することから、計画的な整備を図ることはもちろんのこと、既存校の補完策も含めた総合的な計画のもとに進めていくことが重要です。あわせて、環境にも十分配慮したものとしていくことが求められます。

また、少子化に伴う学校の小規模化により、今後、適正規模を踏まえた小学校の適正配置が必要ですが、その推進にあたっては、地域、学校関係者等の意見に十分耳を傾けて、関係者の合意を図っていくことが重要です。

さらに、子どもたちが安心して学べる、保護者が安心して学ばせることのできるようメール配信等、安全・安心な仕組みを引き続き充実させるとともに、経済情勢の悪化による家計への影響により、教育を受けることが困難な方に対する支援も引き続き行うなど、新しい時代を生きる北区人を育てていく環境整備に取り組んでいきます。

■重点施策26 大学連携による特色ある施策の展開

北区の教育の充実発展を図るため、大学や高等教育機関等と協定を締結し、教育課程はもとより発展的学習や地域との連携事業など、さまざまな場面での連携を推進します。

◇大学機能との連携の推進

大学等のもつ専門的なノウハウを生かし、学校教育への支援をはじめさまざまな場面で教育力の向上を目指すため、連携・提携する大学や分野の拡大を図ります。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
大学機能との 連携の推進	新規1校	新規1校	新規1校	新規1校	新規1校	提携・連携する大学 等の拡大

◇北園学びのまちづくり

旧北園小学校を学びのまちづくりの拠点施設「(仮称)北園まなび館」として、お茶の水女子大学との連携事業や、区民参画型の実行委員会による活動とともに、スポーツや文化芸術など「学び」をキーワードとした事業を実施しています。

現在は、暫定利用であるため、今後そのあり方について検討を行っていきます。

■重点施策 27 区立小学校の適正配置の推進

◇区立小学校の適正配置の推進

人口減少と少子化に伴う区立小学校の小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図るため、「東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申」を基に、区立小学校の適正配置に関する計画案(タタキ台)を策定した上で、ブロック毎に検討組織を設置し、具体的な検討を推進します。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
区立小学校の 適正配置の推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進

■重点施策 28 学校改築・校舎大規模改造

学校改築および老朽化している校舎の改修等は、学校適正配置及び基本計画に基づいて計画的に行っていきます。

◇学校の改築

学校施設の改築に際しては、文部科学省の学校施設整備指針や北区立小・中学校整備方針に従い事業を進めます。改築事業を行うにあたり、多様な学校教育に対応できる施設であるとともに地域の拠点となる学校施設、そして環境に配慮した施設として整備していきます。

◇既存校の校舎大規模改造

当面改築対象になっていない既存校は、建設時から40年以上経過し老朽化が進んでいます。大規模改造未実施校及び実施後20年以上経過した学校を中心に十分な調査を全校実施し、改築計画と並行して学校施設の改修等を計画的に行います。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
学校の改築	桐ヶ丘中学校開校	明桜中学校開校	十条富士見中学校開校	滝野川紅葉中学校開校	赤羽岩淵中学校開校	5校開校
大規模改修	検討	検討	検討	計画策定	1校 実施設計	実施設計1校

■重点施策29 環境に配慮した学校施設整備

学校施設についても、高機能化や快適性などが求められていることから、使用エネルギーの増加が予測されます。その整備や維持・管理においては、環境への負荷の低減を図るなどの視点が重要となります。また、このような視点で整備された学校施設を活用して、環境教育や省エネルギー活動を実践していくことが求められています。

◇エコスクール（環境と調和のとれた学校施設）の整備

学校の施設面・運営面・教育面の3つの視点から、環境に配慮した学校施設づくりを推進します。太陽光利用や雨水、風力等自然エネルギーの利用を始め、屋上緑化や壁面緑化等の校内緑化に取り組みます。

◇環境教育への活用

太陽光発電・校内緑化・ビオトープ等を整備し、児童生徒が環境についての理解を深め、責任を持って環境を守るための行動がとれるようにするため学校における環境教育の一層の充実を図ります。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
環境教育への活用	4校	4校	4校	4校	4校	20校での実施

■重点施策30 安心して学べる環境づくり

◇奨学資金貸付

修学意欲がありながら、家庭の経済事情等から高等学校、高等専門学校等の教育を受けることが困難な方に対して学資金の貸付を行います。修学を支援することにより、将来、国や国際社会においても活躍する人材を育成していきます。

◇学校メール配信

学校ごとの行事情報や地域を限定した不審者情報などを、即時に各学校から保護者あてにメール配信し、学校と家庭との連携を支援するとともに子どもの安全・安心対策を推進します。家庭へアドレス登録の協力を求めるとともに、幼稚園、学校からのメール配信を充実していきます。

■重点施策31 (仮称)教育総合センターの設置

◇(仮称)教育総合センターの設置

「教育先進都市・北区」の教育拠点施設として、教育未来館と教育相談所及び就学相談事務を統合し、(仮称)教育総合センターを設置します。

年度 事業名	22	23	24	25	26	5年後の 到達目標
(仮称)教育総合センターの設置	検討	検討	基本構想	基本設計	実施設計	実施設計

第5章 教育ビジョンの実現に向けて

I 教育委員会の改革

平成20年（2008年）の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員会については、責任体制の明確化を図るとともに体制の充実を図ることが規定されました。

教育委員会は、効率的な教育行政の推進を図るとともに、住民への説明責任を果たしていくため、次の事項を実施していきます。

1. 点検及び評価の実施

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」とされました。

これを踏まえ、北区教育委員会が行う点検・評価については、「教育ビジョン2010」に体系づけられた重点施策及び個別事業の進捗の管理も担うものと位置づけていきます。

さらに、公表の結果いただいた意見等は、その後の施策検討の参考としながら教育行政の向上を図っていきます。

2. 教育委員会活動の活性化

現在、教育委員が定期的に実施している学校訪問など、教育現場と直接触れ合う機会の拡充を図るとともに、教員・保護者など学校現場を支える関係者や生涯学習、地域スポーツの分野で活動している方々の声を教育委員が直接聞く機会を積極的に設け、教育行政のさらなる向上につなげていきます。

また、教育を取り巻く環境の変化を的確に把握するため、教育委員や事務局職員を対象として、専門家による勉強会・研修会などを行い、機敏で効果的な組織運営を目指します。

3. 教育委員会事務局の組織の改編

急速に変化する社会の中で、教育をめぐる情勢も不断の変化を続けています。中学校の適正配置の完了から小学校の適正配置の実施、学校の小規模化による学校運営支援の在り方の変化、小中一貫教育の推進、特別支援教育の拡大、生涯学習施設における指定管理者制度の導入など様々な変化に対し、常に教育委員会事務局の組織の最適化を目指していきます。

4. 情報発信の充実

「北区教育ビジョン2010に係るアンケート調査報告」によると、「北区は、子どもの教育に関する情報の提供をよく行っていると思いますか。」との問いに対して、約4割の人が「そう思わない」、「どちらかというところ思わない」と回答しています。今後も「教育先進都市・北区」を確実に推進していくためにも、教育委員会の活動についてより区民への周知を図り、教育委員会のさらなる活性化につなげるため、教育広報紙のあり方の検討やホームページの改善を行うとともに教育委員会の議事録をホームページ上で公開するなど、広報活動の充実及び情報発信の機会の増加に努めていきます。

Ⅱ 連携・協力体制の強化

北区では、「子育てするなら北区が一番」を掲げて子育て支援に重点的に取り組んでいます。乳幼児期から青年期までを見通した次世代育成支援における就学前教育と小学校の滑らかな接続のための課題などでは子ども家庭部と連携を図っていきます。

また、太陽光発電や雨水利用、緑のカーテンや校庭の芝生化など環境教育に関係する分野においては、エコ・スクールの実効性を高めていくため生活環境部と連携を図っていきます。

新たな課題となっている食育の分野では健康福祉部、農・山・漁村との交流事業や体験学習では地域振興部、音楽や芸術に親しむ教育では北区文化振興財団などとも連携を図っていきます。

さらに税の知識普及など税教育や学校ICTの推進など情報教育では区民部との連携を図っていきます。

以上のように庁内の連携・協力体制を強化するとともに、そのことを通じて関係機関等とも連携・協力を図りながらより良い教育行政を推進していきます。

Ⅲ 国、東京都への要望

義務教育は、区が実施主体として責任を負うべきものです。また、前述した中央教育審議会答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教員制度の改正について」においても、「教育の成否は教員にかかっている。教員に質の高い人を確保することが重要」ともされています。このような点からも区立学校の設置者である区が長期的な視点を持ち、地域の実情に応じて独自性のある教育活動を主体的に展開していくためには、学校における教職員の人事権が不可欠です。

これについては、都区の役割分担について協議する「都区のあり方検討委員会幹事会」において、県費負担教職員の任免、給与決定などの人事に関する事務等を区に移管する方向で都区双方での基本的な合意がなされています。

しかし、実際に移管を実現するにあたっては、広域的な異動の仕組みの確立など検討が必要な事項もあるため、引き続き、国及び東京都に対し区立学校教職員の人事権移譲の実現を強く要望していきます。

学校では、少人数学習指導、特別支援教育の推進、新学習指導要領で示された教育内容の改善事項などさまざまな教育の課題に直面しています。また、幼・小・中の連携教育の推進などの新たな課題も生じています。

このため、学級編制・教職員定数配置の弾力的な運用についても東京都に対して強く求めていきます。

北区の教育が目指す子どもの姿

地域社会の一員としての自覚をもち

自らの力で人生を切り拓き

広く国際社会に貢献する人間の育成こそ

「教育先進都市・北区」の教育が目指すところである

1. 学びを暮らしに活かす力

～確かな学力～

- * 学ぶ喜びを体得し、知識・技能を暮らしに活かす子ども
- * 多様な情報を収集・整理して自分の考えをまとめ、的確に伝える子ども

2. 自他を大切に作る人間関係力

～豊かな人間性～

- * 自分のよさを知り、他者の存在を認め理解し、支え合う子ども
- * 常に将来への希望をもち、主体的に課題に取り組む子ども
- * 何事にも挑戦し、最後までやりぬく子ども

3. 強い意思で規則正しく生活する力

～健やかな体～

- * 適度な睡眠と食事をとり、生き生きと活動する子ども
- * 自分の体調を知り、自分で健康管理する子ども
- * 生命の大切さを深く理解し、実践する子ども

☆ 学校で取り組むべき基本方針

◇「学びを暮らしに活かす力」を育むために

- ① 子どもたちが主体的に学ぶ意欲をもち、基礎的・基本的な知識・技能が確実に定着することを旨として授業を改善する。
 - ◎ 「北区基礎・基本の定着度調査」を活用し、各学年・教科で「期待正答率」を上回るができるよう、ICTの活用、授業形態や教材等の工夫を進める。
- ② 家庭との連携を深め、家庭学習習慣の定着に努める。
 - ◎ 最低でも家庭学習時間（学年×10分）が定着するように系統的な指導を行う。
- ③ 多様なメディアを活用した読書・調査活動を推進し、総合的な読解力、情報収集・活用能力、表現力を育成する。
 - ◎ 新聞・インターネット・学校図書館等を活用した学習を積極的に採り入れ、自分の考えをもち、発信する力を高める。

◇「自他を大切に作る人間関係力」を育むために

- ① 人権尊重の教育を推進し、児童・生徒一人ひとりが自己肯定感をもち、人の痛みがわかりあえる温かい学級づくりを目指す。
 - ◎ 家庭・地域と協力し、いじめ発生数、不登校児童・生徒の出現数の減少を目指す。
- ② あらゆる場面を活用して、他者の思いを理解し、自分の考えや思いを適切に伝えることのできるコミュニケーション能力を高める。
 - ◎ 学習活動全体の中で言語活動を充実し、人間関係力を高める。
- ③ 心と心が触れ合い、温かく豊かな人間関係を築くことができる体験活動を実践する。
 - ◎ 自然体験活動・ボランティア体験活動等を計画的に教育課程に位置付け、実践する。

◇「強い意思で規則正しく生活する力」を育むために

- ① 家庭との連携のもと「早寝・早起き・朝ごはん」を奨励し、基本的な生活習慣をしっかり身に付ける。
 - ◎ 児童は8時間以上、生徒は7時間以上の睡眠をとり、毎日朝ごはんを食べてから登校するよう家庭との連携を深める。
 - ◎ 学校では、進んで挨拶をする習慣や正しい言葉遣いの定着を目指した指導を行う。
- ② 体育に関する指導の充実、楽しみながら自発的に身体を動かすことのできる場面の工夫を通して体力向上を目指す。
 - ◎ 新体力テストの各項目において、全国及び都の平均以上の数値を目指して取り組む。
- ③ 命や健康の大切さを深く自覚できる教育を充実する。
 - ◎ 心の教育や健康・安全教育を系統的に推進する。

【参考資料】用語解説

◆ア行

●あすか教室（P.5）

特別支援学級を卒業した方が、個性や能力に応じて継続的に学習できる場として、昭和53年度に開設しました。（当時の名称は「あすか青年教室」）

教養を身につけ、自主的な生活技術を学び、趣味やレクリエーションを楽しみ、相互の人間関係を育む場を目指しています。

●飛鳥山博物館（P.6, 54, 56）

平成10年3月、地域の歴史・民俗・自然に関する展示や事業を行い、区民の生涯学習の振興、地域文化の発展に資するために飛鳥山公園内に開館しました。

平成22年3月、常設展示室をよりわかりやすく再整備するとともに、美術品等の展示スペースを新設し、リニューアルオープンしました。

●「生きる力」（P.3, 14, 15, 17, 32, 57）

平成8年7月、中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の中で、定義された概念です。

「我々はこれからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しよう
と、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた。」

この「生きる力」という理念は、平成20年3月に改訂された新しい学習指導要領にも受け継がれています。

●イングリッシュサマーキャンプ（P.3, 31, 43, 44）

北区立那須高原学園の豊かな自然の中で留学生と生活を共にし、簡単な日常会話を通して英語に親しみ、国際的な視野やコミュニケーション能力を養うため、区立中学校1・2年生の生徒を対象に、平成14年度からスタートした取組です。

●英語が使える北区人事業（P.3, 31, 43）

小・中学生の英語に触れる機会を積極的に増やして、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成する事業です。

小・中学校へALTを配置する他、高い専門性を有する外国語教育アドバイザーがチームを編成し全小・中学校を巡回し、指導・助言を行っています。さらに、授業観察に基づく具体的なアドバイスや研修等を行い、小学校から中学校への外国語教育の円滑な接続と質の向上を目指しています

●エコスクール（環境配慮型の学校と同義）

◆力行

●学習指導要領（P.14, 33, 37, 41, 63）

教育課程の基準として文部科学大臣が公示するもので、概ね10年ごとに改訂されます。

どのような教科や活動を、どの学年で、どのように教育するかについての基準的事項を、国の立場から示しているので、学校は、教育課程を編成するに際して、地域や学校の実態、児童・生徒の発達と特性を考慮するとともに、学習指導要領に準拠するよう要求されています。小・中・高等学校用と、特別支援学校の小・中・高等部用のものがあります。

また学習指導要領は、上記の学校で使用される教科書の作成、検定に際しての基準にもなっています

なお、幼稚園の教育課程の基準は、「幼稚園教育要領」として、また特別支援学校の幼稚部については、「幼稚部教育要領」として公示されています。

●学力パワーアップ事業（P.3, 31, 32, 33）

基礎的・基本的な学力の向上を図るため、小学校及び中学校に非常勤講師を配置し、児童・生徒一人ひとりの個性に応じた、よりきめ細やかな指導を行っています。

小学校低学年では学習習慣の習慣づけ、中・高学年は学習のつまずきをなくし、基礎的・基本的な学力の定着と向上を目指しています。また、中学校では、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、自ら学び考える力の育成、発展的な学習の充実を図っています。

●（仮称）赤羽自衛隊跡地公園運動場（P.29）

平成15年度に国より譲渡された陸上自衛隊十条駐屯地赤羽地区を区が公園用地として取得し公園として整備しています。赤羽自然観察公園に隣接す

るこの公園内に、サッカーを中心とした多目的な人工芝のグラウンドとナイター設備を有する運動場を建設中です。平成22年5月開設予定です。

●（仮称）赤羽体育館（P.29, 31, 55）

計画地は、地下鉄南北線志茂駅より約0.5km、北本通りより約0.1kmの地点に位置し、隅田川堤防、志茂東公園に挟まれた地域です。

平成16年6月に「（仮称）赤羽体育館基本計画」を策定し、それに基づき平成21年6月に基本設計がまとまりました。

全区的、広域的、総合スポーツ大会ができる総合体育館を建設し、区民の多様なスポーツの場を提供します。

●学校運営協議会（コミュニティスクール）（P.3, 45, 46）

平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い導入された制度です。

学校運営協議会では、教育委員会の規則により指定された学校の運営に関して協議し、教育委員会または校長へ意見を述べることができます。

また、学校長が教育課程の編成などについて作成した基本的な方針に対し、承認することができます。

●学校関係者評価（P.23, 45）

学校評価の実施手法の一つです。

保護者、学校評議員、地域住民、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員等の学校関係者により構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行います。

なお、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」では「教職員等による自己評価と学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものである。」としています。

●学校支援地域本部事業（P.22, 50）

平成18年の教育基本法改正により、第13条に学校、家庭、地域の連携協力に関する規程が盛り込まれました。これに伴い、文部科学省では、平成20年6月から学校支援地域本部事業を開始しました。

この事業は、地域の方々が学校を支援する、これまでの取り組みをさらに発展させて組織的なものとし、スクールコーディネーターを配置して学校の求めと地域の力をマッチングすることにより、効果的な学校支援を行い、教育の充実を図っていく事業です。

●学校支援ボランティア活動推進事業（P.22, 28, 50）

小・中学校の児童・生徒の教育活動について地域の教育力を生かすため、地域の方々が、その知識や技能を生かしてボランティアとして学校を支援する活動を進めています。

学校と地域を結ぶスクールコーディネーターや地域のボランティアの育成や、その活動を推進するためのシステムを構築し、子どもたちを地域社会の中で支えるとともに、学校を支援し地域の教育力の向上を目的としています。

●学校適正配置（P.4, 29, 55, 58）

人口減少と少子化傾向等による区立学校の小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図るため、平成7年4月の区立学校第一次適正配置をはじめに、これまで区立学校の適正配置を行ってきました。平成14年11月の「東京都北区立学校適正規模等審議会第二次答申」以降は中学校を優先して適正配置を進め、平成21年4月の第七次適正配置をもって、中学校の適正配置は一定の区切りをみました。その結果、平成21年4月には区立小学校は46校が38校に、区立中学校は20校が12校となりました。

●学校評価（P.23, 28, 31, 45, 46）

学校教育法第42条に、教育活動や学校運営の状況について評価を行うことと定められています。これについて、平成18年3月に、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が文部科学省で策定されました。（平成20年1月改訂）

このガイドラインでは、評価手法を以下の3つに分類しています。

(1) 自己評価

各学校の教職員が行う評価

(2) 学校関係者評価

保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

(3) 第三者評価

学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価

●学校評価の推進に関する調査研究協力者会議（P.23）

学校運営の改善を図るために、今後の学校評価システムの定着、改善充実、その他学校評価の推進のために必要な方策等に関し、外部の有識者、教育委員会関係者等の協力を得て、総合的な調査研究を行う組織です。

平成18年7月に文部科学省が設置しました。

●学校評議員制度（P.22, 23）

平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画を制度的に位置付けるものとして学校評議員制度が導入されました。

学校評議員は、各学校ごとに、教職員以外の方で教育に関する理解と識見を有する方のうちから校長が推薦し、学校設置者が委嘱します。

学校運営に関して、保護者や地域住民などの多様な意見を幅広く求め、協力を得ると共に学校運営の状況などを周知し、学校としての説明責任を果たしていくことが期待されています。

●環境配慮型の学校（P.4, 29, 31, 59）

環境に配慮した学校施設や、環境に配慮した活動に取り組む学校などを指します。

平成5・6年度、日本建築学会が「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の在り方に関する調査研究」を実施しました。これを受けて平成9年度から5年間、文部省（現在の文部科学省）と通産省（現在の経済産業省）の共同により「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備に関するパイロットモデル事業」が実施されました。

従来は、新エネルギー（太陽光・熱、風力、燃料電池など）や省エネルギー技術の導入、建物緑化や屋上緑化など、施設整備面中心の取り組みでしたが、最近では、施設面以外でも学校での環境に配慮した活動も含めた取り組み事例もあります。

●北区学校ファミリー構想（P.4, 11, 15, 19, 21, 27, 28, 31, 51）

平成15年6月、通学区域の重なる幼稚園・小学校・中学校からつくる近隣複数校園のネットワークにより、1校だけではできないことを複数校園で協力して実践し、質の高い教育を実現することを目的として策定しました。

サブファミリー（中学校1校といくつかの小学校・幼稚園からなる組み合わせ）ごとに、授業交流や教員研修の合同実施、児童・生徒の交流、学校行事での交流など、様々な連携活動を実施しています。また、平成18・19年度にはカリキュラムの小中共同開発を行い、実践事例をまとめるなど、年々活動の充実を図ってきました。今後も小中一貫教育や幼・保・小連携など、新たな教育課題へ対応するための基盤となる、北区独自の教育システムです。

●北区基礎・基本の定着度調査（P.3, 31, 33）

北区では平成19年度から、小学校2年生から中学校3年生を対象に、毎年4月に区独自の学力調査「基礎・基本の定着度調査」を実施しています。

この調査は、学習指導要領に示されている教科の目標や内容（学習指導要

領の内容のうちペーパーテストで調査が可能な内容)の実現状況を把握・分析することにより、授業の問題点・改善点を明らかにすることをねらいとしています。

本調査や全国学力・学習状況調査の結果・分析等を活用し、各学校では「授業改善推進プラン」を策定し、授業の改善に取り組んでいます。

※調査の状況については、後述の記録をご参照ください。

●北区教育ビジョン2010に係る保護者アンケート

(P.15, 17, 19, 20, 57)

北区教育ビジョン2010の策定のための基礎資料として、平成21年8月6日～8月24日に実施したアンケート調査です。

対象は、北区在住の0歳から中学3年生までの子どもを持つ保護者の中から無作為抽出した2,040人で、このうち、57.3%から回答を得ました。

質問事項は、以下のように分類されます。

- 子どもへの教育の担い手について
- 就学前教育について
- 学校教育について
- 家庭教育・地域教育力について
- 教育全般について
- 教育行政について
- 生涯学習について

●北区教育未来館 (P.4, 59)

地方分権や教育改革が進むなか、今まで以上に、教育分野に地域の独自性が生かせるようになってきました。

このような状況を踏まえ、北区では、学校ファミリーの推進、北区に必要な教育施策や指導法の改善等の調査・研究を行うなど、区民とともに北区の教育改革を推進するとともに、教育のシンクタンク（政策研究機関）的機能を有する施設として教育未来館を設置しました。

●北区次世代育成支援行動計画 (P.5)

平成17年2月、北区では、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、北区が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めた「北区次世代育成支援行動計画」を策定しました。平成17年度から平成21年度を前期計画とし、平成22年度から平成26年度を後期計画としています。

この計画は、基本理念を「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」としており、この基本理念の実現のため、以下の4つの基本方針を定めています。

基本方針1 “すべて”の子育て家庭への支援

基本方針2 “まちぐるみ”での子育て支援

基本方針3 “子育て”・“子育て”への支援 ～子どもの人権を尊重して

基本方針4 “顔がみえる”子育てネットワークづくり

●北区就学前教育保育検討委員会（P.2, 18, 49）

教育基本法や学校教育法の改正、幼稚園教育要領や保育所保育指針の改定を受け、北区の就学前教育保育の充実を目指すため、平成19年12月に設置しました。

この検討委員会では、就学前の一貫した教育及び保育を実施するための基本的なあり方や、幼保一元化の運営に関する考え方を明らかにするための検討を行い、平成20年8月に報告書をまとめました。

●北区小中一貫教育（P.4, 19, 31, 33, 34, 44）

これまでの北区学校ファミリーの取り組みを踏まえ、小学校と中学校の校舎が離れていることを前提とし、中学校と複数の小学校を一つの単位とするサブファミリーを基本とした北区における小中一貫教育です。小・中学校の連携・協力により、義務教育9年間を見とおした一貫性のある教育の実現を目指します。平成20年9月に「北区小中一貫教育基本方針」を策定しました。

●北区スーパーサイエンススクール（P.5, 31, 53）

小・中・高校生を対象に、土曜日を活用し、科学やものづくりへの興味をふくらませることを目的として、大学や研究機関等と連携して、高度な科学・技術の学習のできる機会を提供しています。

●北区特別支援教育推進計画（P.3）

北区では、世界的なノーマライゼーションの高揚を背景とした国や東京都の動きを受け、平成17年5月に「北区特別支援教育推進計画検討委員会」を設置しました。平成18年7月には、同委員会の最終報告を受け、「北区特別支援教育推進計画策定委員会」を設置、平成19年3月には「北区特別支援教育推進計画」を策定しました。

同計画では、北区の特別支援教育の理念を「障害のある児童生徒の特別な教育的ニーズにこたえ、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれが自分らしく輝くことのできる多様な教育を展開する」と定め、その具体的な実施計画を併記しています。

●北区発達障害児への総合支援検討委員会（P.2）

平成17年に「発達障害者支援法」が施行され、平成20年8月に「発達障害者支援の推進に係る検討会報告書」が国から出されました。

北区では、こうした流れを受けて、平成20年9月に東京都北区発達障害児への総合支援策検討委員会を設置しました。

同委員会では、発達障害を早期に見出し、発達に障害のある児童及び保護者を療育などの支援に早期につなげるため、乳幼児期の発達障害児に対する総合的な支援システムの構築を目指し、検討を進めました。

平成21年7月、同委員会の検討結果について、「東京都北区発達障害児への総合支援策検討報告書」をまとめました。

●北区立学校適正規模等審議会第三次答申（P.58）

人口減少と少子化傾向等による区立小学校の小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図るため、区立小学校の適正配置に向け「東京都北区立学校適正規模等審議会」を平成20年3月に再開し、検討を重ねました。

その結果を踏まえ、平成21年6月に中間答申を作成し、その後、地域説明会・パブリックコメント等区民からの意見聴取を行い、寄せられた意見を参考に平成21年9月には最終答申として「東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申」をまとめました。

●北園学びのまちづくり（P.58）

旧北園小学校を大学機能と連携・協働して展開する学びのまちづくりの拠点施設として活用するため、「（仮称）北園まなび館」として整備しました。お茶の水女子大学との連携事業や、区民参画型の実行委員会による活動を行っています。

また、スポーツや文化芸術などの「学び」をキーワードとした事業も実施しています。

●キャリア教育（P.5, 31, 41, 43, 44）

子どもたちが「生きる力」を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるようにする教育を指します。

少子高齢化社会の到来、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等が進む中、子どもたちの進路をめぐる環境や教育を取り巻く環境が大きく変化する一方、若者の勤労観、職業観の未成熟や、社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力の不十分さなどが、近年顕在化してきており、キャリア教育の重要性が極めて大きくなっています。

●旧松澤家住宅（P.6）

江戸時代の終わり頃に建てられた民家で、平成11年3月、北区指定有形文化財（建造物）として指定され、「北区ふるさと農家体験館」として公開しています。

実際には、現在の北区・浮間の荒川近くに建てられていましたが、同じ敷地にあった倉屋とともに、赤羽自然観察公園内へ移築・復原されました。

この民家は、江戸時代の後期に建築されてから、解体された平成9年までの間、何度か増改築されながら、住み継がれてきました。

●教育三法の改正（策定にあたって 参照）

教育三法とは、「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法及び教育公務員特例法」を指します。

平成18年12月、教育基本法が約60年ぶりに改正され、新たに教育のあるべき姿や目指すべき理念が明らかにされました。

また、平成19年1月には、教育再生会議において、教育三法の改正が提言され、これを受けた中央教育審議会における審議を経て、平成19年6月20日に可決・成立し、同月6月27日に公布されました。

「学校教育法」の改正では、新たに義務教育の目的・目標を定め、各学校種の目的・目標を見直されました。また、組織としての学校の力が強化され

ています。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正では、国や教育委員会の教育に対する責任が明確化されました。

「教育職員免許法及び教育公務員の特例法」の改正では、教員免許更新制度が導入され、人事管理が厳格化されました。

●教育振興基本計画（P.1, 6）

平成18年12月に改正された教育基本法の第17条1項において、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」と定められています。

さらに、同条第2項において「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。

地方公共団体では、各自の「教育に係る基本的な計画」などを策定し、地域の実情に応じ、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていく必要があります。

●区民大学（P.6, 31, 53）

昭和50年度、社会の急激な変化に適應し、高度な知識や問題解決能力を身につけるとともに、地域の発展と区民の社会連帯意識を育てることを目的として開設されました。現在は現代的課題に応える学習の場として、毎年2～4講座を実施しています。また、受講生の中から「北区民大学修了生の会」が誕生し、30年以上にわたって活発な自主的活動が展開されています。

●区立学校のICT化（P.4）

ICTとは、「Information and communication technology」情報通信技術を指します。ITとほぼ同じ意味です。

平成18年1月、IT戦略本部（内閣府）のIT新改革戦略において、教育現場の更なるICT化の推進が記載されています。

具体的には、

- ①教育の質の向上を図るため、学校教育に関連する様々な場面でのICT活用を効果的かつ円滑に進めること
- ②情報教育をはじめとした情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」の育成
- ③ICTの効果的な活用による「わかる授業」の実現と「確かな学力」の

向上

④校務の情報化による教員の事務負担の軽減、子どもと向き合う時間の確保

を目的としています。

北区では、学校のICT化は教育の質の向上を目指すものであることを念頭に、平成20年度、全小・中学校の教員1人1台のパソコンの配備を完了しました。

今後は、情報セキュリティと業務効率の均衡や校務の情報化、授業でのICTの活用の推進を図ります。

●高校生 ikiki 講座 (P.5)

「中学・高校生夢探検事業」の一貫として、大学等の高等教育機関と連携し、高校生向けに講座を行うことで興味や関心を引き出すとともに、将来の進路選択の指針とする機会として、平成19年度まで実施していました。

●コーディネーター (P.22)

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる役割を持つ者を指します。

●校務 (P.21, 23, 42)

広くは教職員が行う事務全般を指します。

一方で、教職員が行う事務を以下の2つに分類することもあります。

(1) 教務

教育課程(カリキュラム)の検討、時間割の作成、児童・生徒の学籍・成績評価に関する事務処理など、教育活動に直接関係する事務

(2) 校務

教職員が行う事務のうち、教務を除いた部分

(例：学校行事の企画、教育委員会との連絡、広報紙・ホームページの作成、指導要録作成等)

上記分類の内、(2)校務の負担が増加傾向にあり、教員が教務に専念できないなどの状況が生じております。

●個人の生き方や人生の段階に応じて多様な働き方の選択が可能な社会の構築に向けた行動指針 (P.8)

平成19年12月、総理大臣官邸において開かれた「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定されました。

憲章では、仕事と生活の調和の必要性、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割を示しています。

行動指針では、企業や働く者の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を示しています。

●子育てアドバイザー（P.2）

区内25の児童館において、地域の民生委員・児童委員が子育てアドバイザーとして子育て相談事業を実施し、子育て負担の軽減に寄与しています。

●ことぶき大学（P.6）

高齢社会の進行の中、生涯学習への要望の高まりを受け、北区では「ことぶき大学」を設置しました。

健康維持に関するものや政治、経済、社会、歴史、文化に関するものなど、多岐にわたる内容で開催しています。

●子ども安全対策協議会（P.21）

昨今、子どもを取り巻く安全対策が急務となっています。

北区では、平成17年以降、安全・安心パトロールの実施など登下校の安全確保を図るとともに、平成18年度以降は各校園の門扉をオートロック化するなど、ハード面での整備も進めてきました。

これらの取り組みをさらに発展させ、地域社会全体で学校の安全に取り組んでいただける体制を整えるため、警察やPTA、地域の方々との意見交換のできる場として「子ども安全対策協議会」を設置しました。

●「子どもたちの育つ姿」（P.2, 49）

就学前の一貫した子育て、教育保育を目指した北区の子どもたちの目指すべき育つ姿を示したもので、幼稚園の教育課程や保育所の保育課程をつくるための参考として「東京都北区就学前教育保育検討委員会」が報告とともにまとめたものです。

「心の育ち」「体の育ち」「基本的生活習慣」「コミュニケーション能力・表現」「学びの芽生え」について、成長の時期別に記述があります。

●コミュニティ・スクール（P.3, 23, 31, 45）

従来から、公立学校には保護者や地域の皆さんの様々な意見を的確に反映させ、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。このため、学校評議員制度の導入や、自己点検・自己評価の取組が図られてきました。

平成16年6月、これまでの学校運営の改善の取組をさらに一步進めるものとして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が改正され、新しい公立学校運営の仕組みとしコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されました。

コミュニティ・スクールとは、保護者や地域の方々の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことを目指すものです。

◆サ行

●指定管理者制度（P.25, 61）

平成14年7月の内閣府に設置されていた総合規制改革会議の中間とりまとめで、「官製市場の見直し」の一貫として取り上げられ、地方自治法の改正を経て平成15年9月から施行されています。

地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社等の法人やその他の団体に、委託することができる制度です。これにより、公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで、効率化を目指します。

●児童委員（P.2）

児童委員は、児童福祉法第16条により、民生委員を充てるとされています。

職務としては、同法第17条に、「児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。」「児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。」「児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。」などが規定されています。

●児童相談所（P.2, 39）

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関です。

児童及び妊産婦の福祉に関して、必要な実情の把握や必要な情報の提供を行うこと、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行います。

●生涯学習の理念 (P.1, 25, 57)

平成18年12月に改正された「教育基本法」において、初めて生涯学習の理念が条文化されました。

第3条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と定められています。

●小1プロブレム (P.2, 18)

明確な定義はありませんが、一般的に「小学校第1学年の児童の不適応状況」を指し、「第1学年の学級において、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消されず、教師の話を聞かない、指示通りに行動しない、勝手に授業中に教室の中を立ち歩いたり教室から出て行ったりするなど、授業規律が成立しない状態へと拡大し、こうした状態が数ヶ月にわたって継続する状態」としています。

東京都の発生状況については、以下の調査のとおりです。

【調査概要】

<調査名>東京都公立小・中学校における第1学年の児童・生徒の学校生活への適応状況にかかわる実態調査

<実施期間>平成21年7月13日(月)から7月17日(金)まで

<調査対象>◇校長 … 1313名 ◇教諭 … 1313名

【調査結果】

- ・校長、教諭ともに、平成20年度に所属していた学校での適応状況について回答。
- ・不適応状況の発生経験の有無について、校長の23.9%、教諭の19.3%が経験していると回答。
- ・56.9%が4月に発生するものの、全体の54.5%が年度末まで継続している。
- ・問題が発生した学級担任は採用30年以上が23.7%と最多。次いで、20年以上30年未満が21.5%。

●食育 (P.30, 31, 38, 62)

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを指します。「食育基本法」では、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられています。

●新学習指導要領の改訂（P.14, 41, 62）

平成20年3月28日、新しい「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」が公示されました。これにより、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から完全実施され、一部は平成21年度から先行実施されています。

●新中央図書館の開設（P.6, 29, 54）

平成20年6月、北区十条台に新しい中央図書館を開設しました。

この図書館は、区民の生涯学習を支える情報拠点として位置づけられ、区民と協働して発展する図書館の実現を目指しています。

●青少年委員（P.22, 26, 31, 51）

北区では、民間人として青少年教育活動に尽力されている各界各層の有志指導者の中から、青少年委員を委嘱しています。

青少年委員は、公的身分をもった非常勤の公務員であるとともに、地域のボランティアとして指導にあたるとともに、社会教育行政の推進者として活躍しています。

活動内容は、青少年の余暇指導、青少年団体・子ども会の組織化・育成、指導者の養成などです。

●青少年地区委員会（P.22, 51）

青少年地区委員会は、地域の青少年の健全な育成を図ることを目的として、北区内19か所の地域振興室ごとに設けられています。委員は、町会・自治会、学校関係者、保護司、児童委員、など、青少年健全育成に関連する様々な分野から選出されています。

各青少年地区委員会では、各種レクリエーション活動などの余暇活動や地域環境浄化活動などの環境整備や非行防止に関する活動など区から委託された青少年健全育成事業を、地区の実情に応じて実施しています。

●全国学力・学習状況調査（P.17, 20）

児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育の結果を検証し、改善を図るため、文部科学省が小学6年生と中学3年生の児童生徒全員を対象として平成19年度、43年ぶりに実施された学力テストです。科目は国語と算数（数学）で、それぞれ「知識」に関する問題と「活用」（応用）に関する問題があります。

●総合型地域スポーツクラブ（P.25， 51）

平成12年9月文部省（現文部科学省）が策定した「スポーツ振興基本計画」で提案された地域住民が主体的に運営するスポーツクラブです。年齢や性別等に関係なく、すべての人が自由に定期的・継続的にスポーツを楽しむことを目的としています。

さらに、スポーツだけでなく、地域住民の交流や家族のふれあいの場、青少年の健全育成、さらには活力ある地域社会の形成の役割も期待されます。

●育ち愛ほっと館（P.2）

区内に身近なところで子どもと家庭に関する問題に対して、総合的に対応できる機関として、平成13年11月に設置されました。

子どもと家庭の総合相談事業、相談機関相互の連絡調整、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進しています。

平成19年4月からは、児童虐待に取り組む先駆型子ども家庭支援センターとして運営しています。

◆夕行

●体育指導委員（地域スポーツコーディネーター）（P.22， 26， 31， 51）

スポーツ振興法第19条に基づき、教育委員会から青少年地区委員会等の推薦と公募により委嘱している非常勤の地方公務員です。

総合型地域スポーツクラブの設立、育成・支援、地域スポーツ振興の指導助言を行っています。

●地域が創る豊かなスポーツライフビジョン（P.6， 31， 55）

平成15年12月、北区の生涯スポーツ振興計画として「地域が創る豊かなスポーツライフビジョン」を策定しました。

このビジョンでは、誰もが身近な場所で日常的に、スポーツを「する」「みる」「かたる」「ささえる」ことができる環境づくりとして、学校・家庭・地域が一体となってスポーツに取り組むこととしています。

●地域寺子屋（P.3， 5）

北区では、土曜日等を中心に、地域のボランティアや学校で教えている非常勤講師等が運営・指導して、子どもたちが安心して過ごせる居場所を作るとともに、子どもたちの学ぶ意欲に応えるため、宿題や復習、体験学習などを行う場を「地域寺子屋」として提供しています。

●地域土曜講座 (P.3)

地域の子どもと大人のコミュニケーションの向上を図るとともに、地域教育力の向上を図るため、学校が休みの土曜日に、子どもが地域の大人から伝統芸能や自然科学、芸術など、体験的に学習することができる講座を地域のボランティア団体の方々に「地域土曜講座」として企画・運営していただいております。

●知識基盤社会 (P.3, 7, 8, 15)

平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、21世紀は、いわゆる「知識基盤社会 (knowledge-based society)」の時代であると述べています。同答申においては「知識基盤社会」とは、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」とであると定義しています。

また、答申では「知識基盤社会」の特長として次のようなことを挙げています。

- (1) 知識には国境がなく、グローバル化が一層進む。
- (2) 知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる。
- (3) 知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる。
- (4) 性別や年齢を問わず参画することが促進される。

●中1ギャップ (P.18)

中学1年生になった途端、学習内容や生活リズムの変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増したりする現象を指します。新潟県教育委員会が名づけました。

平成17年3月にまとめられた同委員会の実態調査報告書によると、典型例は、コミュニケーションが苦手な生徒が小学校時の友人や教師の支えを失う「喪失不安増大型」と、小学校でリーダーとして活躍していた生徒が中学校で居場所を失ってしまう「自己発揮機会喪失ストレス蓄積型」であることがわかったといえます。

東京都の発生状況については、以下の調査のとおりです。

【調査概要】

<調査名>東京都公立小・中学校における第1学年の児童・生徒の学校生活への適応状況にかかわる実態調査

<実施期間>平成21年7月13日(月)から7月17日(金)まで

<調査対象>◇校長 … 624名 ◇教諭 … 624名

【調査結果】

- ・入学前、80%の生徒が不安を抱え、3ヵ月後には49.7%になる。
- ・入学前の不安の内容は以下のとおり。
 - 「学習について」 70.2%
このうち、3ヵ月後も不安ありは54.7%
前回不安無し(29.8%)のうち、19.3%が3ヵ月後に不安発生
 - 「友達関係について」47.5%
このうち、3ヵ月後も不安ありは25.7%
前回不安無し(52.1%)のうち、6.2%が3ヵ月後に不安発生
 - 「生活について」 44.8%
このうち、3ヵ月後も不安ありは49.8%
前回不安無し(54.6%)のうち、15.5%が3ヵ月後に不安発生
- ・3ヵ月後の不安の内容は以下のとおり
 - 「定期テストの結果がよくない」60.4%
 - 「勉強が難しい」51.0%
 - 「通知表につく成績」40.2%
 - 「卒業後の進路」36.8%
 - 「家庭学習をしっかりとやらなければならないこと」35.5%
- ・以上から、圧倒的に学力に関する不安が大きいことがわかる。

●中学生 iroiro 講座 (P.5)

「中学・高校生夢探検事業」の一貫として、中学生を対象に、特色ある高校及び専門学校等での講座や様々な職業体験を通じて、職業や進路について考え、学ぶ琴への一層の興味や関心を引き出すことを目指して、平成19年度まで実施していました。

●特別支援教育 (P.3, 30, 31, 39, 62)

「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

◆ナ行

●中里貝塚 (P.31, 56)

北区中里にあった貝塚で、平成12年9月に国の史跡に指定されました。

幅100m、長さ500m以上の範囲に最大で厚さ4.5mの貝層が広がる巨大な貝塚で、付近の集落に暮らした人々が、浜辺で協業して貝加工を行った結果残されたと考えられています。

縄文時代に自給自足の範囲を越えて、内陸の他の集落へ供給することを目的とした貝の加工処理があったことを具体的に伝える重要な遺跡です。

●ナショナルトレーニングセンター (P.25, 55)

我が国におけるトップレベル競技者の国際競技力の総合的な向上を図るトレーニング施設として、平成20年1月21日に開所した施設です。

「屋内トレーニングセンター」、「陸上トレーニング場」、「屋内テニスコート」及び宿泊施設の「アスリート・ヴィレッジ」から構成され、隣接する「国立スポーツ科学センター」と連携して、競技者が同一拠点において集中的・継続的に強化活動をすることができるように支援しています。また、ジュニア競技者や指導者の育成等、長期的な強化事業も行っています。

◆ハ行

●ふるさと農家体験館 (P.6, 54, 56)

北区ふるさと農家体験館は、北区指定有形文化財（建造物）に指定されている旧松澤家住宅を移築・復原した体験学習施設です。

茅葺き屋根の建物は、外からだけでなく実際に座敷に上がって見学することができ、昔の民具や農具も展示されています。

また、区の貴重な文化遺産として保存するだけでなく、地域の歴史や文化を区民の方に知っていただくために、年中行事・昔のおもちゃ作り・昔遊び・生活体験講座などの古民家体験事業を実施しています。

●保育要録の小学校への送付 (P.18)

平成20年3月、保育所保育指針が改定されました。同指針第4 1保育計画の項で小学校との連携を図ること、子どもの育ちの資料を小学校へ送付することと明記されています。

●放課後子ども教室・放課後子どもプラン（P.3, 5, 22, 28, 31, 51）

子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が相次いで発生し社会問題化したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、平成18年5月、当時の少子化担当大臣より、「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の放課後対策事業を、一体的あるいは連携して実施してはどうかとの提案がなされました。

これを踏まえ、当時の文部科学大臣及び厚生労働大臣の両大臣が合意し、「放課後子どもプラン」が創設され、平成19年度より、「放課後子どもプラン」がスタートしました。

北区ではこの「放課後子どもプラン」の一貫として、土曜日に実施している「地域寺子屋」に加え、平日の放課後に学校を開放し、「放課後子ども教室」として安全で安心な児童の活動拠点を提供しています。現在はモデル校として区内9校で実施しています。

●放課後児童健全育成事業（P.22）

児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3学年までの児童に対し、放課後に小学校や児童館等の一室を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものです。北区では「学童クラブ」と呼ばれています。

◆マ行

●メンタルヘルス（P.23, 42）

「心の健康」「精神衛生」のことを指します。

近年、労働などが複雑になったことによるストレス等が要因で、精神が疲労し精神疾患等も増えています。主に労働衛生の一環としてこのメンタルヘルスが十分なされるよう求められています。こうしたことから、メンタルヘルスの対象となる症状やその患者そのものを指す場合もあります。

◆ヤ行

●ユニバーサルデザイン（P.29, 54）

ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイスにより1980年代に提唱された新しいデザインのことです。

障害のある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのことを指します。

以下の7項目を「原則」としています。

- (1) 誰でも公平に使える
- (2) 使う上で柔軟性に富む
- (3) 簡単で直感的に利用できる
- (4) 必要な情報が簡単に理解できる
- (5) 単純なミスが危険につながらない
- (6) 身体的な負担が少ない
- (7) 使いやすい大きさと広がり確保できる

●幼稚園教育要領（P.14）

幼稚園における教育課程の基準として文部科学大臣が公示するものです。幼稚園で実際に教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則第38条を根拠に定めています。

平成20年3月に学習指導要領の改訂とともに幼稚園教育要領も改訂され、平成21年度から実施されています。

●幼稚園と保育園の環境の違い（P.18）

幼稚園は学校教育法に基づいた学校であり、保育園は家庭の事情で乳幼児を保育を出来ない場合に保育を行う、児童福祉法に基づく児童福祉施設です。つまり、幼稚園は教育を行う場であり、保育園は親の代わりに保育をする場、という違いがあります。

近年は長時間保育と教育の両方のニーズを満たすため、両方の機能を併せもつ複合型保育施設が増えてきています。

◆ラ行

●理科支援員（P.31, 33, 34）

平成19年4月から、全区立小学校38校に理科支援員を配置しています。理科支援員を週一回、曜日を決めて配置し、観察・実験の充実を図るとともに、理科学習環境の整備等を行い、小学校理科教育の活性化及び理科指導力の向上を図っています。

●理科大好きプロジェクト（P.3, 31, 34）

お茶の水女子大学と協定を結び、理科に対する興味と関心を高めて、創造力や知的好奇心、探究心を育成するために様々な理科教育事業を行っています。大学がもつ専門的なノウハウを駆使して、小中学校の理科授業の支援を行う「理科実験支援事業」をはじめ、中学生を対象とした土曜実験講座や夏休みの自由研究のサポート事業なども実施しています。

◆ワ行

●ワーク・ライフバランス (P.8)

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることを指します。

1990年代に欧米で使われ始めた概念で、仕事と生活をうまく両立できれば、従業員の能力を引き出すことができ、従業員や企業にとって有益であるとの発想が根底にあります。

日本では人口減少社会の到来や少子化の進展を踏まえ、次世代の労働力を確保するため、仕事と育児の両立や多様な働き方の提供といった意味で使われることが多くあります。

平成15年、政府が「次世代育成支援対策推進法」を制定し、大企業に対して育児・介護休業法の規定を上回るように、短時間勤務・フレックス勤務・育児休業制度などを拡充するよう促しています。さらに、平成19年には内閣府が「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と行動指針を定め、平成29年までに有給休暇消化率を100%にし、男性の育児休業取得率を10%に引き上げるなどの目標を掲げています。

●わくわく土曜スポーツクラブ (P.3, 31, 52)

子どもたちがスポーツに親しみながら健やかに成長できることを目的とし、各学校・指導者の協力を得て種目ごとに月1～2回程度、土曜日に実施しているスポーツプログラムです。

◆ABC

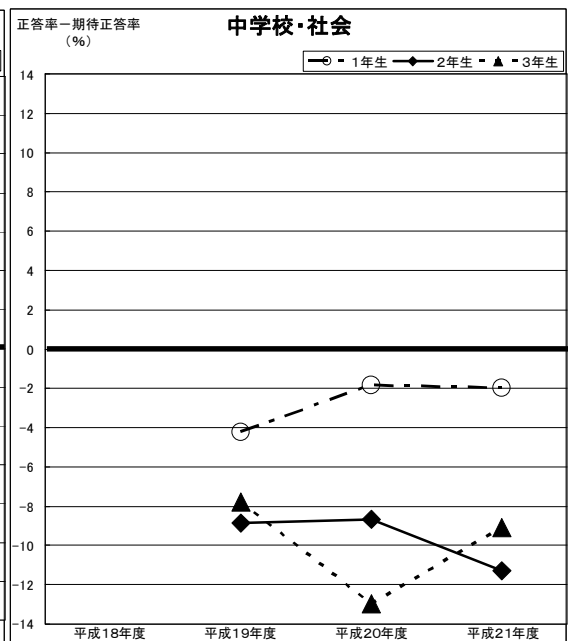
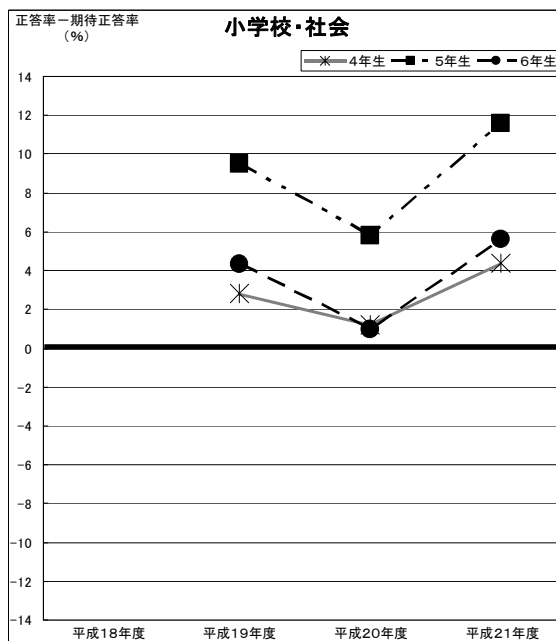
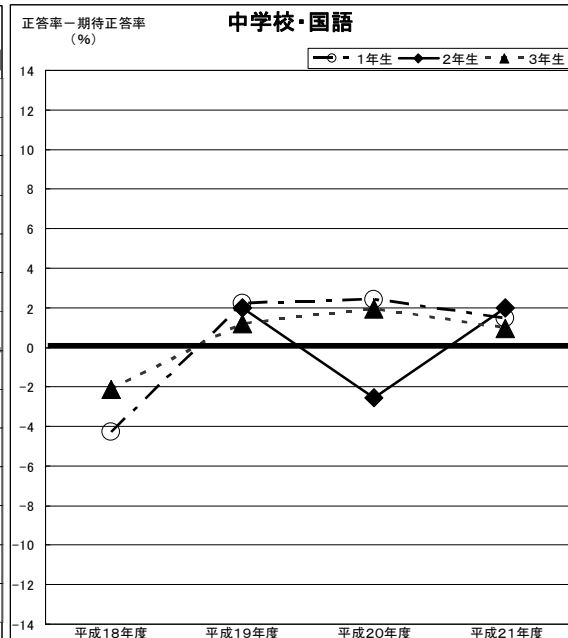
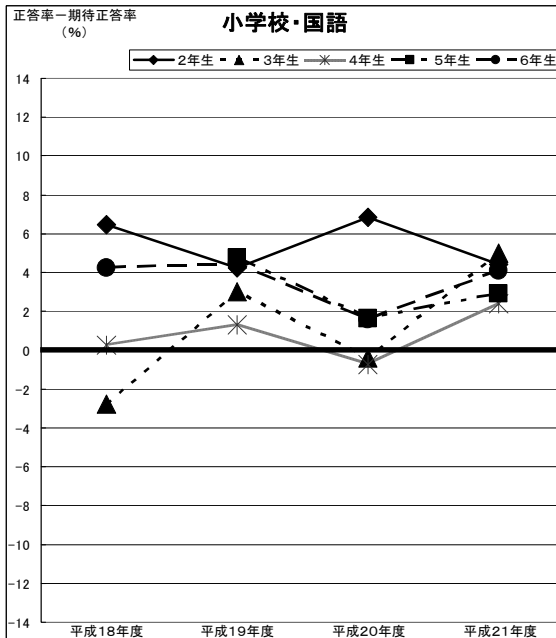
●ALT (P.3, 43)

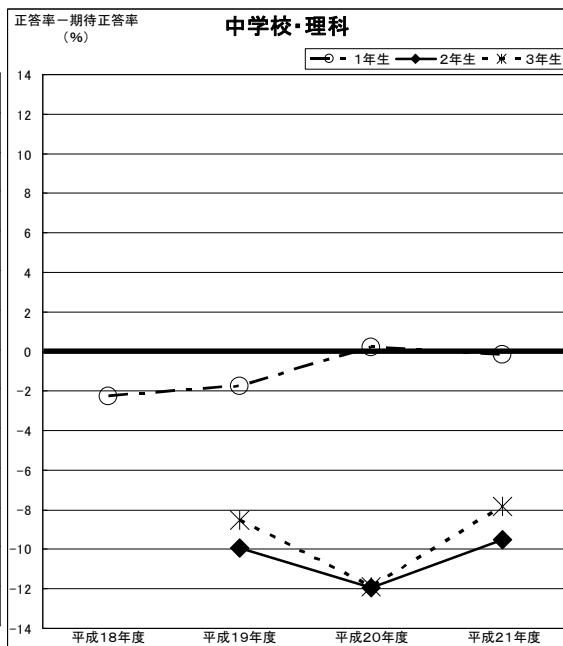
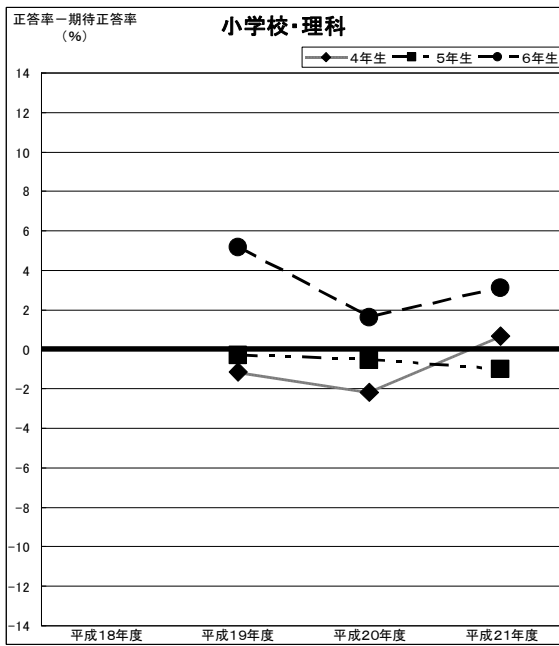
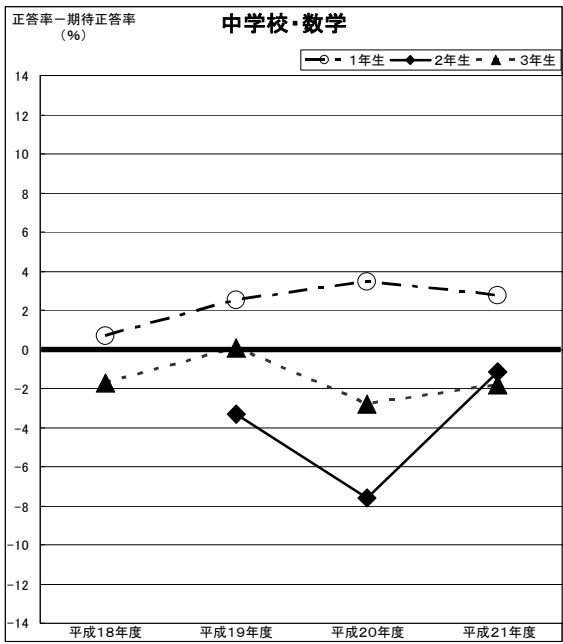
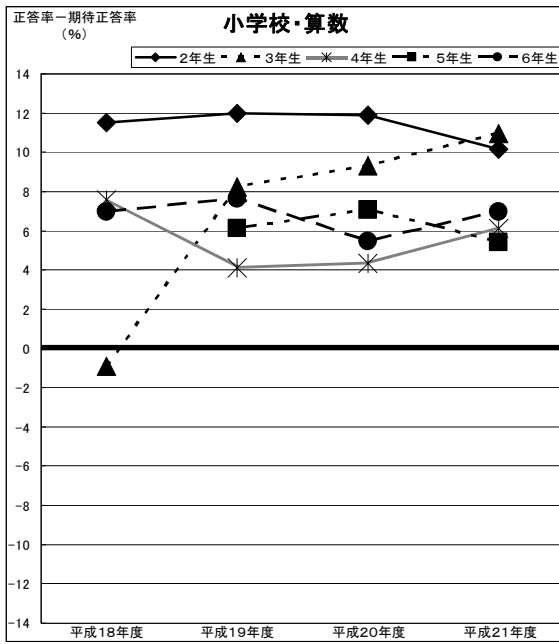
外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) のことで、外国人講師が外国語活動や英語の時間に助手として指導を行います。

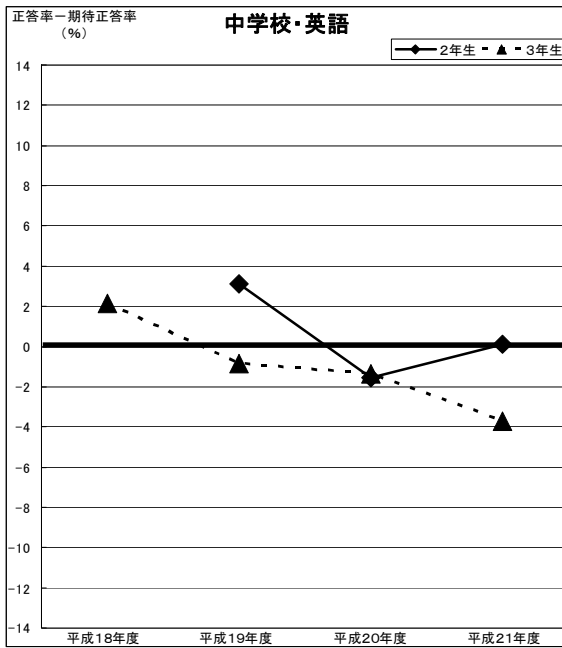
北区立の小学校には、第1学年から第6学年までの全ての外国語活動の時間にALTが配置されています。中学校においても、コミュニケーション能力の育成を図るためALTを活用した英語の授業が実施されています。

【参考資料】北区基礎・基本定着度調査

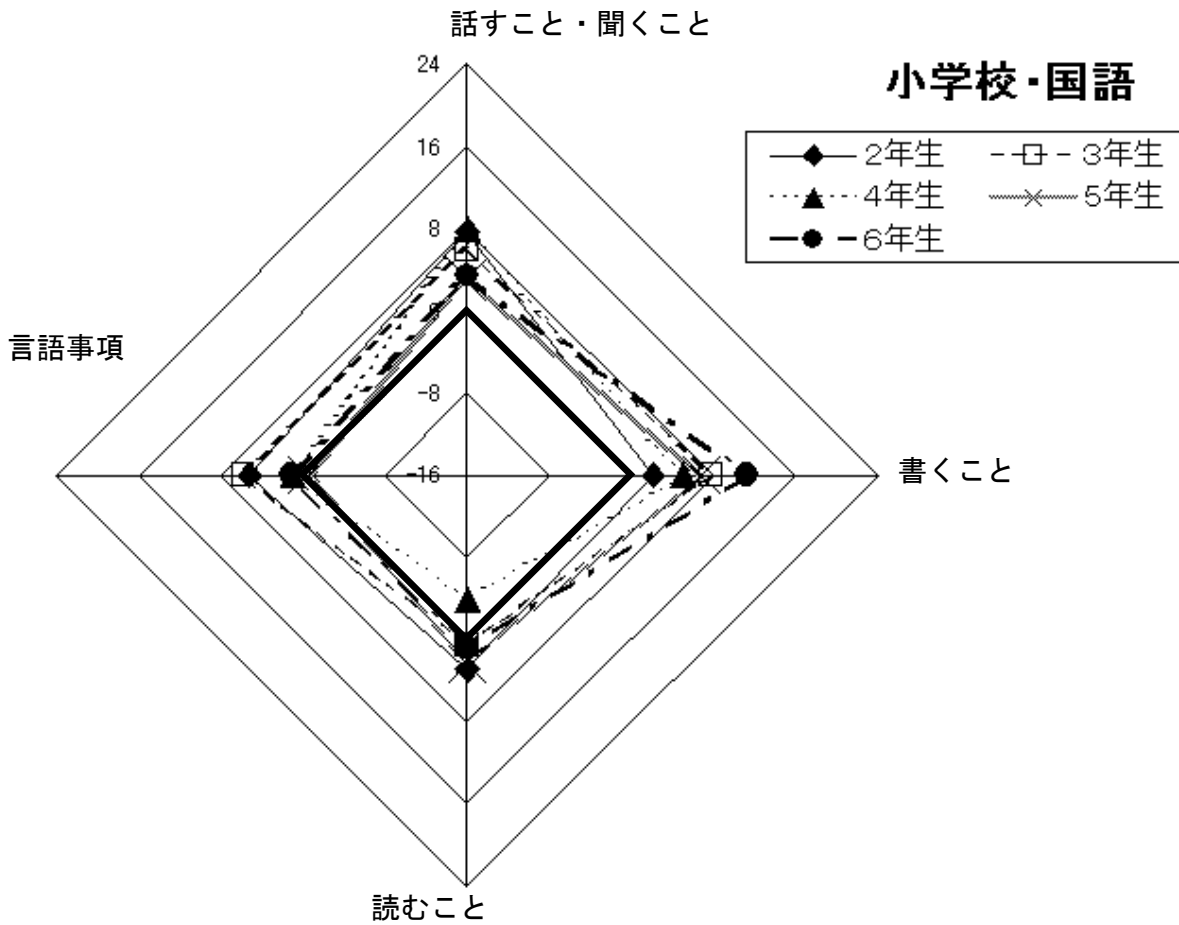
●推移（正答率－期待正答率）

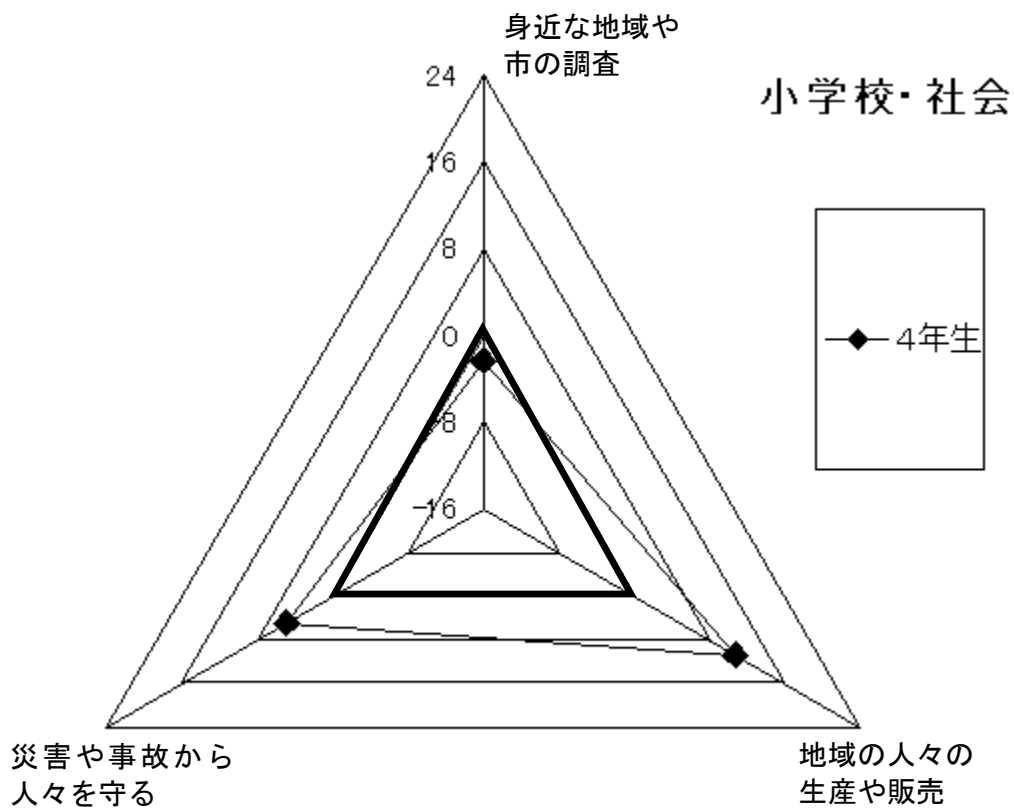
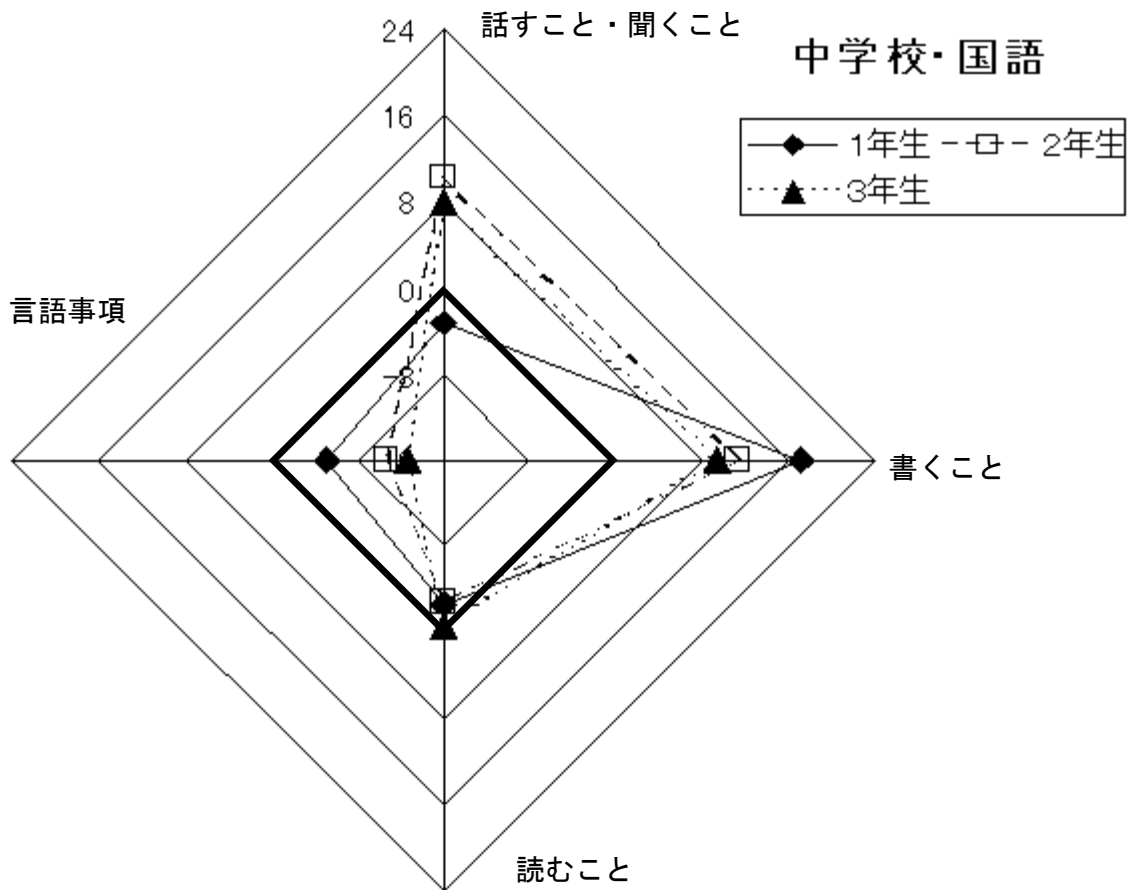


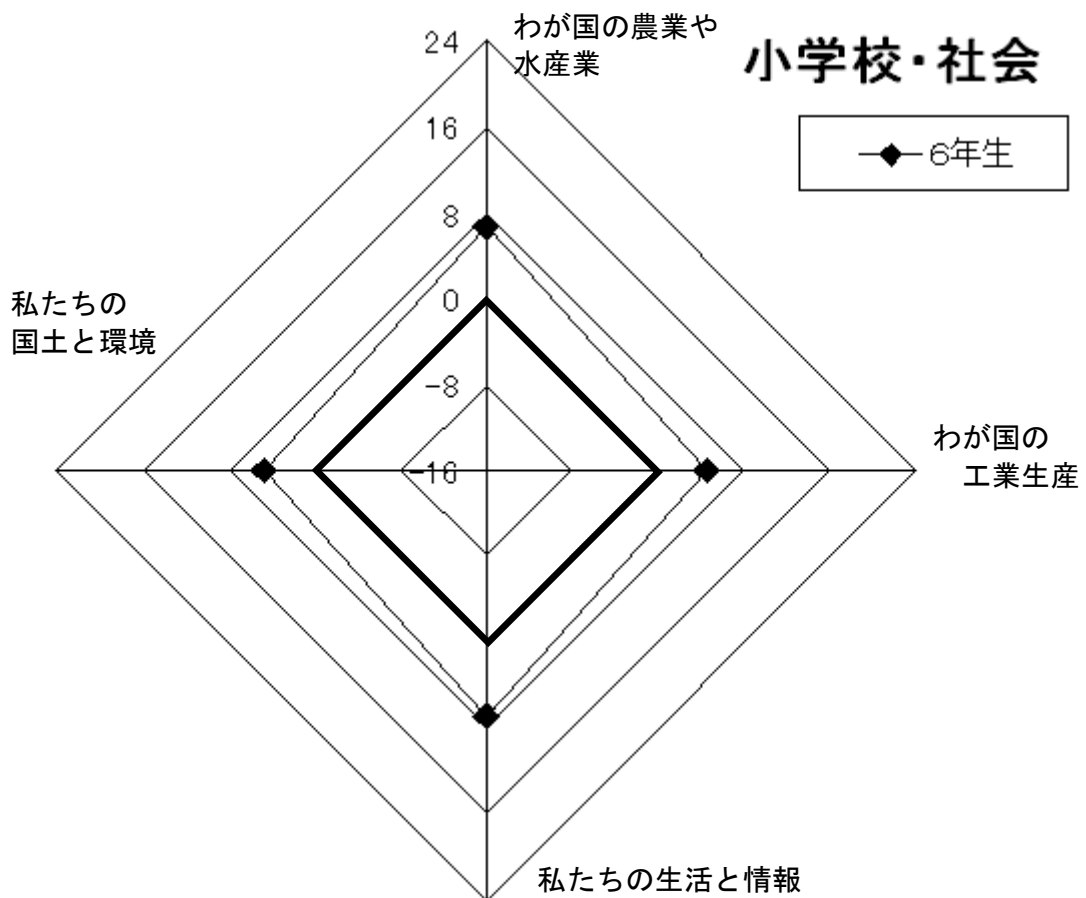
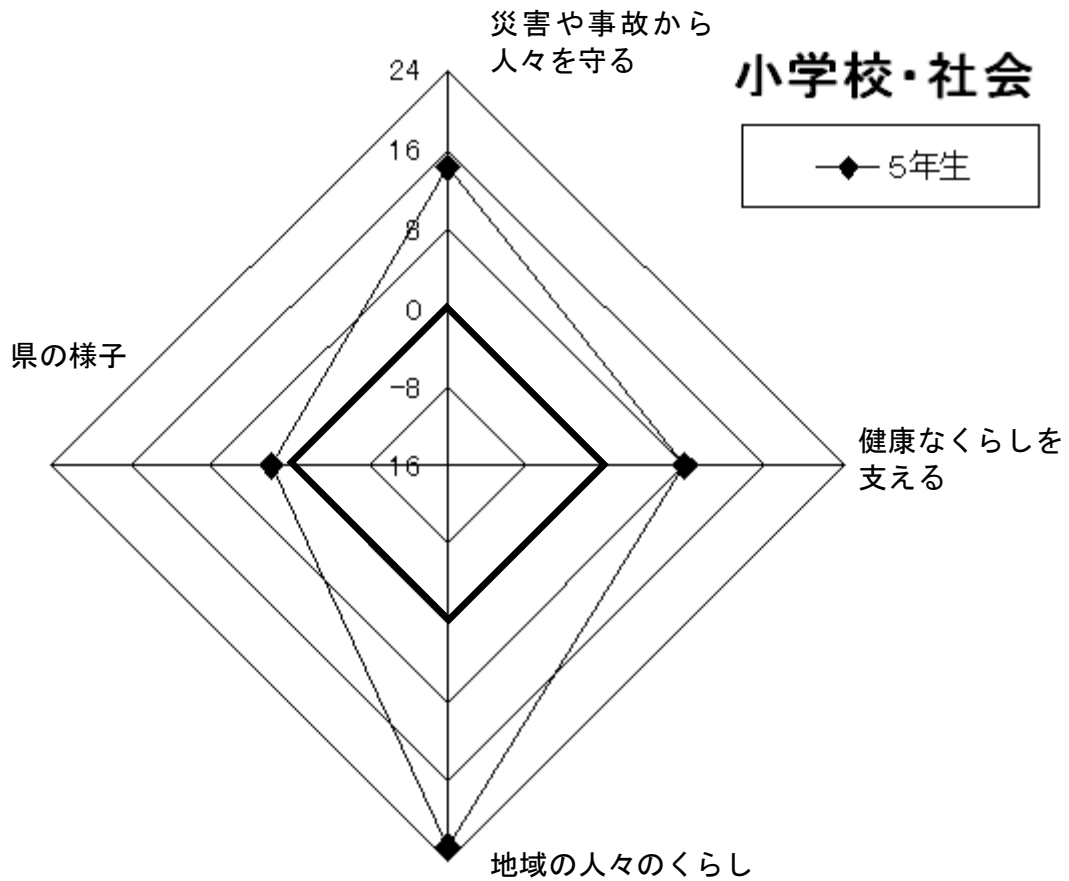


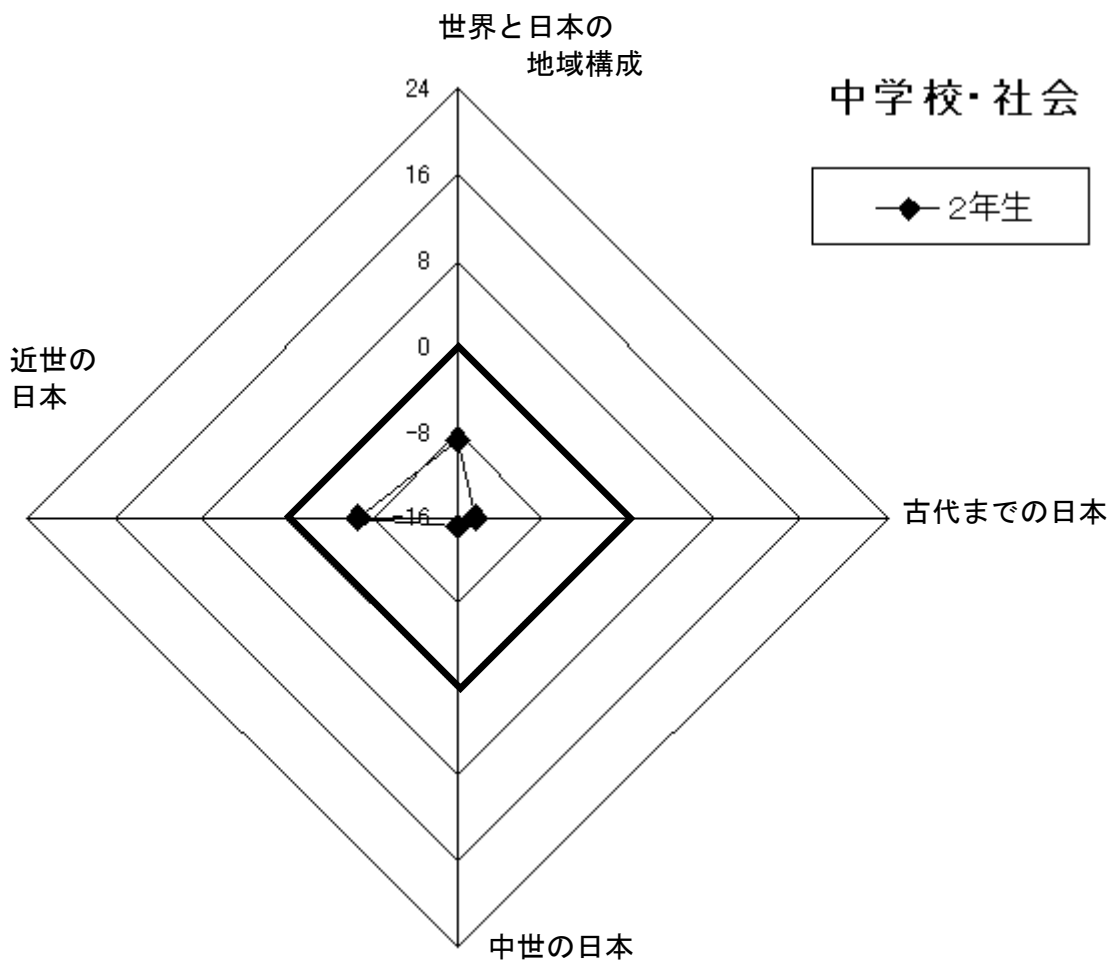
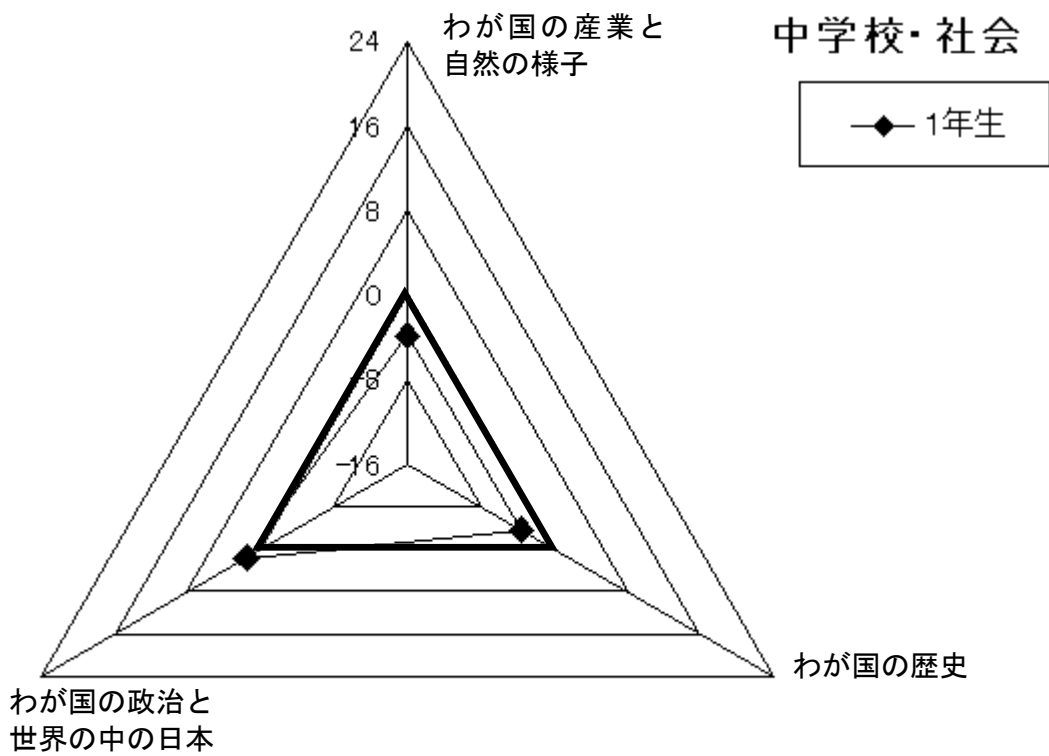


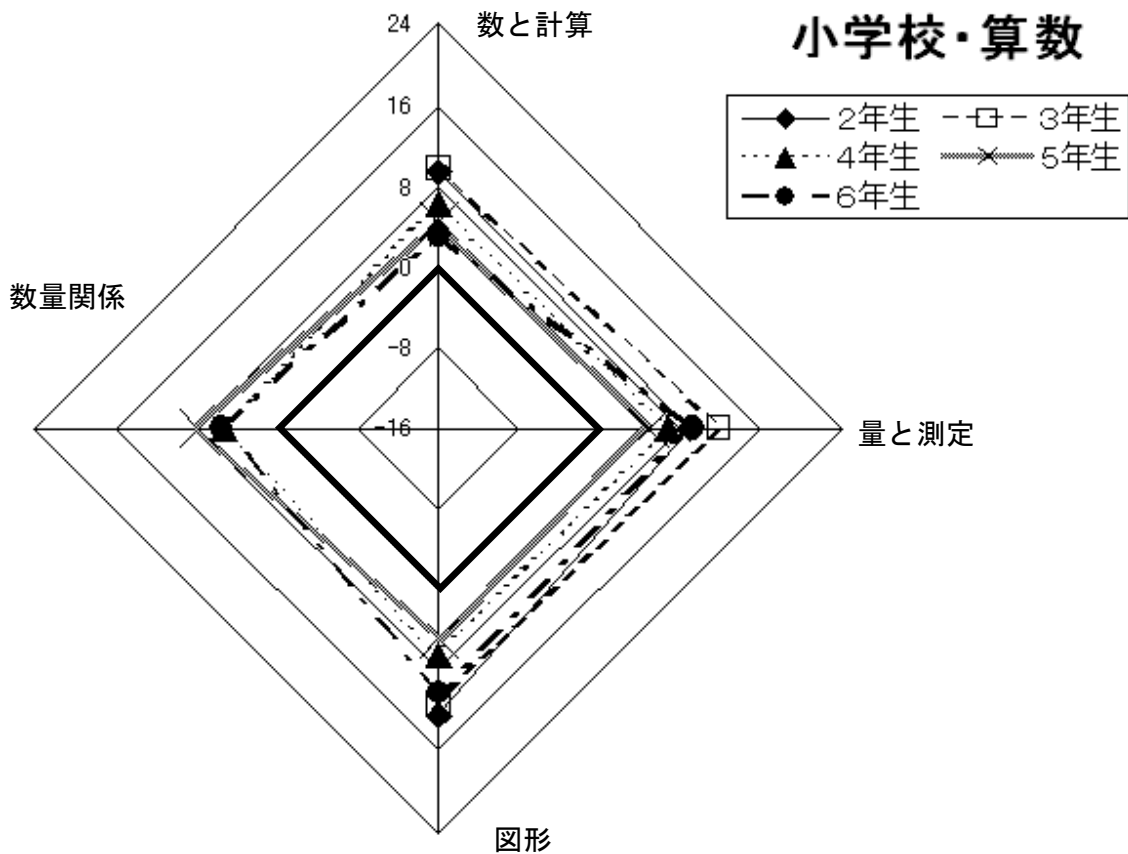
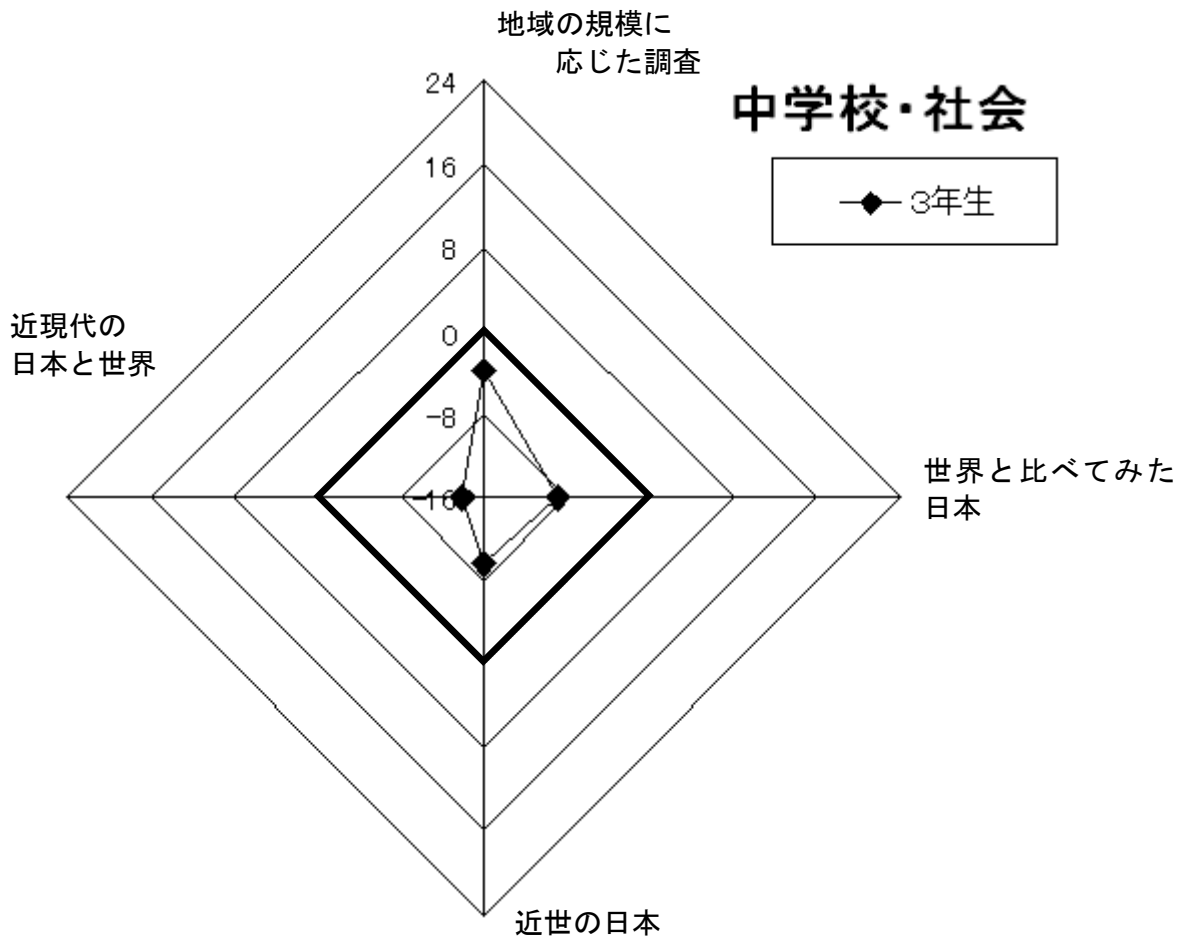
●平成21年度領域別（正答率－期待正答率）

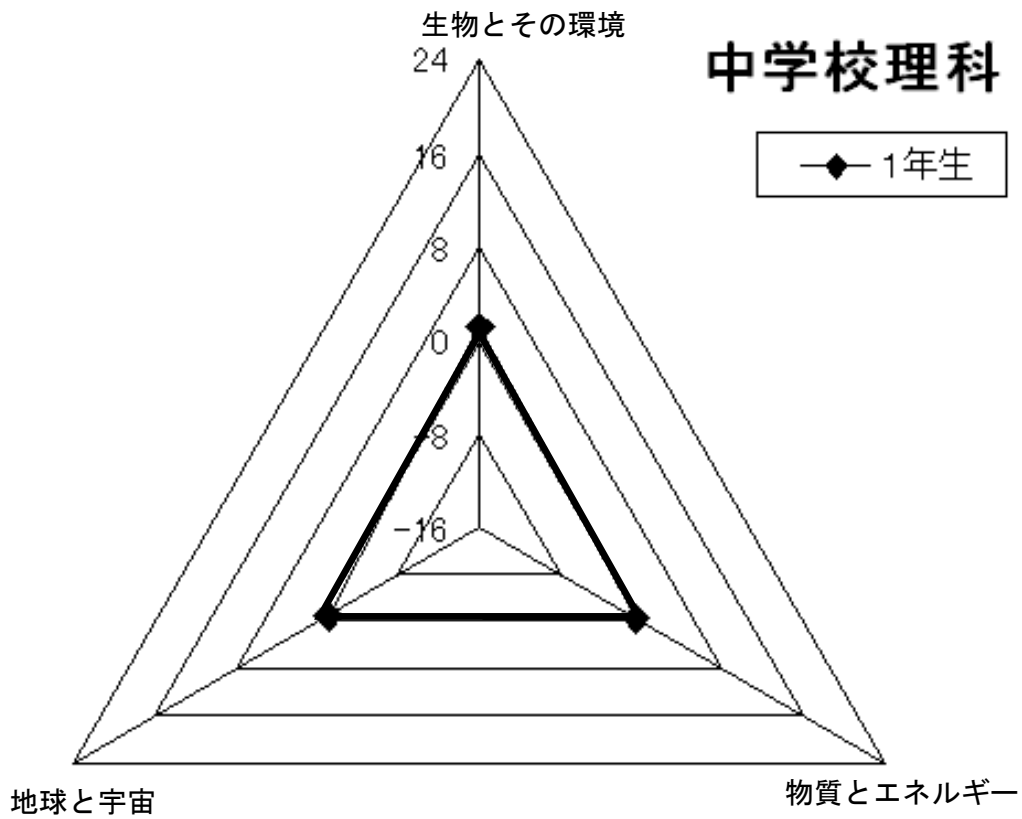
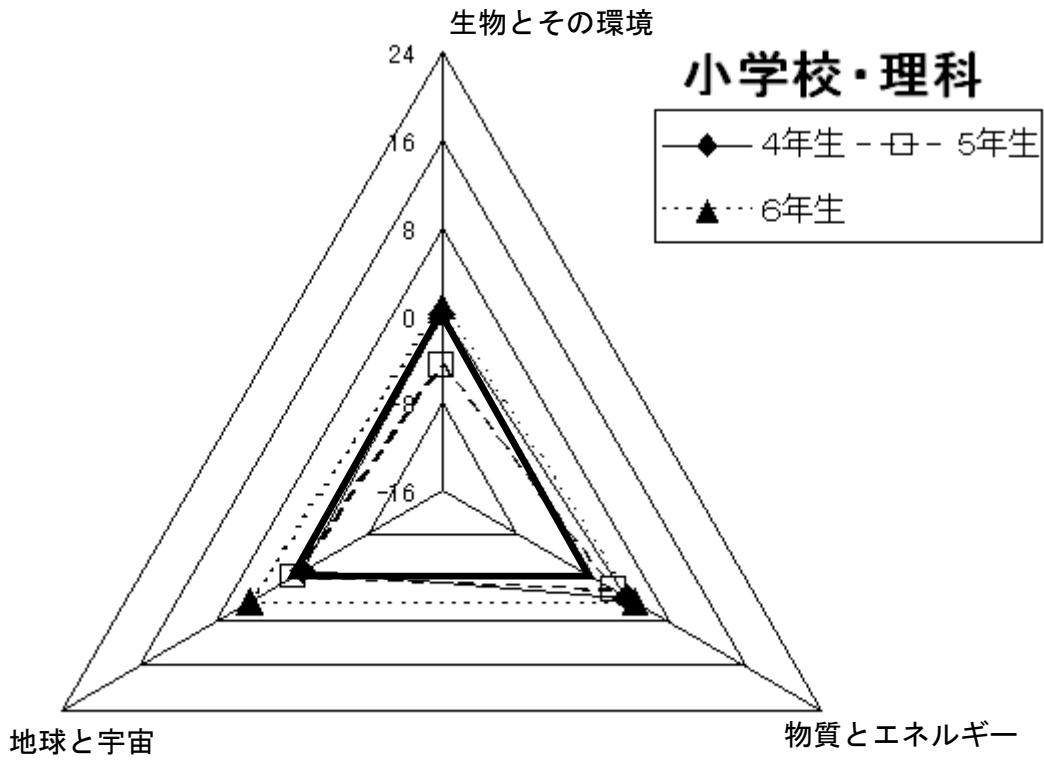


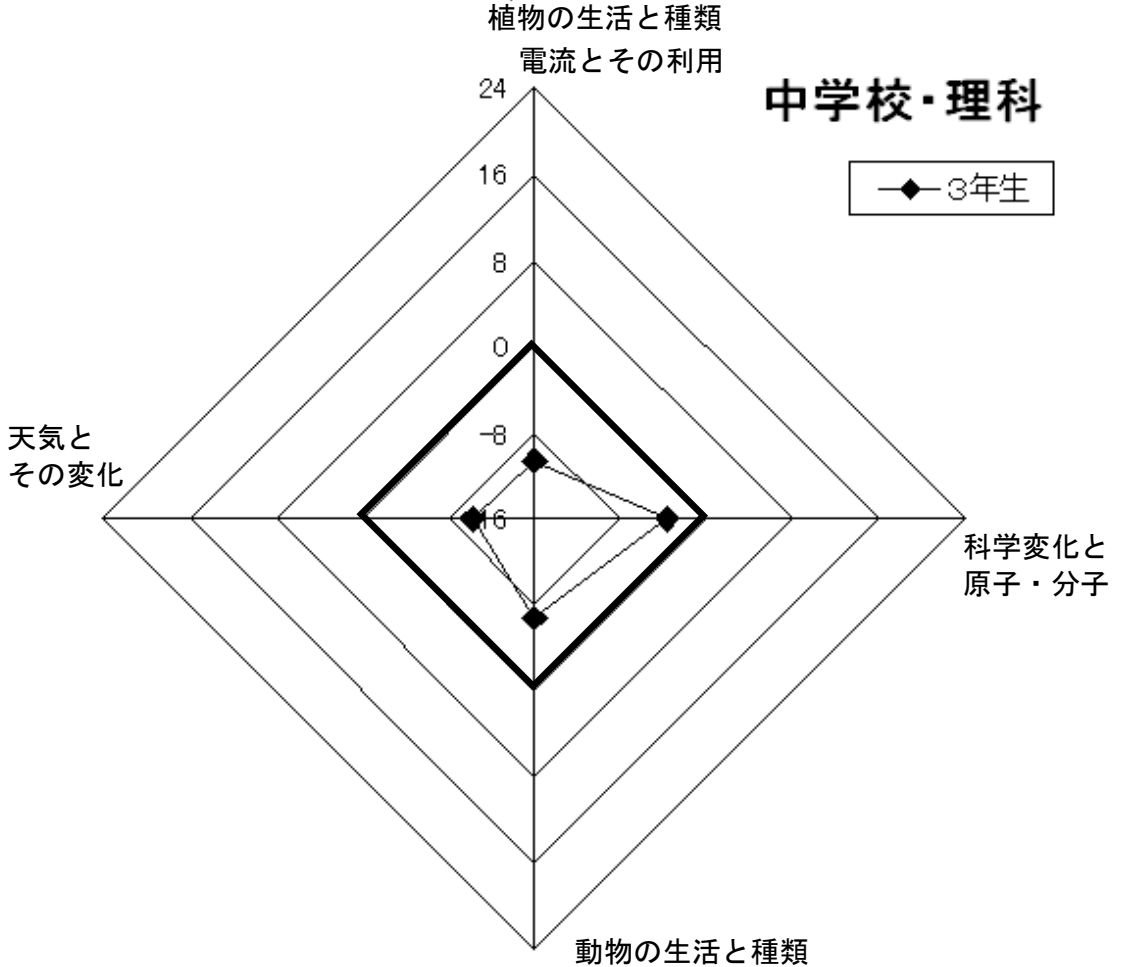
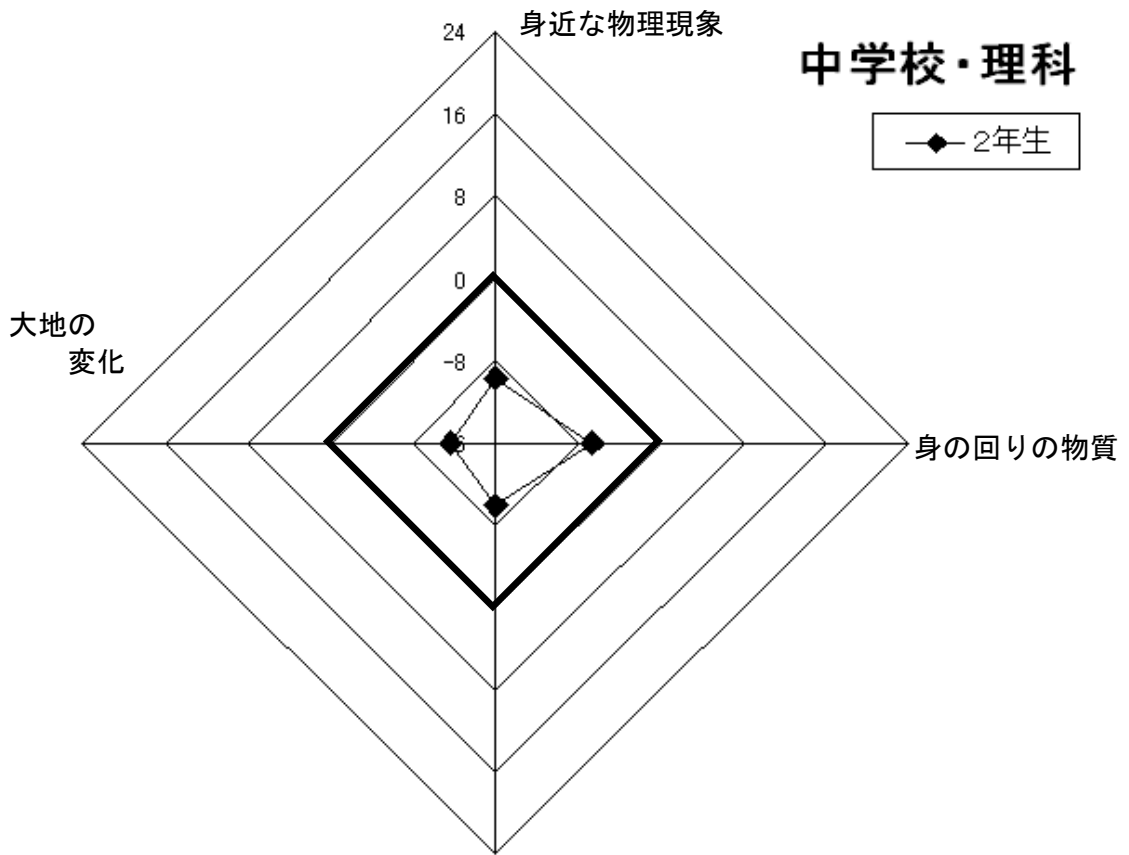


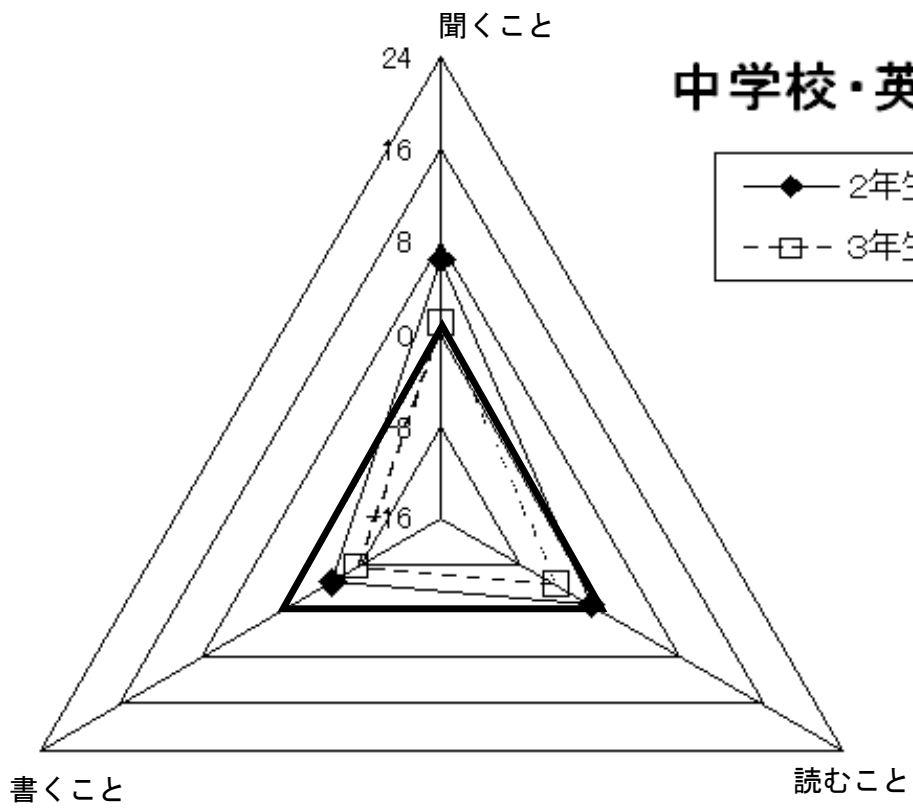












北区教育ビジョン2010検討経過

- 平成21年5月12日 教育委員会が事務局へ検討下命
- 5月14日 教育ビジョン検討委員会
- 6月 3日 教育ビジョン検討委員会
- 6月30日 教育ビジョン検討委員会
- 7月 7日 教育委員会における協議
- 7月 8日 第1回有識者懇談会
○「未来を担う人づくり」を目指していく場合の家庭、学校、地域、社会に期待される役割
- 7月31日 教育委員会における協議
- 8月 区民意識・意向調査
- 8月 7日 第2回有識者懇談会
○公立学校教育の質を高め、区民の信頼を確立するために
○「学校ファミリー構想」に、より一層実効性を持たせるために
- 9月10日 教育ビジョン検討委員会
- 9月15日 教育委員会における協議
- 9月30日 教育委員会における協議
- 10月 8日 教育ビジョン検討委員会
- 10月15日 教育委員会における協議
- 10月15日 PTA会長と教育委員との懇談会
○北区が目指すべき子どもたちの姿
- 10月19日 教育ビジョン検討委員会
- 10月27日 教育ビジョン検討委員会
- 11月 4日 教育委員会における協議
- 11月 6日 青少年委員、地域スポーツコーディネーターと教育委員との懇談会
○生涯学習社会の構築を目指して
- 11月10日 教育委員会における協議
- 11月13日 私立幼稚園、私立保育園、主任児童委員と教育委員との懇談会
○一貫教育における幼児教育について
- 11月17日 教育委員会における協議
- 11月17日 第3回有識者懇談会
○教育ビジョン案の概要
○各関係団体との懇談会における意見
- 11月25日 教育委員会における協議
- 11月30日 教育委員会における協議、素案作成
- 12月21日 パブリックコメント受付（～平成22年1月25日）
- 平成22年2月12日 教育ビジョン検討委員会
- 2月25日 教育委員会が「北区教育ビジョン2010」を策定

「東京都北区教育ビジョン 2010（仮称）」検討委員会設置要綱

21北教庶第1172号

平成21年4月28日教育長決裁

（設置）

第1条 東京都北区教育ビジョンの改定に向けて必要な事項を検討するため、「東京都北区教育ビジョン 2010（仮称）」検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 北区における教育を巡る状況や課題と今後の教育改革の方向性に関すること。
- （2） 今後の教育改革の方向性を実現するための具体的な施策に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

（構成）

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、教育委員会事務局次長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育委員会事務局教育改革担当部長及び庶務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（部会）

第4条 検討委員会の下に、事務局職員で構成する部会を置くことができる。

（招集等）

第5条 委員長は、検討委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができる。

（設置期間）

第6条 検討委員会の設置期間は、設置された日から平成22年3月31日までとする。

（有識者からの意見聴取）

第7条 検討委員会は、検討事項について、学識経験者等の有識者から意見を聴くものとする。

（庶務）

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

別表

委員長	教育委員会事務局次長
副委員長	教育委員会事務局教育改革担当部長
副委員長	教育委員会事務局庶務課長
委員	子ども家庭部長
委員	教育委員会事務局学校改築施設管理課長
委員	教育委員会事務局学務課長
委員	教育委員会事務局副参事（特別支援教育担当）
委員	教育委員会事務局指導室長
委員	教育委員会事務局生涯学習推進課長
委員	教育委員会事務局飛鳥山博物館長
委員	教育委員会事務局体育課長
委員	教育委員会事務局中央図書館長
委員	教育委員会事務局教育改革担当部長付教育改革担当課長
委員	教育委員会事務局教育改革担当部長付教育未来館長

北区教育ビジョン2010

(平成22年2月発行)

刊行物登録番号

21-1-118

発行 東京都北区教育委員会事務局庶務課
東京都北区王子本町一丁目15番22号
電話 03(3908)9279